

令和5年第4回（12月）定例会

東伊豆町議会会議録

令和5年 12月6日 開会

令和5年 12月7日 閉会

東伊豆町議会

令和五年

第四回〔十二月〕定例会

東伊豆町議会議録

令和5年第4回東伊豆町議会定例会会議録目次

第1号（12月6日）

○議事日程	1
○出席議員	1
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会の宣告	3
○議会運営委員長の報告	3
○開議の宣告	4
○議事日程の報告	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	5
○諸般の報告	5
○行政報告	5
○一般質問	13
楠山節雄君	13
栗原京子君	31
須佐衛君	44
定居利子君	62
山田豪彦君	69
○散会の宣告	83

第2号（12月7日）

○議事日程	85
○出席議員	86
○欠席議員	86
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	86
○職務のため出席した者の職氏名	87

○開議の宣告	8 8
○議事日程の報告	8 8
○一般質問	8 8
山田直志君	8 8
鈴木伸和君	1 0 6
○発言の一部訂正について	1 2 0
○報告	1 2 0
○議会運営委員会委員の辞任について	1 2 0
○議会運営委員会委員の選任について	1 2 1
○発議第 3 号 東伊豆町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について	1 2 2
○発議第 4 号 東伊豆町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	1 2 3
○議案第 5 5 号 東伊豆町犯罪被害者等支援条例の制定について	1 2 5
○議案第 5 6 号 東伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	1 2 7
○議案第 5 7 号 東伊豆町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例について	1 2 9
○議案第 5 8 号 東伊豆町国民健康税条例の一部を改正する条例について	1 3 1
○議案第 5 9 号 東伊豆町印鑑条例の一部を改正する条例について	1 3 3
○議案第 6 0 号 東伊豆町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について	1 3 4
○議案第 6 1 号 静岡県市町総合事務組合格約の一部を変更する規約について	1 3 6
○議案第 6 2 号 令和 5 年度東伊豆町一般会計補正予算（第 5 号）	1 3 7
○議案第 6 3 号 令和 5 年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について	1 4 8
○議案第 6 4 号 令和 5 年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について	1 5 1
○議案第 6 5 号 令和 5 年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第 3 号）について	1 5 3

○報告第 5号	専決処分の報告について……………	156
○報告第 6号	令和5年度教育委員会自己点検・評価報告書（令和4年度分） の提出について……………	157
○諮問第 4号	人権擁護委員候補者の推薦について……………	157
○意見書案第1号	台湾のCPTPP（環太平洋パートナーシップに関する包括 的及び先進的な協定）への加入に向けた支援を求める意見書 について……………	158
○静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙……………		162
○常任委員会所管事務調査の報告について……………		164
○議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について……………		170
○閉会の宣告……………		170
○署名議員……………		171

令和5年第4回東伊豆町議会定例会会議録

議 事 日 程 (第1号)

令和5年12月6日(水)午前9時30分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 一般質問

1. 3番 楠山節雄君

- 1) 漁業振興について
- 2) 旧稲取幼稚園の活用について
- 3) 新年度の予算編成について

2. 7番 栗原京子君

- 1) 骨髄バンクドナー登録推進とその後の対応について
- 2) ファミリーサポートセンター事業について

3. 10番 須佐衛君

- 1) 財政調整基金の活用について
- 2) 二地域居住者への対応について
- 3) 町長の政治姿勢について

4. 13番 定居利子君

- 1) 町営稲取上野墓園について

5. 1番 山田豪彦君

- 1) 道路管理について
- 2) 持続可能なまちづくりについて
- 3) 鳥獣害問題について

出席議員(12名)

1番 山田豪彦君

2番 鈴木伸和君

3番	楠山節雄君	5番	笠井政明君
6番	稲葉義仁君	7番	栗原京子君
8番	西塚孝男君	10番	須佐衛君
11番	村木脩君	12番	内山愼一君
13番	定居利子君	14番	山田直志君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	岩井茂樹君	副町長	鈴木嘉久君
教育長	横山尋司君	総務課長	村木善幸君
企画調整課長	森田七徳君	税務課長	木田尚宏君
住民福祉課長	鈴木尚和君	健康づくり課長	山田義則君
健康づくり課参事	柴田美保子君	観光産業課長	梅原巧君
建設整備課長	村上則将君	教育委員会事務局長	齋藤和也君
水道課長	鈴木貞雄君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	福岡俊裕君	書記	榊原大太君
--------	-------	----	-------

開会 午前 9時30分

◎開会の宣告

○議長（笠井政明君） 皆様、おはようございます。

令和5年東伊豆町議会第4回定例会の開会に当たり、議員の皆様におかれましては、公私ともに大変お忙しい中御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本定例会には、条例の制定、規約の変更、令和5年度一般会計及び特別会計の補正予算などがそれぞれ日程に組み込まれておりますので、諸議案とともに十分御審議の上、円滑に議事を進行されますよう切にお願い申し上げまして、開会の挨拶とします。

ただいまの出席議員は12名で、議員定数の半数に達しております。

よって、令和5年東伊豆町議会第4回定例会は成立しましたので、開会します。

◎議会運営委員長の報告

○議長（笠井政明君） 議会運営委員長より報告を求めます。

6番、稲葉議員。

（6番 稲葉義仁君登壇）

○6番（稲葉義仁君） 皆様、おはようございます。

議会運営委員会より、令和5年第4回定例会の運営について御報告をいたします。

まず、本定例会には、7名の議員の方々より17問の一般質問が通告されております。本定例会では、一般質問について、時間は60分以内、一問一答方式で行います。

また、町長には反問権の行使が認められております。

なお、反問に要する時間は制限時間の60分には含みません。

質問通告者の中で、掲示板の使用願いが14番議員より、資料配付の願いが10番議員より出されております。

本定例会の提出案件としましては、条例の制定が1件、条例の一部改正が5件、規約の一部変更が1件、補正予算が4件、報告事項が2件、諮問が1件、それぞれ日程に組み込まれております。

さらに、議会からの案件として、条例の一部改正及び意見書案についての審議に加え、静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙、常任委員会の所管事務調査の報告なども予定しております。

なお、条例の一部改正につきましては、説明資料等により簡潔で分かりやすい要点説明とし、また、補正予算の説明につきましては、一般会計がおおむね200万円以上、特別会計がおおむね50万円以上で説明することが決定しましたので、よろしく願いいたします。

以上の内容を踏まえまして、本定例会の会期は、本日から12月7日までの2日間といたします。

最後になりますが、議会運営委員会の所掌事務調査につきましては、本会議の会期日程等の運営に関する事項について、閉会中の継続調査としたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議員各位には、活発なる御審議と円滑な議会運営を切にお願い申し上げまして、議会運営委員会からの報告といたします。

◎開議の宣告

○議長（笠井政明君） これより、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（笠井政明君） 本日の議事日程は、あらかじめ皆様のお手元に配付したとおりであります。

議事日程に従い、議事を進めます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（笠井政明君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、13番、定居議員、14番、山田議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（笠井政明君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月7日までの2日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 異議なしと認めます。よって、会期は2日間と決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（笠井政明君） 日程第3 諸般の報告を行います。

議会閉会中に提出されました例月出納検査の結果に関する報告につきましては、既に送付しました。

議長の出席した会議等の報告、議員派遣の結果の報告については、お手元に資料を配付しました。

会議資料については、議員控室に置きますので、御覧いただきたいと思ひます。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長（笠井政明君） 日程第4 町長より行政報告を行います。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 皆さん、おはようございます。

令和5年第4回議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には何かとお忙しい中、御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

定例会の開会に当たり、御挨拶を兼ね、行政諸般の報告をさせていただき、議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

国の経済状況でございますが、内閣府が11月15日発表いたしました2023年7月から9月期の実質国内総生産、GDPは、前期比0.5%減、年率換算で2.1%減となり、三四半期、9か月ぶりのマイナスとなりました。2023年1月から3月期と4月から6月期はそれぞれ3.7%増、4.5%増と高成長が続いていましたが、新型コロナウイルス禍からの景気回復に急ブレーキがかかった結果となりました。この結果は、物価高の影響により、GDPの5割超を占める個人消費が振るわなかったことが主な要因として挙げられております。

政府が11月に決定したデフレ完全脱却のための総合経済対策には、所得、住民税の減税や給付金のほか、ガソリンや電気代などの補助金など、家計を支援する内容が並んでおります。賃金上昇が物価高に追いついていない現在の負担を緩和する施策に加え、所得増を裏づけとする消費拡大など、各施策による経済の持続的な成長を図るものとなっております。地方におきましても、国の施策の動向を十分注視し、町の施策の展開を図っていかねばなりません。

現在、令和6年度当初予算の編成時期を迎えております。10月31日には、職員に編成方針を通知し、要求基準を示したところではあります。当町の財政状況は、健全化判断比率など各種財政指数の上では、引き続き健全財政を維持しております。また、令和5年度においては、行政改革の成果や感染症対策に対する国の支援等により、財政調整基金残高は15億円を超えました。

しかしながら、地方交付税は今後、人口減少による基準財政需要額減が予想されるなど、財政確保はより一層厳しい状況になるものと考えております。また、歳出面では、物価、燃料費の高騰に加え、人件費の上昇、高齢化の進展等に伴う社会保障関連経費や各特別会計への繰出金、また、老朽化した校舎の建て替えなどの多大な財政負担が予想され、厳しい財政運営となる見通しとなっております。

このような状況の中、まちづくりの基本的な方向性を示す指針であります東伊豆町まちづくり総合指針を現在策定中ではありますが、最終案を取りまとめた状況にあります。また、昨年度より、町の重要課題や予算編成の方向性を示し、基本施策となるものを推進していく上での基となります東伊豆町版骨太の方針を策定しております。当初予算の編成方針の中で、

これらを職員に示し、これに沿った予算編成とするものとしております。限りある財源をより効果的、効率的に配分いたす予算編成に努めてまいります。

それでは、行政諸般の報告をさせていただきます。

初めに、防災関係ですが、12月3日に予定しておりました地域防災訓練は、各自主防災会、防災協議会の役員を中心に防災委員、消防団員等の皆様の御協力をいただき準備を進めてまいりましたが、前日の深夜にフィリピン付近を震源とする地震により、静岡県沿岸に津波注意報が発令されたため、訓練を中止いたしました。関係者の皆様に感謝申し上げるとともに、次の防災訓練への御協力をお願いいたします。住民の皆様におかれましては、訓練は実施できませんでしたが、ハザードマップの確認や備蓄品の点検など、家庭でできる防災対策をお願いいたします。

消防関係になりますが、11月9日から始まった秋季全国火災予防運動に伴い、ひがしいず幼稚園、東伊豆認定こども園、三宝保育園の園児を対象に、火災予防の啓蒙活動を実施しました。当日は、消防ポンプ自動車と消防団本部車を展示、消防団員による火災予防と消防団についてのお話、質疑応答の後、啓発用の風船を配布しました。13日には、駿東伊豆消防組合東伊豆消防署と東伊豆町消防団女性消防隊が稲取のマックスバリュ店頭で秋季全国火災予防運動についての広報啓発活動を行いました。これから火災の発生しやすい時期となりますので、住民の皆様におかれましては、暖房器具などの火の取扱いには十分注意していただき、火災を出さないようお願いいたします。

消防団の訓練として、10月1日に、城東地区方面と伊東市消防団、駿東伊豆消防組合東伊豆消防署による中継送水及び放水訓練を実施しました。11月19日には、陸上自衛隊板妻駐屯地第34普通科連隊隊員による規律訓練を実施しました。訓練を通じて、消防団員としての基本的な動きや無線機、消防ポンプ自動車等の資機材の使い方や火災現場での活動を確認しました。

交通安全関係では、12月15日から31日まで、年末の交通安全県民運動が実施されます。年末の慌ただしい時期になりますが、町民の皆様方には交通ルールの遵守と交通マナーの実践を心がけるようお願いいたします。

次に、企画関係ですが、交流・定住促進事業のうち、今年で3年目となるまちまるごとオフィスをテーマに実施しているワーケーション推進事業についてですが、9月にレクチャーワーケーション、10月にゴルフワーケーションを実施しました。それぞれ首都圏を中心に町外から13名と14名の御参加をいただき、大変盛り上がりました。双方のイベントとも町民の

方にも御参加いただき、交流を深めることができました。

また、今年度は既に3回、株式会社野村総合研究所様にワーケーションにお越しいただきました。11月には25名の方が参加され、1日目は役場の会議室で研修を行い、2日目はオンデマンド交通を利用して自由に町内を周遊いただきました。今後はワーケーションを通じて関係人口を増やすとともに、さらに法人需要を取り込みたいと考えており、株式会社アルファドライブ様と協力して、法人向けのワーケーション人材研修合宿を企画し、商品として販売を開始いたしました。

地域おこし協力隊についてですが、1月1日付で、新たに梅田留奈さんと松橋 樹さんが地域おこし協力隊として着任する予定です。梅田さんは改修後の稲取駅の運営を、松橋さんには旧稲取幼稚園の利活用をそれぞれ担当していただきます。

稲取駅の改修についてですが、現在改修を行っております。これは駅前の観光案内所が廃止になったことを受けて、町として新しい駅の形を示し、地域の活性化を図るとともに、今後のバリアフリー化につなげたいとの考えで実施しているものです。学生時代から東伊豆町に関わる芝浦工業大学のOB4名が昨年、町内に設立した株式会社マイクロディベロップメントが事業を担当し、駅が町のレセプションになることをコンセプトに改修から運営までを行います。2月中旬にオープンの手配となっております。

オンデマンド交通実証実験についてですが、将来の住民の皆さんの外出手段や観光客の移動手段を確保し、地域内の交流を活性化することを目的として、11月1日から12月27日までの間、オンデマンド交通の実証実験を行っています。町の公式LINEか電話で予約いただくと、稲取内に設置した36か所の停留所内を1日乗り放題600円で自由に移動できる仕組みになっています。

11月は延べ211人の方が乗車され、利用者からはおおむね御好評をいただいております。実験期間は残り3週間となりましたが、役場にお電話いただければ簡単に予約できますので、現在自家用車で移動されている方にも、運転免許返納後のことを考えてぜひ一度御利用いただきたいと思っております。

次に、税務関係ですが、11月、12月は県下一斉の滞納整理強化月間として、広報誌やポスター等による納税啓発に努めております。町税の滞納者に対し、文書や電話による催告、催告を通じて納税を促すとともに、賀茂地方税債権整理回収協議会との連携の下、財産調査に基づく差押など滞納処分を実施しており、町民の信頼に応える納税秩序の維持と町政運営における貴重な自主財源の確保に努めてまいります。

去る11月10日には、下田税務署及び伊豆下田税務協議会による令和5年度納税表彰式が静岡県下田総合庁舎で開催され、当町からは、税務行政に貢献した2名の方が下田税務署長表彰及び伊豆下田税務協議会長表彰を受賞されました。

また、11月11日から17日までの税を考える週間の一環として、税に関する作品を募集したところ、税に関するポスター5点、習字48点、作文23点の応募をいただきました。このうち、伊豆下田納税貯蓄組合連合会により表彰された作品7点を、町民文化祭の会場及び役場ロビーに展示し、納税意識の高揚や滞納抑止に努めたところでございます。御協力をいただきました児童生徒をはじめ、学校関係者の皆様には改めて感謝を申し上げます。

次に、住民福祉関係ですが、高齢者の方々への感謝と長寿をお祝いするため、75歳以上の対象者3,270人にメッセージを添えて敬老祝い金を贈呈し、御長寿のお祝いをさせていただきました。本年度、めでたく3名の方が100歳を迎えられ、また、88歳の米寿を迎えられた方は123名いらっしゃいました。今後も御長寿の皆様には健康に留意され、ますますの御健勝をお願い申し上げます。

次に、健康づくり関係ですが、国の方針により実施することとなった新型コロナウイルスワクチンの秋開始接種につきましては、役場及び保健センターを会場に、10月1日から集団接種が行われました。11月18日に全ての日程が終了し、合計で2,802の方が接種されました。町民の皆様には接種会場での円滑な運営に御協力をいただき、お礼申し上げます。

今後の接種につきましては、町内医療機関の御協力の下、指定された日時で個別接種を実施しております。国内ではこの冬、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行が懸念されております。感染拡大を抑えるためには、日常生活での予防対策をベースにワクチン接種も重要であることから、町民の皆様には引き続き、うがい、手洗いの励行に加え、感染予防、重症化抑制の観点からも予防接種の検討をお願いいたします。

健康イベント関係であります。10月29日に奈良本区と奈良本商店会が中心となり、奈良本ヘルシーウォークが開催されました。これに併せ、奈良本公民館では、栄養相談や骨強度チェックなどの健康イベントを実施し、地域の皆様の健康を考える一日として50名の方に御参加いただきました。

次に、観光関係ですが、今年3月から9月の入湯客数は35万8,239人で、前年対比で見ますと約5.8%の増となりました。コロナ禍前の数には達していませんが、徐々に回復してきている状況と捉えております。予想を上回る酷暑やお盆の時期に台風が襲来するなど、恵まれない条件もあり、夏季の入湯客数としては予想どおりあまり伸びませんでした。9月

は前年比で伸びておりますので、秋から冬のシーズンにも期待しているところです。

イベント関係では、9月16日から10月1日まで、熱川温泉湯守文化配信事業が行われました。これまでにない取組として、源泉の管理作業を見学してもらい、熱川温泉の歴史や温泉を守ってきた文化に触れる体験メニューが実施されましたが、毎回定員いっぱいの申込みがあり、新たな誘客メニューとして期待できる取組でした。

9月24日には、同じく熱川温泉において石曳き道灌まつりが開催されました。この日は、台北駐日経済文化代表所横浜分所の所長様をはじめ、台湾観光協会東京事務所長様、さらには、台湾で活躍されている方々にお越しいただき、石曳きに参加していただくなど交流を深めたところです。翌日には、台湾の関係者出席の下、町議会議員の方による日台友好議員連盟発足式が行われたことも申し添えます。

9月30日には、稲取温泉において、5年ぶりとなるどんつく祭りが開催されました。姉妹都市である長野県岡谷市の方々もお招きし、祭りの雰囲気を感じていただきました。観光のお客様が皆笑顔で楽しんでいる姿が印象的であり、伝統行事となりつつあるどんつく祭りが継続されることを期待しております。

10月6日から27日まで、稲取細野高原すすき鑑賞会が開催されました。期間が短く、週末に天候が悪いこともあり、来遊客の数は前年に及びませんでした。広大なすすきの野原を堪能していただけたことと思われまます。

都市部での取組として、9月30日から10月22日まで、東京都渋谷区の商業施設において東伊豆町PRイベント、渋谷温泉を開催しております。このイベントは、東伊豆町の温泉を足湯にて体験してもらい、町を知ってもらうことを目的に開催され、展示場所にて雛のつるし飾りの展示やパンフレットの配布、名産品の販売をしていただきました。開催には杏林女子大学と芝浦工業大学の学生にも協力していただき、会場を盛り上げてくれました。最終日には私も参加してトークイベントを開催し、東伊豆町をもっと知ってもらえるようPRしてきたところです。

10月28日には、稲取地区特別財産運営委員会による細野高原の防火線焼きが行われました。乾燥する冬季を迎えるに当たり、細野高原からの延焼を防ぐためにも、大変な作業ではありますが、実施いただいたことに感謝申し上げます。

11月19日に、第66回東伊豆町民ゴルフ大会が開催されました。参加は78人と少し寂しい人数となりましたが、参加した皆様の思い思いの目標を掲げ楽しんでいただくということで、長く続く大会を盛り上げていただきました。

また、11月27日、北川温泉において謝月祭が開催されました。ねこさい広場に木製のテラスを今年度事業で整備しております。ここをムーンロードテラスと称し、お披露目としてテープカットを行いました。その後、モニュメントの除幕式、幻想的な雰囲気の中でのキーナ奏者のライブなどが行われ、お越しいただいたお客様にもムーンロードテラスを満喫してただけたことと思われまます。

11月2日から5日まで、美しい伊豆創造センター主催の台湾へのトップセールスが実施されましたので、参加してまいりました。主な目的は、伊豆半島と台湾観光協会が観光、教育、物産などに関し包括連携協定を結ぶことで、11月4日に無事協定が締結されました。東伊豆町としても、独自に台湾との協力体制を促進するために、南投市の市長をはじめ、台湾で最大の民間鉄道会社である台北捷運の代表とも交流をしてまいりました。

そのほか、町のPRとして、成立学園高等学校学園祭、浅草PRフェスタ、岡谷市収穫祭、伊豆うまいもん市、ふるさとチョイス大感謝祭、昭和女子大コスモス祭、静岡夢逸品市場など、東京都や横浜市、静岡市において東伊豆町をPRしてまいりました。町の知名度を上げ、少しでも誘客に貢献できればと考えております。

商工関係ですが、毎回好評いただいている地域商品券は6,000冊を用意して販売いたしました。現在若干ではありますが、残っているようですので、まだ購入されていない方はぜひ御利用いただきたいと存じます。

ふるさと納税関係では、今年度の当初予算の歳入は4億円としておりましたが、6億円の寄付金が見込まれる予定ですので、今議会に2億円の増額補正をさせていただきました。

次に、建設整備関係ですが、法定で点検、修繕が義務づけられた橋梁補修につきましては、工事1件及び設計2件を実施しております。今後も計画に沿って推進し、安全確保に取り組んでまいります。

なお、白田川橋につきましては、現状の橋台の形状の把握及び方針を検討するための業務を委託しており、今後、議会及び地域住民の皆様と協議してまいりたいと考えております。

11月13日には、伊豆横断道路建設促進期成同盟会の活動により、静岡県森副知事等に対し、大川地区から伊東市八幡野地区へのバイパス道路の整備について要望をいたしました。状況が整い次第、伊東市との協議を進めていきたいと考えております。

地籍調査事業につきましては、稲取Ⅱ地区として、田町区町内会の一部であります0.04平方キロメートルについて、10月1日と2日に説明会を開催し、11月15日から22日にかけて、土地所有の方々との境界立会いを実施いたしました。御協力いただいた皆様にお礼申し上げます。

ますとともに、今後も事業の完了に向けて取り組んでまいります。

次に、教育関係ですが、まず、学校教育関係から申し上げます。

学校における各種行事や体育文化活動につきましては、9月30日に熱川、稲取の両中学校がそれぞれ体育祭、運動会を、10月7日にはひがしいず幼稚園で運動会が実施されました。当日は天候にも恵まれ、会場で応援をさせていただきましたが、子供たちが懸命に頑張る姿に感動するとともに、子供たちから活力をいただき感謝をしている次第です。

修学旅行につきましては、9月に両小学校において、東京方面へ1泊2日の日程で無事実施されました。中学校におきましては、2年生が来年2月に実施予定となっています。11月15日には、幼稚園年長児の七五三のお祝いがひがしいず幼稚園にて行われました。園児とその御家族の方々にお祝いを申し上げますとともに、健やかな成長を心から願うところです。

社会教育関係では、11月4日、5日に、第46回町民文化祭が開催されました。今回は稲取小学校体育館を会場に、舞台の部で11団体、展示の部では30団体が参加をいたしました。約900名の町民の皆様が来場し、作品の鑑賞や舞台を楽しんでいただくことができました。準備段階から開催までの関係各位の御尽力に心から感謝申し上げます。

11月18日には、第39回青少年主張発表大会において、小学生2名、中学生2名、高校生2名の計6名の児童生徒から発表がありました。日頃、学校や地域社会で問題や話題となっていること、将来の夢などをテーマに、それぞれの思いや課題解決のための提言など、真剣に悩みながら考え、主張発表をしていただいたものと思われまます。役場の職員にも発表された意見の情報共有を図りました。発表された皆様の思いを受け取り、我が町の町政にも生かしていくことができればと思う次第です。

12月2日には、毎年恒例の静岡県市町対抗駅伝競走大会が開催されました。東伊豆町の代表として精いっぱい走っていただきました。選手の皆様はもとより、御協力いただいた関係者各位に心より感謝申し上げます。

来年の1月1日には、元旦マラソン&ウォーキングを計画しております。一年の計は元旦にありと申します。初日の出を浴びながら心身の健康を願っていただければと思います。令和6年最初のイベントとなりますので、町民の皆様の参加を心からお待ちしております。

毎月1月に開催しております成人式ですが、成人年齢が18歳となったものの、当町では今年も二十歳の門出を祝う行事として、令和6年1月7日に式典を開催いたします。

次に、水道事業関係ですが、水道料金第4期分までの現年度調定額は、前年対比約600万円、2%の増となりました。入湯客数が増加したことにより、使用水量が増加しております。

一方、費用の中でも構成比の高い動力費、電気料金につきましても、国の負担軽減策の効果もあり、前年比で大幅に減少していることから、決算における事業損益の改善に期待しているところでもあります。

また、9月定例会の補正予算につきましては、予算組替えをさせていただきました取水施設調査予備設計など、新浄水場整備に向けた委託業務の契約も締結し、事業を進めておりますので御報告いたします。

最後になりましたが、師走の慌ただしい時期を迎えております。日一日と寒さも厳しくなりますので、町民並びに議員各位におかれましては、健康に十分留意されまして、ますます御活躍いただくことを念願いたしまして、行政諸般の報告とさせていただきます。

◎日程第5 一般質問

○議長（笠井政明君） 日程第5 一般質問を行います。

持ち時間は、質問・答弁を含め60分以内で、本定例会は一問一答方式により行います。

また、町長の反問権については、議長の許可の下、行使することが可能です。

なお、反問権行使に要する時間は、持ち時間60分に含めませんので、御承知ください。

◇ 楠山節雄君

○議長（笠井政明君） 3番、楠山議員の第1問、漁業振興についてを許します。

3番、楠山議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） おはようございます。

今回、私3問通告をしてあります。1問ずつの受け答えて、すみません、お願いをしたいと思います。

1問目です。漁業振興について。

伊豆地区のみならず、黒潮大蛇行の影響による磯焼けは全国的な問題となっています。我が東伊豆町でも、伊勢海老、アワビ、キンメダイ等、全般的に魚介類の不漁は深刻な状況と

聞いています。そこで、以下の点についてお伺いをいたします。

1 点目、町は現状をどのように認識をしていますか。

2 点目、深刻な場合はどのように対応していきますか。

3 点目、今後の漁業振興についてのお考えを。

よろしく願いいたします。

○議長（笠井政明君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） おはようございます。

楠山議員から御質問をいただきました。

まず最初、漁業振興についてということであります。順を追って御答弁申し上げたいと思います。

まず、町の現状、どのように認識をしているかということにつきましては、漁業については今御質問いただいたとおり、長年続く黒潮の大蛇行や海水温の上昇などにより、全国的にも様々な変化や影響が出ているということで、度々テレビなどでも取り上げておりますけれども、これらについては伊豆半島においてもほぼ共通の課題だというふうに認識しております。全くもう魚種も変わるし、取れるものも取れないし、逆に取れていないものも取れてきたりとかと、いろいろ複雑に変化しているというふうに認識しております。当町においても、伊勢海老やサザエ、アワビなどの漁獲が減っていることは認識をしておりますし、キンメダイについても減り続けているのではないかと思われる漁獲高となっているため、将来的にとっても不安を覚える状況であると捉えております。

サザエやアワビなどの貝類の減少は、餌となる海藻が減ってきているのではないかという話、その減る原因の一つとして、ブダイやウニが増えてしまって、海藻を食べてしまっているのではないかなというようなことも言われていて、減ることが様々な要因が絡んでいるかなというふうに今認識をしているところであります。

続きまして、そのような状況が深刻な場合はどのように対応をするのかというお話であります。

現在の静岡県水産・海洋技術研究所伊豆分場の対応といたしまして、お話をさせていただければと思います。

現状の調査と把握をし、各種対策を伊豆漁協の支部と進めているという状況です。現状で

考えられる対応としては、少しでも資源が減らないように、または増えていくことを期待して、ブダイやウニの駆除をやるべきか、または海藻を増やす方策を進めるべきかなど、静岡県水産・海洋技術研究所伊豆分場や漁業協同組合などと相談をしながら対応していければというふうに考えているところです。

続きまして、漁業振興についての考えはということでございます。

漁業振興といってもかなり幅が広いので、少しちょっと私見が入るかもしれませんが、東伊豆町においては水産業と言えばまさに漁業であり、多くの方々はキンメダイを頭に浮かべるのではないのでしょうか。近年、そのキンメダイの漁獲量が安定せず低迷している、今、先ほどお話ししたとおりでございますけれども、これが大きな問題になっている、死活問題ということだと思います。

一方で、少し昔に目をやると、明治時代には志津摩の近辺が豊かな漁場だったことが、金指 徹さんという方が「風土記入谷の里」というのを書かれておりまして、私それ読んだんですけれども、そこに書かれておりまして、当時はこの沖合までマグロやカツオが回遊してきて、近くの磯では1回の釣りでブリ44本が上がったと記されておりますし、そのほかにもイカやサンマも多く回遊してきたというふうに書かれておりました。

江戸時代から続く東伊豆町稲取の伝統産業のテングサ漁、町の郷土史には1955年頃には、タル海女というんでしょうか、片仮名でタルと書いて海女さん。70人。干潮時に岩のテングサを取る、70名の方が干潮になったときにテングサを取ったというのが残されていたり、要はテングサ、おかむしりをやられている方がテングサを取る、おかむしりをやられている方が真夏に40人もいたというような記録も残っていると。今と随分風景が違うとか雰囲気が違うなと思いました。

このように活気を呈していた東伊豆町の漁業ですが、いつの日からか東伊豆町に陸揚げされる水産物の量は少なくなっているように思います。令和4年度の稲取漁港で1トン以上の陸揚げをされる魚種は、キンメダイ、サザエ、ムツ、テングサで、大川漁港、白田漁港では、ともにサザエのみの陸揚げ、1トン以上ということですが、なっていると。

一方で、北川漁港で1トン以上陸揚げがされる魚種というのは、ソウダガツオ、マイワシ、ウルメイワシ、カタクチイワシ、マアジ、ムロアジ、サバ類、ブリ類、イサキ、サワラ、シイラ、トビウオ、ハギ類、ムツ、ホウボウ、サザエ、スルメイカなど多岐にわたっているという報告書を拝見をしました。キンメダイの漁獲量が安定して得られない中、漁業に従事される方の所得を安定かつ向上していくためには、現状を再チェックをして、必要な対策を当

然取らなければいけないというふうに感じております。

これを踏まえまして、一口に漁業振興策といっても、例えば水産資源の管理、そして産地の生産力の強化による水産業の成長産業化、または漁村の活性化の推進など、多岐にわたって来るとお思いますので、状況に応じて、タイミングに応じて、あと町の財政も含めて、その辺を総合的に考えながらやるべきところを少し考えていくことが必要かと。当然、現場にいる漁業者の方々にもお話を聞いたり、議会の皆様方にも御意見を聞いたりとやりながらだと思っておりますけれども、そんなイメージでおります。

中でも、いろいろやることはあるんですが、ただ、その中でも、水産業の成長産業化を念頭に置いた養殖業の推進、あともう一個、漁村の活性化の推進はとても重要な視点だと考えております。最近、水産庁が進める施策で海業、海の業、海業というらしいんですけれども、海業という言葉を書くようになりました。海業とは、水産、観光、飲食業など、海に関する地域資源を生かす産業のことで、地元漁業を中心としながらも、これらの海業を最大限に生かした漁港施設の活用を推進できればいいなというふうに今感じているところでございます。

以上でございます。

○議長（笠井政明君） 3番、楠山議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） ありがとうございます。

町長からもちょっと今、答弁の中で触れたことなんですけれども、基本的なことというか当然のことと私は思っているんですけれども、最初に町長の再認識みたいな形でちょっと聞きたいということは、今言われたように漁業、今回漁業振興ということなんですけれども、漁業だとか農業、商工、魚介類というんですかね、海に関わるものを使った加工品なんかも含めて、あとは農業から生産されるようなミカンも含めての、そうしたものの加工品なんかもあるということですので、漁業、農業、商工、こうしたことというのは観光振興にとって欠かせない産業だというふうに私は思っていますし、そうしたことがあることによって、この東伊豆町観光の資質を高めている、そういう認識で私はずっといるんですけれども、町長、その辺の認識は多分同じだと思いますけれども、一度答弁をいただけますか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 御質問ありがとうございます。

漁業、農業、商業と様々な業種が観光振興にすごく重要なポイントではないかというお話

だと思えますけれども、全くおっしゃるとおりで、今お話をしました海業という考え方が、まさにそれに当たる。海業においてはどれが一番いいというわけではなくて、それぞれの業種をうまく連携をさせることによって、それぞれが相乗効果を上げていくということだと思えます。

例えば、稲取漁港に空いたスペースがあれば、そこに民間活力を入れて何か観光的なものをやらせてもらうということもあるかもしれませんし、決めたわけでも何でもないですけども、そのようないろいろな連携をすることによって、そこににぎわいが出てくるのかなということだと思えます。

○議長（笠井政明君） 3番、楠山議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） 町長の説明の中にもあったと思うんですけども、ちょっと再度話をさせていただくと、黒潮の大蛇行が始まって7年目に入ったということで、ネット辺りでもその辺の資料があつて専門家のお話もこの中に載っているわけなんですけれども、そこで過去にはある程度続くと大蛇行がなくなるよというふうなことを繰り返してきたみたいなんですけれども、今回はネットだとかいろんな資料を見ても、やっぱり当面続くだろうと。黒潮の量がやっぱり減っているだとか、勢いがなくなっているそういうことを考えると、大蛇行が当面は続くだろうと。これからも解消することはないよということですけども、このことによって先ほど町長からも答弁がありましたように、大型海藻のカジメ、この辺が大きな影響を受けているんですよね。一、二年で回復をするような状況であれば、このカジメの回復というのももちろん出てくるみたいなんですけれども、もう7年という状況ですと、この前、固有名詞出してですけども鈴木 精組合長ですとか、白浜の研究センターの職員ともお話をさせていただいた中で、もうカジメの茎が溶けているような状況。これは多分黒潮の大蛇行がなくなっても回復は多分しないだろうというふうな状況にある。このことによって、先ほど町長が言ったように伊勢海老だとかアワビだとか、特にアワビなんかがやっぱり海藻を食べて食物連鎖みたいな関係になってくると思うんですけども、そうしたことでともかく潜りの関係者からも聞いても、本当に貝類が激減をしているというふうな状況なんですよね。

そこで、町長にちょっとお願いも含めてのことになってくると思うんですけども、今現在東伊豆町の稚貝の放流ということに対して支援をしていますよね。この金額が多いとか少ないとかという話になってくるんですけども、私は少ないんじゃないかなということ、

隣町河津町がありますけれども、河津のちょっと金額なんかも教えていただいたりしたんですけれども、その辺、例えば稚貝だとかというその放流についての支援というのをちょっとどうでしょう。増額をしていくとかというその辺の考え方をちょっとお聞かせいただけますか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 各自治体によってその放流の状況がまず違うと思います。それぞれのエリアごとに多分条件が違うので、一概に数字だけで比較することはできないのかなと思いますが。

○議長（笠井政明君） ちょっと暫時休憩します。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時24分

○議長（笠井政明君） 休憩を閉じ再開いたします。

改めて町長お願いいたします。

町長。

○町長（岩井茂樹君） はい、ありがとうございます。

放流というのは確かに資源回復のとても重要な手段だと思います。ただ、各エリア、各伊豆半島でもそれぞれの場所でそれぞれのやり方でそれぞれの数をやっていると思いますが、いろいろな条件が違ったりとかということもあるかと思いますが、あとは本当に何が効果的かということについては、そこ両方考えながら適切な量をなかなか状況が整っていないのに放流ばかりして、結局それがあまり根づかないとかそういうふうにならないように、それはいろいろな科学的な多角的な見方から取り組むことが重要だなと思っています。

一方で、今お話いただきましたけれども、私も冒頭少し触れましたけれども、今まで海水の温暖化ですね。あと黒潮の蛇行という話もあるんですが、今まで取れていたものが取れなくなっていて、取れていないものが取れてきているというところもすごく重要なポイントだと思っています。取れなくなるといことは、それなりの条件がどんどんそぐわなくなっているところに対して、人間の力でどこまでそれを対応できるかというのは、なかなか限界があるのかもしれないという中で、じゃ何をやるんだと言われたときに、例えば魚種とか取

れなくなったものを無理に頑張っておとすという、取れるものならしっかりと、そこはだから何ていうんですかね。放流とかもやりながらある程度は確保しながらも、でも同時に漁業者の安定した所得とかその辺を考えたときに、例えば場合によれば新しい魚種を考える。先ほど答弁の中でお話ししたように、東伊豆町においては、かつては様々な魚種があって、多分それも変わってきたのかもしれないんですけども、その辺をしっかりと把握をしながら、東伊豆町の漁業がこれから継続的に栄えるようなやり方というのを少し考えるという見方も重要ではないかなというふうに思っています。

○議長（笠井政明君） ちょっと暫時休憩いたします。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時27分

○議長（笠井政明君） 休憩を閉じ再開いたします。

3番、楠山議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） 町長、遠くで見にくいと思うんですけども、これ10月15日の伊豆新聞さんの記事です。

ここでもやっぱり黒潮の大蛇行の影響、もう深刻だよというふうなこれ記事があるということで、私もちょっと取り寄せをさせていただきました。

先ほどのアワビの稚貝の放流等については、私聞いたときには、予算書、すみません、確認をしていなくて申し訳ありませんけれども、東伊豆町が80万円ぐらい支援をしているということで、隣の河津町の金額を聞いたときにちょっとびっくりしたんですけども、200という数字をお聞きをしました。こうした違い、海士の人たちがこうした魚介類というのを取ると思うんですけども、河津の規模、漁業者の規模、そうした海士の人たちの規模と東伊豆町の海士の規模、頭の中でこう思い浮かべたときに、「え、東伊豆町ちょっとこれ少ないんじゃないの」というふうな思いがしました。

町長言われるように様々な状況なんかもあると思いますので、この辺はぜひちょっと検討していただいて、こうした支援ができないのか。それで、効果性も町長のほうからお話があったように、ただ稚貝を上からばらまくと、やっぱり魚に食べられたりするというふうな効

果がやっぱり期待できないというその部分もありますので、ダイバーに頼んでしっかりと穴の中に放流をするようなそういうやり方というのにも必要になってくるのかなというふうに思っていますので、ぜひそこは支援についての検討をしていただきたい内容ということをお願いをしたいと思います。

それから、稲取と言えば稲取キンメというくらいの本当に東京辺りの高級料亭でも本当に使われるような有名なものなんですよ。なかなかもう本当に庶民の口には入らないような高級魚になっているんですけども、一応キンメの漁獲の量も平成29年、7年前黒潮の大蛇行が始まったわけなんですけれども、そこからずっとやっぱり減少をし続けて、令和4年度には黒潮の大蛇行が始まる前の約半減です、収穫の量が。

それで、今年もちょっと確認をしたんですけども、まだ途中までの数字しか出ていなかったんですけども、今年度はまたその半減をさらに下回るような状況で推移をしているということで、本当に危機的な状況じゃないかなと私は思っています。

それで、白浜のセンターのほうの職員とも所長さんともお話をしたときに、キンメの養殖もやり始めたというお話をしているんですけども、やっぱり深海の魚ですので簡単にはいかないということで、この辺のただ緒に就いたばかりだと思うんですよ。しかし、こうしたことも併せてやっぱり可能性を追求をするということで、白浜の県水産・海洋技術研究所伊豆分場ですね、正式名称。それとか温水利用センターですとか、県の種苗研究所、こうした組織もあると思いますので、こうしたところと連携をしながらその辺の対策を図っていくというふうなことはどうでしょう。町長、お考えをお聞きをしたいと思います。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

すみません、先ほどの稚貝の放流の数字的な話なんですけれども、河津が200で東伊豆が87万円ということだと思いますけれども、事業費が全然違うんですね。事業があつてその補助額的な話で言うと、比率は非常に東伊豆はそんなに悪くはないんですけども、事業の量が多分少ないんだと思いますけれども、ただ一方で河津、西伊豆辺りはすごく多いんですけども、ほかの町については、東伊豆が一方的にそんなにむちゃくちゃ悪いかと言うと、ちょっとあれですけども、いろんなやっぱり地域の状況があるなというのをちょっと今一覧表見てちょっと感じたというところで、そこも踏まえながらやれるところをしっかりとやるというのが重要なと思いました。

そして、養殖についてなんですけれども、随分前にキンメの養殖の話を実は言っていたこ

とがあります。そのときは、焼津かどこかに稚魚か何かを持って行ってやり始めたぐらいの話で、もしそれがうまくいくようになって、技術的に確立されて、しかもやる場所が東伊豆のどこかにあれば、当然それは着手すべきだと思うんですが、一方でキンメダイというのは成長にすごく時間がかかるということで、養殖魚種として、要はなるべく早く成長するほうが何ていうんですかね、出荷の予見性と言うんでしょうか。そういうところでやりやすいのではないかなど。キンメダイについては、それがなかなか難しいよねという声も実は漏れ伝わってきているということで、その辺も注視しながらやれそうな雰囲気、情報をしっかりとキャッチして、チャンスがあれば取り組んでいくという姿勢で臨んでいきたいと思います。

○議長（笠井政明君） 3番、楠山議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） 先ほども申し上げたように、大蛇行が本当にいつ終わるのかで全く見通しが立たない、そういう状況の中で手をこまねいているんじゃないんだろけれども、やっぱりこう見ている状況じゃ、もうやっぱり改善はしないと思うんです。そうした中でできること、そうしたことをしていくのにはやっぱり稚貝の放流なんかとか、そうしたことも必要じゃないのかなということと、海藻類の養殖、こうしたものにも手がけるべきだなというふうに思っています。

カジメのほかにやっぱりヒジキですとかワカメ、それからアントクメという何かそういう種類の海藻もあるみたいで、こうしたものがやっぱり代用できるんじゃないかというお話も白浜のセンターのほうからもやっぱり聞いていますので、そうしたことの可能性も実施をしていくべきだなというふうに思っています。

あとは、県との連携。特に白浜さんとの連携というのは重要になってきますので、漁業者も含めて関係者でその辺をぜひ進めていただきたなというふうに思いますけれども、どうでしょうか、町長。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） そうですね。海藻についてはいろんな種類のものがあって、いろいろな環境で育つということもあってチャレンジする価値はあるのかなというふうに思っております。

一方で水産業については、やはり漁協さんがやっぱり熟知されているということだと思うので、現場サイドからの御意見もしっかり聞きながら適切な対応というのを図っていきたいと思います。

沼津市が海ぶどうの養殖、あれは餌にするというより人間が食べるというものだと思うんですけども、つまり先ほどお話ししたように沖縄のものを静岡で、しかも沼津のエリアで作り始めるということ自体、やはりいろいろなものの変化してきているところで、そこに沼津市さんのようにフィッティングさせるやり方もあるし、今までの取れていたものを何とか取ろうという努力をするやり方も多分あると思うんです。

そこは、客観的に事実関係を調べてやっていかなければいけないかと、適切な対応をどちらに決めるというわけではなくて、幅広に見ながら適切な対応を当町は図っていきたいと思っています。

○議長（笠井政明君） 3番、楠山議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） すみません。長くなりますけれども、あと2点ほど。

1点は、今後の漁業振興について町長からも全く今そのお話が出たんですけども、海ぶどう、沼津市の取組がされているというほかに、全国で様々なそのつくる漁業みたいなものがスタートしていると思うんです。そうしたこともさっき言ったようにどんどん状況が変化をしている中で、そうした対応というのも今後やっぱりしていく必要があるのかなと。

私は、大川小学校が空き校舎になったときに、そこで水族館みたいな構想を提案したんですけども、それは全然実現もされていないんですけども、今後小学校、中学校そうした施設が小中一貫だとか統合だとかというのがまだ決まっていない中、将来的にもしかしたらそうした施設が出た場合、そこで新たなつくる漁業というのを展開するという、そうしたことも必要じゃないかなというふうに思いますけれども、その点を1点お願いします。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） はい、ありがとうございます。

学校の跡地を活用するというのは、いろんなものが可能性があると思っていまして、養殖というお話もあれば、場合によれば飲食業の方が何か6次化産業の中で何かつくり出す拠点にしたかどうかとか、いろんな御意見が。大川小のあの跡地について言うと、養殖ができるかどうかと考えたとき、詳細な検討はしていないんですけども、あそこは比較的水の量が多い豊かだというふうに思っています。真水ですけども。あと、加えて言うと大川小学校からそんなに遠くないところに今も生きているんでしょうか、温泉の源泉があったかと思うんです。例えば、そういうものが有効利用できるようなものであれば、もしかしたらそういうところも生かしながら付加価値の高い魚種、あとは貝、エビを養殖ということも可能かも

しれないので、検討の余地はあるかなと思っておりますので、タイミングを見計らってちょっと検討はしてみたいなと思います。

○議長（笠井政明君） 3番、楠山議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） すみません、最後にそのことについて、1点お願いをしたいと思えます。

治山工事です。

工事自体は国土保全ですとか、あるいは防災の観点、それからその他工事を請け負う、いわゆる地元業者の育成というそのことも含めて大変ありがたい事業だなというふうに私は思っています。あるべきことかなと思っています。

ただ、漁業者からは懸念の声がやっぱり広がっているということは、その工事によって泥水、濁りそうしたものが発生をして、海に入り込むという状況、そのことを考えると、さっき言ったようにアワビ、伊勢海老、サザエ、それからトコブシそうしたものが生育をするつぼらみたいなのが、穴がやっぱり埋まってしまうという弊害そうしたことが出てきているというふうなお話を聞きました。

それで、鈴木 精運営委員長もそのことの懸念があって、県とも話し合いを何かしているみたいというか、したこともあるみたいなんですけれども、なかなか改善をされてこないというふうな状況です。

そうしたことの中で、例えば伊勢海老漁の漁期のときには工事をしないだとか、あるいはやむを得なく工事をする場合は、そうした汚れた水だとか土砂が流出をしないような、最小限に抑えるようなそうした工夫を土木、あるいはそこを請け負う業者、それから漁業関係者で話し合うということが私は必要ではないかなと思うんですけれども、町長その辺の働きかけは県のほうにするという考え方はどうでしょう。

○議長（笠井政明君） 楠山議員、治山については今回通告にはございませんので、通告外とさせていただきます。

○3番（楠山節雄君） 漁業振興に、漁業に対する悪影響をこういうことによって与えているということで、私は関連があると思いますけれども、全く違いますか。

○議長（笠井政明君） 答えられますか。

町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

なかなか難しく、瀬戸内海では例えばダムとか、あとは水質をきれいにし過ぎてしまったために海が豊かでなくなった。逆に、要はし尿施設とか全部造ってしまって、いろいろなリンとか窒素とかそういうものが海に流れなくなって、海が痩せてしまってという反省の声も聞こえてきたりするところもあるわけです。

一方で砂のそういう問題というのは、貝に対する影響とかエビとかあるのかもしれませんが、ちょっとその辺の話はまだ漁協さんからも詳しく聞いていないので、ちょっと今のところ何とも言えないところがあるんですが、県主体の工事であるということもありますので、一義的には県が責任を持ってやることなのかなと思うんですが、まずは、どんな状況でどうなんだという話を事実確認、何ていうんですかね。イメージとか根拠のない話で物事言えないので、やっぱりその辺はちゃんと現場サイド、漁協さんからお話を伺って、どういうふうになっているかというのをこちらでも判断させていただいて、それを踏まえて必要があれば、例えば県との連絡会議もありますので、そういう場で少しお話をするとかということは可能なんではないかなというふうに思います。

○議長（笠井政明君） 3番、楠山議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） 私、伊勢海老だとかそういう魚介類に影響が出てくるよというふうなことの中でお話を今させていただいていますので、関連があるということでぜひ認めていただきたいなと思います。

こうしたことがやっぱり、砂がやっぱり波によって海藻を削るというそういう悪影響もやっぱり出ているというお話もしていますので、ぜひ漁業関係者と現状をちょっと把握をしていただきたいなと思います。答弁はいいです。

○議長（笠井政明君） 次に、第2問、旧稲取幼稚園の活用についてを許します。

3番、楠山議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） 第2問、旧稲取幼稚園の活用について。

幼稚園が統合され、まだ日が浅いが、町民から様々な提案を受け、また担当部署でも町の考え方を取り入れながら、本当に多くの取組を行っています。概略の活用方法も示されていますが、以下についてお伺いをします。

1点目、今後の意見、提言等に対し、どのように対応するお考えでしょうか。

2点目、活用の提案として、赤ちゃん食堂にも対応したこども食堂を開催するお考えは。

以上、2点よろしく申し上げます。

○議長（笠井政明君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 第2問について御答弁を申し上げます。

旧稲取幼稚園の活用に関する御質問だと思います。

今後の意見、提言に対してはどのように対応するかということではありますが、今年の5月から6月にかけて旧稲取幼稚園の利活用のアイデアを募集をさせていただきまして、総数で78件の応募がございました。そのうち、例えば稲取小学校の6年生から応募が何と34件もありまして、年齢を問わずこの件に関して町民の関心が高いなというのを実感した次第です。

応募の中で特に多かったのは、子育て施設、子供の遊び場に関する意見で、以前から遊具のある公園が少ない、雨の日に遊べる場所がないという声があったと承知をしておりますが、それを改めて認識をしたということになりました。

その後、7月と9月には町民の方も参加をしていただいて、利活用検討協議会というものを開催をさせていただいて、その結果なども参考に利活用のテーマを決めさせていただいて、先日の議会全員協議会で1階部分の改修についてを学び舎と言うんですけども、学ぶというところがテーマなんですけれども、1階部分の改修について概略設計、必要な予算について御説明をさせていただいたところであります。

概略設計はこれからなので、意見や提言があれば必要なものについては設計に反映させることは可能であります。また、現状では改修は1階のみと考えておりまして、2階の部分はあえてあまり手をつけないようにしようかなと思っております、特に2階の使い方については、今後も意見を取り入れる余地があるのではないかなというふうに考えております。

さらに、今後は統合により小学校の校舎についても空いてくることが予想されますので、旧稲取幼稚園で万が一実現ができなかったアイデア等については、場合によれば、そのような空いてきた小中学校の校舎の利活用というところで、もしかしたら対応が可能なのかもしれないというふうに思っています。

2番目ですけれども、活用の提案という一つとして、赤ちゃん食堂というお話ございました。よくこども食堂は聞くんですけども、赤ちゃん食堂は私もあんまり聞いたことはなかったんですが、赤ちゃん食堂とは離乳食期の子供と母親が食事を共にして、孤立しない居場所をつくる、その大きな足がかりになるということでもあります。

赤ちゃん食堂の名称ではありませんけれども、現在当町においては保健センターにて母子健康教育相談事業、これ健康づくり課なんです、育児サークルの中で月1回離乳食講座というのをやらせていただいています。比較的目的としては似たようなことをやっているということでもあります。

一方でよく聞くこども食堂というのは孤食、つまり孤独な食事の解消や食育の推進のために無料、もしくは低料金で食事提供を行う場所なんですけれども、こども食堂というのが大人の利用も可能で、地域の交流場所としての意味も持っているということも考えますと、こども食堂ではありませんけれども、現在保健センターにてひとり親家庭等に子供の学習支援事業、これは住民福祉課なんですけれども、その中で放課後児童クラブに在籍する小学生を対象に、隔週で学習支援や生活習慣の習得のほか、食事提供のほうもここで行わせていただいております、食事の姿勢とか態度、礼儀なども支援員のほうから教えていただいているということもやっていると。

旧稲取幼稚園においては、幅広い世代の交流の場や居場所づくりを目的とし、施設の活用促進も含めSDGsやスローフードの観点も含めた人にやさしい環境にやさしいこども食堂的なものが開設かどうか、少し今後検討はしたいなと思っております。

いろんな機能を持たせることができればいいのかなというふうに、今のところは思っております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 3番、楠山議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） ありがとうございます。

大体私も質問しようかなと思っていたこと結構町長が答えてくれたもので、実は私たち議員が、過日県のほうで市町村の議員研修会というのが開催されて、そこに参加をしたときに、こども食堂を大々的に手がけている「むすびえ」という組織があるんですけれども、その理事長の湯浅 誠氏の講演をお聞きをしました。

前からこども食堂いいなというふうには思っていたんですけれども、その講演のお話を聞いて本当にちょっと意を強くしたというか、うちの町にもぜひというふうな思いが強くなりました。

こども食堂は、公的支援がしっかりと整っているわけじゃないんです。にもかかわらず、6年間で23倍に膨れ上がっているという状況、このことを考えたらやっぱりうちの町でも

様々な懸念だとか課題だとかはあると思うんですけれども、ぜひ進めていただく内容じゃないかなというふうに思っていますけれども、町長からそれに似たような回答があったと思うんですけれども、再度、もう一度お願いをします。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） はい、ありがとうございます。

こども食堂的な取組というのは重要なこと、実は前から思っていて、特に昨今物価がかなり高騰しているという中で、やっぱりなかなかお子さんを育てるにもいろいろなお金、経費が高くなってきているのも事実でありますし、そのあたりも含め当町でも何かそういうような取組ができないかなと、今ちょっと考えているところです。

今、すでに町としても似たようなこと少しいろいろやっているのですが、1回それを整理をして、新しいものをつくるならつくる、なるべく同じようなことを重ねてやらないほうが私はいいと思うので、そういうことを踏まえながらその場所についても、旧稲取幼稚園のところがいいのか、ほかがいいのかも含めて、ただ一つ言えるのは、なるべく当町で育つ子どもたちに対して町全体で温かい目で子育てを支援していくというようなスタンスは持っていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 3番、楠山議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） こども食堂って簡単に言いますが、やっぱり食材の確保ですか、あるいはそこを運営していく資金、お金ですね。それから、どういうところの場所だとかという候補だとかも含めていろんなやっぱり課題とか懸念こういうものがあると思うんですけれども、私もちょっと参加をさせていただきましたけれども、青少年の主張発表大会、町長も参加をされて、自分がこうしたときと置き換えると、今の子供ってすごいなと感動、感激をしました。すばらしい発表だったなと思います。

その中で、一応私がちょっとこう目に留まったのは、小学生が稲取は図書館がないもので、ミニミニ図書館という図書館があるんですけれども、その子にとってミニミニ図書館が本当に本人の居場所だったという話で、それらがなくなったということの中で新たな居場所を見つけてくれたということになると思うんですけれども、その発表を聞いて、その中でその子供が年齢や性別に関係なく話したりできる場所、気軽に訪れる場所があるといいなというふうに発表がされています。こうしたことを考えると、やっぱりそのこども食堂というのは、

そういう子供たちが思っている、考えていることにマッチをしている内容ではないかなというふうに思いますけれども、町長その辺はどうでしょうか。意を強くしてくれる内容ですか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） はい、ありがとうございます。

私もそういう文章というか発表を聞きまして、すごく自分が居場所があったミニミニ図書館がある日突然なくなったみたいな話で、ショックを受けたみたいな話を聞いて、とてもちょっとした施設も子供にとっては大変重要なものになっているんだなというふうに改めて思いました。

基本的なコンセプトとして旧稲取幼稚園のあの場所の活用の大きなコンセプトは、前もお話ししたかもしれませんが、年齢、性別等そういうものによらない町民が集えるような場所を目指したいということ、これは今も変わっておりません。

その話とこども食堂が直接つながってくるかというのは、ちょっといろいろ溝というか距離があるところもあるのかなと思うので、当然その中の一つとして考えることは可能かもしれませんが、そこはちょっと大局的に検討をして、ただ稲取幼稚園の使い方としては、今繰り返になりますけれども、年齢、性別等に関係なく町民、場合によれば町民外の方も集ってくつろげる安心できるような場づくりにしたいと思います。

○議長（笠井政明君） 3番、楠山議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） 最後に、赤ちゃん食堂の関係なんですけれども、町長のほうからもさっきちょっとお話がありましたように、孤独になりがちな母親を取り残さない、SDGsですよね。あとは、共通の悩みや子育てを話し合う場、こうしたところにもその赤ちゃん食堂というのはなり得るということで、母親からそうしたことは行為はしたくないんだけど、つい手を上げてしまうようなそういう状況も生まれるということですので、ここに来ることによって、そうしたストレスの発散なんかにもなってくると思います。

それから、この声は本当に重要だなと思ったんですけれども、町長これ、そこに通う人たちが2人目を考えるようになったというんですよ。今まで1人しか子供はつくらないとしていた母親が、2人目を考えるようになった。町長がまさに言っているように、子供を増やすそうしたことにもつながっていく内容じゃないかなと思いますけれども、その辺最後に聞いて終わりにしたいと思います。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） はい、ありがとうございます。

子供を一人でも多く産んでいただくことは、子供は当町の宝であると思っておりますので大変ありがたいということで、当然母親なり両親、子育てをしている両親に対する支援というのは、何ていうんですかね。赤ちゃんを産むところに随分影響が効果があるとは思いますが。

今ちょっとお話を聞いて思ったんですけれども、稲取幼稚園だけに限って言うと、特にそれを例えば赤ちゃん食堂、こども食堂というふうになんか名前をつけて大々的にやるやり方もあるかもしれませんが、機能として自然発生的にそういうことが幼稚園の中で普通に行われて、自然発生的にお母さん方が寄ってくるような雰囲気になると、穏やかな感じでいいのかなと。当然そこでお孫さんを見におじいちゃんおばあちゃんが集って、おじいちゃんおばあちゃんもくつろげるような場があると、何かそこでまた一つのコミュニティーができてくるんじゃないかな等々思うので、そこは基本コンセプトを今考えていますけれども、それを必ず全部それじゃなきゃいけないというふうには思っていないので、場合によれば途中でそのコンセプト変えていく可能性もありますし、見ながら実際にまずは動かしながらいろいろ考えていきたいなというふうに思います。

○議長（笠井政明君） 次に、第3問、新年度予算編成についてを許します。

3番、楠山議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） 3問目、新年度予算編成について。

岩井町長になり、今までの総合計画を見直し、現在東伊豆町まちづくり総合指針を製作中ですが、以下についてお伺いをいたします。

1点目、7つの政策目標を掲げていますが、重点を絞るのか。あるいは、平準的な考え方で予算編成を行うのか。

2点目、SDGsやDXの語句が随所に出てきますが、新年度予算はどのようなことを重視して具現化をしていくのか。よろしく願いいたします。

○議長（笠井政明君） 第3問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 第3問について御答弁を申し上げます。

1番目と2番目、連携しているというか近い話なので、一括して御答弁申し上げたいと思います。

まず、当町においては人口減少、少子高齢化の加速、大規模な自然災害への対応、インフラや公共施設の老朽化など多くの課題に直面をしているというのが現状であります。加えて、社会の多様化、複雑化する課題に対応するために、経済、社会、環境等様々な側面の相互関係を踏まえた機動性と柔軟性を備えた総合的な取組をこれやっていかなければいけないというふうに考えております。

この総合的な取組を推進するために、今策定をしているところであります東伊豆町まちづくり総合指針というものを位置づけているということでもあります。新年度予算より東伊豆町まちづくり総合指針による政策目標を達成するための施策を重視し、具体化していくことになると思います。

なお、これまででも施策の決定については、短期的な事業効果で終わってしまう施策ではなくて、今後東伊豆町が持続可能な町であり続けるための施策となるように常に意識をしているところです。例えば、具体例で言うと、公共交通サービスとかベビーファーストの推進とかごみの堆肥化、旧稲取幼稚園の利活用等が挙げられるかと思えます。

東伊豆町まちづくり総合指針における7つの政策目標は、いずれも町にとって重要なものを挙げました。7つの目標の中には総合的に取り組んでいかなければならないものもございします。どれか1つ重点を置くのではなくて、総合的に施策を実施しなければならないとも考えておまして、また機動的、柔軟的な取組を実施することも重要であると考えております。

施策の実施に当たっては限られた財源を配分するために、実施事業費の規模、また国県補助金などの財源確保を含めた事業の優先度を決定していくことになっております。難しく、何ていうんですかね。平準化してやるやり方も当然あるし、一点突破というやり方もあるし、場合によれば環境が整うまではある程度平準化をして、様子を見ながらここが突破できそうであれば、そこに集中するというやり方もあると思うので、まずは今つくっているまちづくり総合指針をしっかりとつくり上げて、その中で実際に事業というのを取り組み始めて、状況を見ながらいろいろな判断を加えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 3番、楠山議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） ありがとうございます。

持続可能なやっぱり町というものを目指すためにも、先ほど私が質問した2問なんかも含めて公共交通機関なんかも本当に重要なことですので、ぜひスピーディーに対応していただ

ければと思います。よろしく申し上げます。ありがとうございました。

○議長（笠井政明君） 以上で、楠山議員の一般質問を終結します。

この際、11時20分まで休憩とします。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時20分

○議長（笠井政明君） 休憩を閉じ、再開いたします。

◇ 栗原京子君

○議長（笠井政明君） 7番、栗原議員の第1問、骨髄バンクドナー登録推進とその後の対応についてを許します。

7番、栗原議員。

（7番 栗原京子君登壇）

○7番（栗原京子君） 今回、2問についてを質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

1問目、骨髄バンクドナー登録推進とその後の対応について。

白血病などの治療には骨髄移植が有効とされているが、患者とドナーの白血球の型が一致しなければならず、その確率は親兄弟で4分の1、それ以外は数百から数万人に1人となっている。

一方、ドナー登録条件は54歳までと限られていて、実際提供に至るのは登録者の3%、100人のうち3人と少なく、毎年約2,000人の患者さんがドナーが見つからず移植を待っている。そのため、一人でも多くのドナー登録を推進することが重要と考え、以下の点を伺う。

1、ドナー登録者を増やすための啓発普及など、当町の取組は。

2、当町では、ドナー提供者への支援を行っているが、その内容と実績は。

3、骨髄移植など造血幹細胞移植を受けた場合、それまでに受けた予防接種で得られた抗体が消失するケースが多く、重症化の危険もあるため、再接種する必要がある。しかし、そ

の場合、接種費用は全額自己負担となってしまいます。骨髄移植後における予防接種の再接種費用の公費助成制度の創設について、町の考えを伺う。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（笠井政明君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 栗原議員の質問に御答弁を申し上げます。

まず、第1問についてであります。骨髄バンクドナー登録の推進、そのあたりの御質問だと思います。

ドナー登録者を増やすための啓発普及活動の町の取組についてであります。まず、ドナー登録者を増やすための普及啓発活動は、静岡県からの依頼を実際に受けておりまして、ポスターの掲示やパンフレットを役場庁舎及び保健福祉センターの窓口に設置をさせていただいています。

町が取り組んでいるドナー提供者への支援事業ということでございます。骨髄移植ドナー支援事業助成金の制度をホームページ上に掲載をさせていただいております。今後は、骨髄移植ドナー支援事業助成金事業とドナー登録への呼びかけの両事業について、情報配信メールを活用するとともにホームページの掲載や関連サイトのリンクづけをするなどで、積極的に情報提供をしていきたいというふうに考えております。

また、当町では当町におけるドナー提供者への支援ということの内容と実績でありますけれども、ドナー提供者への支援は骨髄移植ドナー支援事業助成金交付要綱を制定し、令和5年度から実施をさせていただいております。骨髄バンク事業にドナー登録をしている方が、骨髄等の提供のための通院や入院に要した日数に対して1日2万円を、また勤務事業所に対しては1日1万円を上限7日として助成する内容となっております。

実績についてでありますけれども、実績は今のところゼロということになっております。

3番目なんですけれども、実際に再接種費用についての町の考え方ということだと思っております。乳幼児期から実施する予防接種は、全額無料で実施をしているということでありませぬ。

しかし、小児がんの治療や骨髄移植等で既に接種したワクチンの効果が低下をし、消失してしまい、または喪失してしまい、再接種が必要となりますが、その場合は今のところ全額

自己負担というふうになっております。

2018年に厚生労働省が全国を調査した結果、再接種についての公費助成は5.2%の自治体しか、全国見てもしていないということで、当町においても現状、今現在は実施をしておりません。

がん治療により抗体が消失することで免疫が低下し、罹患せずに済んだ病気に感染することで重症化するおそれも生まれます。乳幼児期から実施する定期予防接種は十数種類あり、また1種類のワクチンについて数回接種する場合があります。全額自己負担となるのは、かなり高額になるというふうに認識しています。

実は、最近住民の方からこのような内容について問合せがございまして、町としてはこの課題に早急に対応が必要だというふうに私は今考えているところです。当町のまちづくり指針でもあるベビーファーストの推進や、健康で安全安心な暮らしの実現にも関係する内容でもありますので、子供の健康面や家庭の経済面の負担を考慮し、助成制度の創設については早急に対応させていただければと思います。

以上です。

○議長（笠井政明君） 7番、栗原議員。

（7番 栗原京子君登壇）

○7番（栗原京子君） ありがとうございます。

骨髄バンクのドナー登録の推進ということで今、町が行っているのがポスターを貼ったりとか、あと役場庁舎と保健福祉センターにパンフレットを置いているということで、なかなかこの認知度がそのドナー登録に対しては低いそうであります。

現在骨髄バンクのドナー登録者が全国で54万人ほどいらっしゃるということで、その中の過半数が40代、50代の方がドナーさんになってくださっているそうです。登録されているそうです。このドナー登録は54歳までで、55歳の誕生日が来ると即もうその資格を失うというか、引退というふうになってしまうそうで、今後ドナー数が激減すると言われていまして、10年間で約22万人ドナーが減ってしまうというふうに試算をされています。

また一方、2021年度の内閣府の世論調査では、骨髄バンクを知らないと答えた方が全体の23.3%ということで、この大事だと言われる若い世代、19歳から29歳では約半数の47.1%が、このドナー登録を知らないというふうに答えたそうなんです。

このドナー登録って名前は結構皆さん知っているかなと思って、この若い世代が知らないということ、こんなに多くの方が知らないんだなというのが意外だったんですけども、や

やはりその認知度の低さはこれはやっぱり問題で、取り組めるものは取り組んでどんどん周知を進めていかないといけないなというふうに感じました。

また、ドナー登録のことは知っているけれどもしないという方たちもいらっしゃるんですけども、その主な理由として、登録の方法とか提供するときの流れ、どんなことをするのがよく分からないので登録はしない。また、提供する際に痛みや後遺症などの不安がある。これはもっともな声だと思うんですけども、そういった声が多く、やはり具体的なことが全然知られていないということが、ドナー登録にしても推進がされない一つの理由なのではないかというふうに言われています。

このドナー登録知らない方は、登録するときにもう既に背骨を切り開いてそこから出すみたいに勘違いをしている方もいらっしゃるようですが、実はとっても簡単で、献血のときなどに2ミリ、たった2ミリ採血するだけで登録が済みます。説明だったり、書類を書いたりとかというので採血も含め全部かかる時間が15分程度で済むそうです。登録そのものもとっても簡単なことなので、これはぜひ皆さんに知っていただきたいなというふうに思うんですけども、いざ白血球の型が適合して、提供をしてくださいというふうになった場合でも、これ途中で何度も何度も意思決定の確認があるそうです。というのは、やっぱりそのときにはそういうことがあったら提供しようかなと思っても、やはり途中でいろんな様々な理由から提供を辞退する方もいらっしゃるの、本当に途中で何度もあるので、登録だけ取りあえずして、実際提供するかどうかは、途中で何度も意思の確認ができるので、そこら辺は不安がらずに、登録を進めていただきたいなというそこら辺も周知をお願いしたいなということと、また、提供の方法もよく分からないということで、そうですよね、興味があってそういうページに行けば詳しくは書いてあるんですけども、なかなか献血車の前を通過してドナー登録というのぼりなんかを見ても、そこまでは分からないことが多くて、全身麻酔でうつ伏せになって、腰のところの骨から髄液を取るという方法と、また、それがどうしても怖いなという方は、献血みたいに、ここの腕の血管から末梢血を取る方法と2種類あります。

末梢血の場合は、事前に白血球をうんと増やす薬を入れて、その末梢血の幹細胞を血中にどんどん出して、それを採血して、機械を通して必要な成分だけを抽出する。また取った分の血液を戻すということなんですけれども、両方選べて、そこら辺はまた適合になった後にお医者さんのほうから詳しく説明があると思いますので、とにかく最初の第一歩として登録者、ドナー登録をどんどん進めていっていただきたいなというふうに思います。特に、若い世代の、今登録されている方ももう55歳になると引退になってしまうので、どんどん若い方

たちにそこら辺の情報を発信していただけたらなというふうに思います。

ポスター、いろいろ貼ってあるんですけども、役場の庁舎とか保健センターっていうんなポスターがたくさん貼ってあって、目に見えてはいるんですけども、なかなかこう伝わってはいないのかなということもありますし、その若い人たちに対する、例えば子供の頃からの今がんサバイバーの方が講師となって、学校で講演なんかもする場合がありますけれども、そんなときにも、そこら辺もちょっと選択肢の一つとして検討していただけたらなというふうにも思います。

また、直近では1月に二十歳の集い、成人式が行われます。その場で骨髄バンクのドナー提供のお願いのパンフレットをこの成人の方たちに配ってもいいのかなというふうにも感じます。

また、時々町にも献血バスがやってきます。献血お願いしますということで、そんなに人数は多くないようですけども、献血をされる方がそのバスで献血をしますけれども、このバスが、基本的には月曜日から金曜日までの運行になるんですけども、要請があれば土日とか祝日の運行も可能だそうです。

なので、例えば観光客の方は旅行先で献血というのはなかなかないかもしれませんが、アピールというか、そういうためにも、そういう曜日を平日だけでなく、祭日なんかも視野に入れて献血バスを要請してもいいのかな、なんていうふうにも考えますが、本当にドナー登録のため、先ほどこれからホームページに載せたり、または関連リンクに飛ぶように発信していきたいという町長のお考えがありましたけれども、本当に白血病の方は親兄弟でもなかなかドナー、白血球の型が適合しないで、ドナーからの提供を約2,000人の人が年間待っているというのは、これは御本人も御家族もどんな思いで治療を待っているかなと思うと、本当に各市町が真剣にドナー登録、進めていく必要があると思うんですが、そこら辺、成人式だったり、献血バスについて、町長のお考えをちょっと伺いたいと思います。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

ドナー登録者数が足りていないという話をいただき、なおかつ登録自体はそれほど時間がかからないし、さらに登録したとしても、実際にそれを提供するかしらないかという判断については、またその後のタイミングで何回かあるということを考えると、登録は進めてもいいのかなというふうには今の話を聞くと率直にそういうふうに思いました。

まずは、町としてやれることとすると、今までやっていることをしっかりとやりながら、よ

り効果的な広報をしていくということだと思いますが、あとは、町がやれるところの範囲内になってしまいますけれども、そこをしっかりと整理させていただきながら、やれるところはしっかり取り組んでいきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（笠井政明君） 7番、栗原議員。

（7番 栗原京子君登壇）

○7番（栗原京子君） ぜひよろしくお願ひしたいと申します。

先ほど、じゃ適合してドナーさんが提供するとなったときの支援として、町が事業所に1日1万円でそのドナーさんに1日2万円、上限7日間で支援をしているということで、これ本当にありがたいなと思ひます。なかなかそのところができてなくて、仕事が休みづらくて登録に踏み切れないという方もいらっしゃる申しますので、賀茂地域では南伊豆町と、東伊豆町だけが、このドナー提供者に対しての支援が整っているよう申します。

本当に、いつもそういうことに関しては、東伊豆町は先行的にどうか、先進的にいろいろ取り組んでくださってありがたいなと思ひます。引き続き、またよろしくお願ひしたいと思ひます。

また、予防接種の再接種の件ですけれども、先ほど町長のほうから早急に対応を考えているということで、本当にこれはよかったなというふうに思ひます。

これ、子供のときに予防注射、今13種類程度あるようなんですが、全額自己負担になると20万円ほどかかる申します。その闘病していた御家庭というのは、通院もここら辺だと静岡県の子ども病院まで通ったり、遠方の病院に通院、または治療のために宿泊する場合もある。また、兄弟の面倒とかで、お仕事がなかなか制限されたり、最悪の場合は退職をしなければいけない場合もあって、経済的な負担がとても大きい中で、そういった仕組みを考えてくださるのは本当にありがたいなというふうに思ひます。

実は、そこら辺もちょっと相談を町内の方から受けました。下田はやってくれているんだけれども、東伊豆町はないんだよと言われて、ちょっと、うーんと思ひましたけれども、下田に聞いたら、下田も実は昨年から、令和4年度からの実施をしている申します。やはり、そういう相談が、問合せがあって、初めて予防接種の再接種ということをしなくてはならないんだなということを知って、そういう助成制度をつくった申します。

なので、私たち東伊豆町も、また問合せがあって、早急に対応してくださるといふことなので、よかったなというふうに思ひますし、また、早急に創設した場合、もし、その相談者

の方が対象から外れてしまうと、私は大変にそこは申し訳ないなという思いがして、例えば初年度に限ってキャッチアップというか遡って、例えば領収書を添付したらそこら辺は対象とできるような救済措置みたいなそういうもののお考えはいかがなのか、そこら辺をちょっと聞いてみたいと思います。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 遡及できるかできないかという話だと思うんですけども、ちょっとここで明言はちょっと差し控えたほうがいいかなと、制度設計的にどうかというところもありますので、気持ちはあってもなかなか追いついていかない可能性もあるので、ただ担当課のほうからは非常にポジティブに、ぜひ助けたいというようなそんなニュアンスの返答受けておりますので、なるべくやれるようにちょっと対応を図っていきたいと思いますが、ちょっとこの場で確実に遡及できますとはちょっと言えないんですけども、少なくとも今回お問合せがあったということに対して、役場としてなるべくお力になりたいと思っているのは事実でございます。

以上です。

○議長（笠井政明君） 次に、第2問、ファミリーサポートセンター事業についてを許します。
7番、栗原議員。

（7番 栗原京子君登壇）

○7番（栗原京子君） それでは、2番目をお願いします。ファミリーサポートセンター事業について。

ファミリーサポートセンター事業は、乳幼児や小学生等の子育て中の保護者や主婦等を会員として、子供の預かりの援助を受けたい人（利用会員）と援助を行いたい人（提供会員）とのマッチング等を行う事業だが、あまり利用がない状況が続いている。そこで以下の点を伺う。

1、利用会員と提供会員の人数と事業の実績は。

2、利用を増やすため、よりよい制度にするための検討が必要と考えるがいかがか。

3、情報交換のための会員同士の交流会や提供会員のためのフォローアップ講座などを開く考えは。

4、病児病後保育は、医療機関での設置が望ましいと思うが、現実には厳しい。保健福祉センターなど、専門職がいる施設内でファミリーサポートセンター事業として対応を検討する考えは。

よろしく申し上げます。

○議長（笠井政明君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 第2問、御答弁申し上げます。

まず、ファミリーサポートセンターについての事業ということですが、第2問の最初でございますけれども、利用会員と提供会員の人数と事業の実績ということですが、ファミリーサポートセンターは、子育ての援助を受けたい方と、子育ての援助に協力いただける方に会員となっていていただき、お互いの希望を調整して地域で助け合いながら子育ての応援をする会員組織であります。

令和5年11月末現在、依頼会員の方が44名、提供会員の方が8名となっております、利用実績につきましては、令和4年度に1件の利用がございました。

2番目の質問でありますけれども、利用を増やすためよりよい制度にするための検討が必要だという御意見であります。

町では、平成29年に活動を開始し、6年ほど経過していることから、改めて認知度、援助活動などの事業に対する利用対象者のニーズを把握する必要があると考え、小学生以下の子供がいる家庭を対象に意向を把握し、事業提供につなげるためのアンケート調査を今年度中に実施し、結果を踏まえ、利用場所なども含め関係各課と連携をし、より利用しやすい制度とするための検討をしていきたいと考えております。

また国では、こども未来戦略方針の策定に向けて閣議決定されたことによりまして、12月に総合的な子育て支援に向けたモデル事業実施の中間方針の取りまとめを行いまして、地方自治体で実施する際の参考としていただく予定とされているところであります。

このような制度の行方を注視しながら、現行制度のメニューの見直しや、定期的な講習会の開催、要綱の改正も含め、利活用の促進等につながる方向性を検討していきたいと考えております。

3番目の、情報交換のための会員同士の交流や、提供会員のためのフォローアップ講座についてでありますけれども、制度理解を含め、交流会やフォローアップ講座などを今後定期的に開催したいと考えております。

最後であります、病児病後保育に関係するものを設置という話でありますけれども、保健福祉センターは、乳幼児から高齢者までの健康づくりや福祉に関する事業を行う施設であ

ります。ファミリーサポートセンター事業として、病児病後児の預かりに対応するためには、専用の個室の確保が必要だが、現在は、対応する個室が今はないということであります。対応する専門職については、現在、保健師が不足している状況であるため、ファミリーサポートセンター事業に対応することは難しいのが、人的な面でも少し難しいのが現状であります。

病児病後児の預かりについては、事業の運営に関し、保健医療面での助言が随時受けられるための医療アドバイザーとなる医師の選定など、医療機関との連携体制の整備が必要となっておりまいます。また、病児病後児の預かりに対応できるよう、AEDの使用方法や事故防止を含めた必要な知識を得るための講習会の開催、また、知識の質の維持や向上のためのフォローアップを行うこと、援助を行う会員への支援が必要となってきます。結構いろいろやらなければならないことが出てくるということでありまいます。

このような支援体制を整備する中で、個室の確保、先ほどお話ししましたけれども、個室の確保なども含め、子供の安全が確保できる環境を整えば、病児病後児預かりについては、取り組める状況になると考えています。整備をすればですね。

以上のように、多くのハードルがありますけれども、安心して子育てができる環境づくりを進め、住民の幸福度を上げていく上でも、取り組む課題として意義があるというふうに考えております。

今後の実施に向けて、関連する部署で連携を図り、保健福祉センターやほかの公共施設も考慮した中で、子供の安全が確保できる場所での実施について検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 7番、栗原議員。

（7番 栗原京子君登壇）

○7番（栗原京子君） 御答弁ありがとうございます。

ただいま、ファミリーサポート利用会員が44名で提供会員が8名ということで、ただ、実績がなかなか1人という、1件ということで、皆さんやっぱりお友達同士で預けたりとか、おじいちゃんおばあちゃんに預けたりとか、それなりに完結しちゃっているのかなというのがあるんですけども、そもそもファミリーサポートの使い勝手が悪いという部分があると思うんです。

これ実は、今年3月の令和5年の第1回目の定例会のときに、働いていない専業主婦などのための未就園児の定期預かりをファミリーサポートのほうで対応できないかというふうな

一般質問をいたしました。そのときに、町長がファミサポが使い勝手が悪いというお話もされまして、また制度設計上、相手の預かる側のおうちに預けなくてはいけなくて、ちょっとそこが不安だという声があるという答弁をいただきました。

その質問の後、4月にこども家庭庁が設置されまして、保護者が仕事をしていない人でも子供を保育園に預けられる「こども誰でも通園制度」というモデル事業が現在31の自治体でスタートをいたしました。

そして、国のほうでは今後、全国展開のほうを目指しているようであります。ただし、そのモデル事業をして明らかになってきたことが、やっぱり現場の声、保護者側には大変喜ばれている施策なんですけれども、現場では保育士さんの人材不足だとか、保育士さんの業務負担の増加というものが、声が上がってきているようであります。

やはり、毎日通う保育園、幼稚園と違って、たまにママから離されて、知らない環境ですと泣いて、保育士さんが付きっきりになってしまう、そういうケースも多々あるようでして、そこら辺の負担も考えたときにやっぱりこの現存している既存のファミリーサポート事業というのは、そこら辺の担い手に代わり得るのではないかなというふうに考えています。

ただし、これから国が全国展開を目指すということで、その「こども誰でも通園制度」上限時間がありますけれども、通う園とか、曜日、時間なんかを決まっている定期預かりと、そこら辺どの園でもいつでも曜日も決めずに時間も決めずに緊急の場合に預かっていただく自由利用というのがあるそうです。

このファミリーサポート事業と、「こども誰でも通園制度」の自由利用というのが境目が曖昧で、どういうふうにこれから立て分けていくのかなというふうにも心配もあるんですけれども、都市部では、この上限の10時間を超えた部分をファミサポでという方針なんかも示されているようでありますけれども、当町の場合はそんなに上限10時間を超えるという方はなかなかいらっしゃらないと思うので、やっぱりファミサポの独自性というか、そこら辺を大事にしてこれからファミサポの充実を目指していったほうがいいのか、なんていうふうにも考えています。

その第1回の定例会のほうで、町長がまた成功している事例として、子育て中の先輩ママさんが、子供を預かって子育て支援拠点のようなものをつくって、自分たちでというかママさん同士でやっている事例をお話してくださいました。

どこなのかなと思ってちょっと調べたんですけれども見つけられなくて、横浜市の子育てサポートシステムというのがこれに近いのかなというふうに思います。

今、東伊豆町のファミリーサポート事業は、提供会員は割と年が、子育てが終わった方なんです。でも横浜市の場合は両方会員というのをつくってあるそうです。だからあるときは自分が預ける側であり、あるときは預かってくれる側、このシステムは本当にいいなというふうに、まあ、横浜市大きいところなので、各区に支部を設置して、NPO法人なんか委託しながらやっているようですけれども、そのお母さん同士で預けたり、預かったりというのを現実今お友達に預けたりということがある中で、やっぱり両方会員というのをつくってそういう町を通して預けるという形のほうが、もし何かけがとか事故があった場合の安心感、預ける側も預かる側もとてもそこら辺は安心なのではないかなというふうに思います。

なので、このファミリーサポートの提供会員、今は両方会員というのはありませんが、より使いやすいためにこの制度設計の見直しの検討事項の一つに入れていただけたらと思います。

また、町のファミサポの実施要綱の中に、利用も提供も町内、東伊豆町に居住を有する者というふうに載っているんです。問合せの中に、東伊豆町に住所はないけれども、お仕事を東伊豆町でする方が預かってもらえないかという問合せがあったということもちょっと耳にしたんですけれども、そこら辺もやっぱり住所が町内でなくてもお仕事が、勤務先が東伊豆町内であるのならば、また人材不足の解消というか、東伊豆町で働きたいよという方がいれば、そこら辺のフォローというか支えるためにも、そこら辺の改正も必要なのかなというふうに思います。

また、先ほどフォローアップ講座、これから開催してくださるということで、私も実は提供会員になっているんですけれども、提供会員になってまだ講座的なものがなくて、やっぱりそれはこれから必要だなというふうに思いますので、ぜひ開催のほうをお願いしたいと思います。

また、両方会員というのをもしつくって、これから講習を受ける場合に、小さい子供さんを抱えて講習を受けるのは結構何日間か、何時間か拘束されますので、子供を連れながらだと大変だと思います。その講習をオンラインでできるものはオンラインで行うとか、また、子連れの方の託児をちょっとつけるとか、そこら辺の工夫もしながら現役ママさんたちにもぜひ、このファミリーサポート提供会員のほうにもなっていただきたいなというふうにも考えるんですが、そこら辺の町長の考えを伺いたいと思います。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

「こども誰でも通園制度」というのができたというのは私も認識をしております。ただちょっと印象としては、比較的何か大きな都市が何となくこうイメージされているような、勝手な印象ですけれども受けておまして、人口が多い都市とまた人口減になっている都市では、基本コンセプトは同じだと思いますけれども、詳細な制度設計は少し変わってくるのかなというふうに思っております。

若い子育て中のママさんが、提供会員にもなるし、逆に見てもらおうときもあるというお話についても、ある程度の一定規模がないとなかなか難しいなというところで、当町がどこまでそれが対応できるかというのも少し制度設計したほうがいいかなと思います。

ただ一方で、人口が比較的そんなに多くない町だからできるやり方というのも多分あるはずなので、その辺も今ある国が進めている制度設計も踏まえながら、当町のいろいろな特徴も生かしながら、何かこう柔軟に運営というか制度設計をしていけばいいのかなと思っています。

例えば、先ほど前の質問で出ましたけれども、旧稲取幼稚園の在り方みたいなのところも絡める可能性もできますし、あとは、基本コンセプトとしては、なるべく子育ては町民全体でやりたいというのが私の基本的なベースにあるところなので、そのことも踏まえながら今ある制度を柔軟に対応しながら、なるべく子育てしやすいまちづくりを進めていきたいというふうに思っています。

○議長（笠井政明君） 7番、栗原議員。

（7番 栗原京子君登壇）

○7番（栗原京子君） ありがとうございます。

また、最後の病児病後保育ですけれども、さすがに病児保育というのは預かる側にとってはとても不安が強いので、なかなか難しいのかなと思いますけれども、病後保育だったら何とか対応できると思うんです。講習の中にも病児病後の話も出てきますし、賀茂地域ではその下田メディカルのかかるがも病児保育室があるということなんです、事前に外来を受診して、薬を処方してもらってからの預けになるということで、東伊豆からそれだけの時間をかけて行くんだったら、仕事休んじゃったほうが早いなという感じで、また、その移動の時間も長いことから、子供に対する負担も病気のときには大きいのかなというふうにも思います。なので、やっぱりせめて病後を町内でできたらいいなというふうには感じています。

その個室が必要ということで、今現在空いている、確保できる部屋がなかなかないということでしたら、先ほど来町長もおっしゃっていますように、稲取幼稚園、今、保健福祉セン

ターの中で使っているお部屋の内容をもし、そういうところで使えるものであればそこに移すとか、またこれから空き校舎、空き教室が出た場合にそこら辺も活用できるものはしながら何とか個室を確保できたらなというふうに思います。

これ、確認なんですけれども、普段は使っているけれども、病後保育とかするときだけ確保という形でもいいのか、それとも使っていないときでもその一部屋は確保しておかなければいけないのか、そこら辺をちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（笠井政明君） 暫時休憩いたします。

ちょっとチャイムが鳴るので少々お待ちください。

休憩 午前 11時59分

再開 午後 0時00分

○議長（笠井政明君） 休憩を閉じ再開いたします。

健康づくり課参事。

○健康づくり課参事（柴田美保子君） 病後預かりの専用居室については、個室の確保はできるだけ専用のお部屋が望ましいのではないかなというふうには考えております。

保健センターがもともといろんな相談に対応するというような設計で造られておりまして、動線の関係や、子供向けのトイレとか専用の洗面台とか、感染対策について特化されていませんので、改修が必要かなというふうに現段階では考えております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 7番、栗原議員。

（7番 栗原京子君登壇）

○7番（栗原京子君） なかなかそこら辺の確保が難しいのかなというふうには思います。改修にお金をかけるのもどうかなという部分もありますし、ちょっと難しい部分なんですけれども、これぜひ何とかできる方向で、病後保育、病児はちょっと難しいけれども、病後保育のほう検討していただけたらと思います。よろしくお願いします。

また、このファミリーサポートセンター事業なんですけれども、これは子育て支援の施策の一つではありますけれども、この考え方というか、地域の課題を地域の人たちが解決するというか、非常に大事な取組、これから子育てだけでなく、例えば、大きな災害が起こった

ときの対応とか、また高齢者福祉、全て地域の課題を地域で何とか解決できないかというこの形、意識改革、そういう意識を醸成するためにもこのファミリーサポート事業、ぜひさらなる充実をして、皆さん、なければ困るよと言ってもらえるような事業として、やっていただきたいなというふうにお願いして、質問を終わりたいと思います。

ありがとうございます。

○議長（笠井政明君） 以上で、栗原議員の一般質問を終結します。

この際、午後1時まで休憩とします。

休憩 午後 0時03分

再開 午後 1時00分

○議長（笠井政明君） 休憩を閉じ再開をします。

午前に引き続き一般質問を行います。

◇ 須 佐 衛 君

○議長（笠井政明君） 10番、須佐議員の第1問、財政調整基金の活用についてを許します。

10番、須佐議員。

（10番 須佐 衛君登壇）

○10番（須佐 衛君） こんにちは。

それでは、私のほう3問通告しておりますので、順に質問させていただきますので、御答弁をお願いします。

まず、1つ目です。

財政調整基金の活用について。財政調整基金は急激な景気変動による財源不足や、災害時の経費、緊急を要する工事などに限り取崩しができると財政調整基金条例にある。同基金は、決算剰余金等の積み増しにより残高が増えていると承知しているが、以下の点について伺う。

（1）現在の財政調整基金の残額は幾らあるのか。

（2）財政調整基金について、今後どのような方針を持っているのか。

(3) 財政調整基金を財源に白田川橋への対応が図れないか、当局の考えを問う。

(4) 町が持つ源泉を活用し、温泉施設の建設に投資することは、その収益性も見れば、同条例が言わんとする長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得のための経費に当たらないか。

以上でございます。

○議長（笠井政明君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長（岩井茂樹君） 須佐議員の質問に対して御答弁を申し上げます。

問1、最初の質問でございますが、財政調整基金の活用についてということで、まずは、財政調整基金の残高についての御質問であります。

本議会定例会に上程をいたします東伊豆町一般会計補正予算（第5号）に計上した財政調整基金繰入金の増額補正を反映した財政調整基金の残高は、16億2,667万9,257円となります。

続きまして、財政調整基金について、今後どのような方針を考えているか、持っているかということでございます。

東伊豆町の財政調整基金についての今後の方針は、残高はこれまでどおり当町の標準財政規模の3割程度を下回らない額、11億円を維持するとともに、今後老朽化した校舎の建て替えなどの多大な財政負担や激甚化する災害への対応のために、19億円程度の額を確保していきたいと考えております。

基金の処分については、東伊豆町財政調整基金条例第6条、処分の規定により、積立金を取り崩して財源としていく方針であります。

続きまして、3番の財政調整基金を財源に白田川橋への対応を図れないかということですが、事業内容により異なることもあり得るけれども、実施事業の財源には、国・県の補助金以外にも地方債も財源となるのは確かであります。

地方債についてはまず、交付税措置のある有利なものから検討いたしますけれども、実施事業額によっては交付税措置のない地方債も検討しなければならないと認識しております。

事業実施に当たっての財源充当は、国・県の特定財源を求め、地方債を検討した後、一般財源負担の額によって、財政調整基金による財源充当を検討すべきものであるというふうに認識しております。

そもそも財政調整基金があるからこの事業というよりは、一番大事なものは、その事業が本

当に必要なかどうかの検討をすることだというふうに思っております。

白田川橋については、以前何回かお話をしておりますけれども、今、まず、今年度橋台の形状の把握をするための調査業務、方針を検討するための業務委託をしている状況でございます。橋に添加されておりますN T Tの光ファイバーケーブルの撤去については、最短でも1年後となりますので、その辺を、何もできない期間を生かして検討を進めているというところでございます。

この検討をしっかりと行って、この白田川橋が本当に将来的に重要なのかとか、その辺を十分検討した後に、白田川橋を本当に架設することが必要であるとなれば、それは財源の措置ということで、いろいろなことをそこで考えていけばよろしいかというふうに思っております。

4番目であります、町が持つ源泉を活用して、温泉施設の建設に投資という話であります。

施設整備を検討するには、建設費のみならず、その後の維持管理費などのランニングコストを積算、また、収益費を試算し、事業の採算を見通した中で事業化について慎重に判断すべきものであります。

長期にわたる財源の育成のためにする財源の育成とは、例えば有望な工業用地の造成、土地、家屋等不動産の取得などによる確実性を持った将来にわたる財源育成が求められるものでありまして、この温泉の運営については少し微妙なところがあるのかなというふうに思っております。

個人的には、こういう源泉を活用した温泉施設というようなものがもしあれば、それは町民にとっていいのかもしれませんが、そこは先ほどお話ししたとおり、採算が合うかどうか、様々なことを十分検討した上での話になろうかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（笠井政明君） 10番、須佐議員。

（10番 須佐 衛君登壇）

○10番（須佐 衛君） 答弁ありがとうございます。

今、御答弁によりますと16億2,667万円、今回の補正後その額になるということだったと思います。

今日、配付資料がありますので、そちらのほうも御覧いただければというふうに思います。これは、今まだホームページで確認できるのところでは、この令和3年度までなんですけれ

ども、財政状況資料集ということで、この財政調整基金に関してなんですが、令和元年度におきまして、6億1,000万円だったということですね。令和2年度になりますと、7億4,100万円、そして、またコロナ禍の中で様々なこれまでにないような状況の中で基金が、余剰財源が発生して12億6,400万円という形になりました。これが3年度の末ですよ。そして過去の会議録から調べますと、この令和5年の3月議会、4年度末に関して見ますと、15億3,400万円になっております。

年々この財政調整基金が増えてきている中で、これまで、先ほど町長も言われました標準財政規模の中の30%ということで10億ぐらいの額を、災害があったときのためにキープしておくんだ、これまでもこの議会の中でもその10億というものが非常に目安になっていたということだと思います。

それが近年比較的伸びている形の中で、これ、条例も変わったということもあるかと思えますね。基金条例も変わったということで、余剰財源半分ずつ積み立てているというようなこと、それ見える化しているということもあるのかもしれませんが、増えてきている。

その中で何か思い切ったことに投資をするということが長期的な目線で見ると、私、これから必要になってくるのかなというふうに思った次第で、今回この白田川橋とそれから温泉施設というものを挙げさせていただいたということになるわけです。

6月議会の鈴木議員の一般質問でもありました。今、町長の答弁にもありましたように、今ある白田川橋、NTTのケーブルが入っているということで、なかなか手をつけられないということの中で今調査をしているという話であると思うんですけども、町長の頭の中では、今その調査をしていて、その方向性が1年後あるいは2年後ぐらいにどうするのかということで検討をするということだと思うんですけども、幾つか橋の案があった中で、例えば今の国道の橋の上側のほうに歩道を架けるという案もあったかと思うんですよ。

そちらのほうの案に関して言うと、取りあえず金額的にも安く済むというようなこともありますし、今の橋を検討しないで、取りあえず架けることができる、ちょっと乱暴なことは言い過ぎるとよくないですけども、架けるということではすぐ架けられるというような見方もあるかと思うんですけども、その辺のところをちょっとまた1点お聞きしたいなというふうに思います。

それと、先ほど町長、19億というお話があったかと思えますけれども、その19億というもののその根拠、またちょっともう1点お話しただけですか、大規模災害等で19億かかる、もう一度その辺のところの説明をお願いします。

それから、温泉施設に関してです。これは、私もこれまで議会で、昨年9月の定例会だったと思うんですけれども、源泉を活用して、あのときは良寛の湯の話を見せてもらったかと思うんですけれども、町民に恩恵が得られるような施設を造ることは大切じゃないかということ質問させていただいたわけなんですけれども、なかなかそれは厳しいよという話がある中で、しかし、町長はあのとき、温泉に親しむ機会があってもよい、また温泉は地域による大切な資産であるということで、いろいろな方の意見を聞いて方向性をということだったと思います。

今の答弁をお聞きしても、その考え方に変わりはないのかなというふうに思うんですけれども、その辺の中で、この温泉施設がもちろん町民の方の恩恵を得る施設であると同時に、やはり温泉に入るために幾らか支払って入る形になってくる。

その一方で、入湯税の問題なんかもここに出て来るんじゃないかと思うんですよね。今、入湯税の議論されていると、会議されているというふうに私も承知しておりますけれども、旅館から入湯税を今150円取っているという形の中で、この温泉施設でも入湯税もちろん徴収することはできるということを私も思っております、その辺のところでは財源をつくっていくということでは、この温泉施設というものは、その辺の方向性としてはあるのではないかなというふうに思っています。

また、その温泉というものの、健康づくりの拠点としても、今、福祉センターの温泉がかつては使えましたけれども、使えなくなっているというような状況があったり、そんなようなこともある中で、その温泉施設というものの。

あるいは、今、旧稲取幼稚園の話もあるかと思うんですけれども、その旧稲取幼稚園の施設の中に源泉があるんだというようなこともちょっと聞き及んでおります。その温泉の活用して、旧稲取幼稚園に温泉施設も併設できないのかなんていうようなところを含めて、ちょっと雲をつかむような話のところもあるかもしれないんですけれども、大きくちょっと質問させていただきましたので、御答弁どうかお願いいたします。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） お答えをいたします。

いっぱい質問いただいたんで、漏れていたら言ってください。すみません。

まず、19億円という話なんですけれども、これ、標準財政規模でいうと大体約5割ということなんですけれども、なぜ3割ではなくて5割かという話なんです、そもそももうこのところの気候変動、それに伴う災害の激甚化、頻発化、かなり状況が本当に激変をしてい

るということ。国のほうもそれに応じて国土強靱化というのを、今までは5年ごとにみたいな話を、今国会で国土強靱化を定常的に税収として上げられるような法案を出したというふうに認識をしております。

つまりそれだけ今の時代が自然災害が多発をしているという中、加えて当町においては学校の再編の話がありまして、あとは老朽化した建物をあと多分10年から15年ぐらいの間でしょうか、建て替えをしていかなければいけないというところの中で、恐らくかなりの支出があるということもあります。

そのようなことを鑑みると、この3割というのはちょっと心もとないなというところの中で、5割ということで、大体5割が19億円程度になるということで、この額というふうになっているということでございます。

あと、白田川橋については、ここでその質問がそういう内容で出るのはどうかなと正直思います。関係ないんで、あまり。ただ、以前も御説明はしている内容ですので、もう一度議事録なりを、あと配付資料も全協でもしておりますので、それをもう一度御覧いただきたいというふうに思います。

国道上の道路というのは、どの話をしているかがちょっと分からなかったんですが、コストだけではなくて、施工方法とか様々なものを検討した結果、多分今の現状だと、今あるところの橋について、架け替えるとするならばその位置でというようになったかというふうに記憶をしております。建設があるので、後でちょっと補足していただければと思いますが。

そういう中で進めている話ということで、繰り返しになりますけれども、白田川橋が決して架け替える、架け替えないを決めたわけではなくて、本当にその重要性を地域の方々の御意見も聞きながら決める手順が必要だということで、今その期間を設けてやらせていただいているということでもあります。

あとは温泉についてでありますけれども、入湯税が財源になるから、その財源を回してという話もあるんですけども、一番重要なのは、その施設を造ったときに、どれだけの方が利用するかという話です。入湯税を幾ら上げたとしても利用者がいなかったらあまり意味がないのでというところを丁寧に調べて検討して、採算が合うか、ある程度、もしくは町費をこれぐらい投入すればいけるとかというような検討がまず重要ではないでしょうか。

私は決して否定するつもりはないんですけども、その辺の検討をしないと、町民に対する負担だけ増えて、メリットが少なくなるというようなことも起こりかねないので、そこは丁寧にやらなければいけないのかな。

温泉を資源だというのは私、今も考えておりますが、例えば町民が温泉に触れる手段というのはいろいろあると思うんですね。既にある温泉施設を活用するというやり方もあるかもしれません。そのようなことをちゃんと検討して、町民の御意見も聞きながら、関係者の御意見も聞きながら、どういうやり方ができるかというのを決めることがいいのではないかなというふうに思っております。

これで大体答えたでしょうか。

以上です。

○議長（笠井政明君） 建設整備課長。

○建設整備課長（村上則将君） 架け替えとなった場合の白田川橋の橋の位置、今、町長のほうからありましたけれども、一応現道、現在の位置に架け替える案。それから、国道の上側、側道橋という形で歩道橋をかける案。それからその中間ぐらいに歩道橋をとという案もありましたけれども、一応現状の現地のほう確認というのもありまして、また、側道橋の場合は、国道のほうの歩道橋、またそれから片瀬側の高低差というものもありまして、検討する余地はあるかと思えますけれども、現道の、現在の橋の位置というものが一番有力だということ考えられてはおりますけれども、先ほど町長がお話しあったとおり、まだ検討をしているという段階ですので、御承知いただければと思います。

○議長（笠井政明君） 10番、須佐議員。

（10番 須佐 衛君登壇）

○10番（須佐 衛君） 今、その標準財政規模の5割というのは、初めて聞いたものですから、19億という数字はキープしておかなければいけないという当局のその考え方。私は一番質問した時点においてはやはり3割、10億ないし11億ぐらいなのかなと、そういう考えがあったものですから、その基金の中でも使える部分に関して検討はという話をさせてもらったところです。

橋に関して、今、課長の説明もありました。その側道橋、国道の歩道に関しての検討を今やっているということで、今後またその進展があるんでしょう。

ただ、今、お話伺っている中で言うと、やはり今架け替え、今あるところの架け替えというのが有力なのかなというようなニュアンスのことを……

○議長（笠井政明君） 須佐議員、今回橋の話は、財政調整基金の部分でいるので、架け替えの議論は今回通告には入っていないので、お金の部分はしてください。財政調整基金をどのように使うかという質問は許しますが、架け替えの議論はこの場では通告されていないの

で、通告外とさせていただきます。

○10番（須佐 衛君） 分かりました。

ですから、その財政調整基金でその検討ができないのかという話をさせてもらって、地方債ですとか、いろいろな考え方もあるんでしょうけれども、最終的にはそういうところも活用されるべきではないかなということをおっしゃっていただいたということになるわけです。

それから、温泉施設に関して言いますと、値上げとかそういうことではなくて、利用することによって、例えば500円の入浴料があったとした場合に、その中で50円でも100円でも入湯税というものが入っているという、私はそういう考え方なんですけれども、広くそういう形で財源をつくっていく施設でもあるのかなというふうに思うところです。

ですので、この基金条例で言うところの、将来的に財源をつくっていくということの観点から言うと、私はその辺のところがいいのではないかなということをおっしゃっていただいたということです。

旧稲取幼稚園の活用については源泉があるということで、今も私もちょっと触れたところなんですけれども、その辺についても、すぐに検討されるということはないですね。町長、ちょっと、そのところ確認したいので。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 温泉施設についてはどこに建てるかというよりは、その建てることによってどれだけ持続的な運営等ができるかというところをしっかりと考えなければいけないということだと思います。

稲取幼稚園のところに温泉源があるのも認識をしておりますが、その活用については、まだ今のところ具体的な検討はしておりませんが、全く検討しないかというのも言い切れませんので、まだニュートラルな感じであります。

そして、繰り返しになりますけれども、白田川橋についてあえて言うのであれば、その事業の是々非々で、その事業が本当に必要かどうかを見極めるほうが重要です。それが本当に必要であるとなった時点で、それは財源措置をしなければいけないので、場合によれば財政調整基金という手段もいろいろな経過を踏まえてあり得ると思いますが、お金があれば何でもいいでしょうというのではなくて、その何でもいいでしょうの内容をまずしっかり考えるということをお先にしたほうがいいのではないかなと思います。

入湯税について言うと、入湯税については、利用された方からお金を幾ばくか頂くというお話であります。その上げられた税収についてどう使うかということもちゃんと考えてい

かなければ、それは私たちの町は観光地なので、観光に資するものに基本的には使うというふうに考えていますので、そこをちょっとちゃんと線引きをしてやるのか、どういうふうにするのかというのは、そこで税収が上がるから何でも使いますよというようなスタンスではないということだけお伝えさせていただきます。

○議長（笠井政明君） 次に、第2問、二地域居住者への対応についてを許します。

10番、須佐議員。

（10番 須佐 衛君登壇）

○10番（須佐 衛君） 二地域居住者への対応についてということで、移住・定住政策を考えると、一番定住・移住に近い位置にあるのが二地域居住者であると思われる。その点について伺う。

（1）町で把握している二地域居住者はどの程度いるのか。

（2）別荘、マンション等での二地域居住者は当町においても均等割の住民税を課されているが、それに見合ったサービスが享受されているか、検討の余地があるかと考える。二地域居住者への当町のサービスはどのようなものがあるのか。

（3）プレミアム商品券の二地域居住者への販売は、地域経済への好転も期待できる。積極的に進めるべきと思うがいかがか。

以上です。

○議長（笠井政明君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 須佐議員の2番目の質問にお答えをいたします。

二地域居住者への対応ということでありまして、まず最初に、町で把握している二地域居住者はどの程度いるかという話であります。二地域居住者については定型の定義も実は決まっておらず、また把握する手段もなかなかないということで、町としては特に人数は把握し切れていないというのが正直な現状です。

税金の側面から述べると、1月1日現在当町に家屋敷、事務所、または事業所を有する個人で当町に住所を有していない方に住民税の均等割を課税しているというのは、現状確かでございます。

その件数は、令和5年度課税分で2,500件ほどとなりますが、別荘のほか町外に引っ越し空き家となっていたり、家屋の居住者である所有者が亡くなり、町外に相続した方がいるケ

ースなども多く含まれておりまして、厳密な二地域居住者の家屋敷件数は算出がなかなか難しいというのが現状でありまして、二地域居住者数の把握は困難であるということ、ぜひ御理解いただければと思います。

続きまして、その別荘、マンション等での二地域居住者が受けられるサービスについてということだと思えます。

1点目でもお話ししたとおり、町内に家屋敷等を有する個人で、当町に住所を有しない方に地方税法の規定に基づき、町県民税の均等割を課税をしておりますが、道路、公園の維持管理、ごみ収集、消防、救急、防災などの行政サービスの費用の一部を応益性の観点から負担していただくものであります。

当然そのサービスはもう既に提供しているということだと思えますが、一般的に住民票を置いていない地域では、図書館などの公共施設の利用や医療・福祉などのサービスを受けられない場合があります。2拠点生活を有する際は、利用できるサービスに制約が出る場所があるということでもあります。

ただ、東伊豆町においては、制約を受ける可能性がある図書館の利用や、町内に事業所を有する方に、経済対策資金利子補給金、当町で事業所を開設する方へ創業支援事業補助金、またはふるさと納税記念品開発支援補助金、また加えてワーケーションや、当町の関係人口として地域に関わる方に対し、関係人口応援事業補助金などを交付し、二地域居住者の方へ均等割課税以上のサービスや補助を実際に提供しているというふうに考えております。

そして、3番目、プレミアム商品券の二地域居住者の方々への販売ということでもあります。地域商品券は物価や燃料費の高騰により生活が苦しい方たちへの支援や、景気低迷にあえぐ地元商店への応援という意味もあり、券を使う方にも、使われる方にもメリットがある策として実施してこれまでもきました。

二地域居住の方々へも地域商品券を販売することは、地域経済の活性化につながるメリットはあると思えます。また、地域の商店や地元の人々と触れ合う機会が増えることで、移住・定住のきっかけになることも期待できるというふうに思っております。

一方で、当町に住民票がない二地域居住の皆さんには、町県民税の均等割を課税させていただいておりますが、先ほどの話のとおりですが、その額と町民が支払っている住民税との額との違いを少し考慮する必要がある。つまり課税される額と受け取るサービスのバランスの考慮する余地は少し残っているのではないかなと考えます。

同時に、関係人口の創出策としても、プレミアム商品券の二地域居住者への販売の効果が

あるとも予想されるということでありますが、これらのことを踏まえまして、プレミアム商品券の対象を二地域居住者に広げる際には、決して駄目だとは言っていないんですよ、二地域居住者の方々にも広げる際には、商品券の購入金額に対して加算される金銭的価値の割合を工夫するといったような制度設計を丁寧に検討する必要があるかと思えます。

いずれにしても、これは商工会とも相談をしながら検討に検討していこうとふうに考えております。

以上でございます。

○議長（笠井政明君） 10番、須佐議員。

（10番 須佐 衛君登壇）

○10番（須佐 衛君） 御答弁、いろいろありがとうございます。詳しく調べていただきまして、どうもありがとうございます。

確かに二地域居住、均等割の住民税、家屋敷課税という形のもので、実は令和3年の12月議会に私この関係も少し質問させていただいて、そのときにはたしか2,740軒ぐらいあったのが、今は2,500軒ぐらいとちょっと減っているのかな。その分空き家になってしまったり、そういうことがあるのかな、そういうような認識を受けたところです。

その件数と人数がはっきり把握することがなかなか難しいということがあったり、今、町長御答弁ありました関係人口のこともございます。こちらでいろいろ従事していただいている方もいたり、なかなか人数把握ということでは難しいのかなという中で、今、この町に特化した利子補給ですとか、創業支援、ふるさと納税の返礼品の、そういったようなものを伺いまして、これはそのいわゆる二地域居住者にとってみれば大変なメリットになるのかな、実際に皆さん、そういう方たちに聞いてみないといけないかなという部分もあるんですけども、今、町長も二地域居住の方のライフスタイルみたいな形のもので、それこそ旧稲取幼稚園でいろいろ講演会開いたり、いろいろ活動されているかと思えます。

そんな中で、この町に本当に住みたいと思うような施策というものもこれから続けていただきたいなというふうに思います。こんな特典がこの町に住むとあるのかなというところを、まだ住民票がない方たちにも感じてもらえるように、またこれからも努めていただきたいないうふうに思います。

プレミアム商品券に関しまして、一步踏み込んだ御答弁だったかなというふうに思っております。

今日の行政報告の中でも6,000冊用意されたという形の中で若干余っているということで、

このプレミアム商品券は毎回少し余るところがみそと言うか、みそと言ってはおかしいですけども、ちょっとその辺のところがあるかと思います。ぜひ完売していただくために、二地域居住の方にも。ただ難しいなというふうに思うんですよね。どなたにどういう形で販売のPRをしていけばいいのかというようなことも、ちょっと難しいのかな。

それから、インセンティブと言ったらおかしいですか、やはり町民の方とも差もつけなければいけないというような考え方も分からないでもないんですが。二地域居住の方の中には、長くここにずっと住まわれているような方も、こちらのほうに住んでいる方のほうが時間が長い方もいらっしゃるものですから、そういう方たちのために、ここにまずマンションなり、別荘なり持ってよかったなと思えるような政策というものを続けていただければなというふうに思います。その辺のところ、町長、御答弁あれば。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 先ほどの少し繰り返しになりますけれども、基本的に均等割ということで頂いている分については、ある程度道路とか公園の維持管理とか、消防、救急、防災など行政サービスの費用の一部ということで集めているという観点からもそこは漏れなくサービスは、そこは町民と変わりなくだと思います。

あまり町民と二地域居住の方を区別するつもりもないんですけれども、そこは税の公平性というところもちゃんと考えつつ、でも、今、須佐議員が言われたように、関係人口を増やすという取組もこれは何らかの方法でやるべきだと思いますので、その辺は、大事な話だからこそ、丁寧にどういう制度設計がいいかというのは考えていければというふうに思っております。

○議長（笠井政明君） 次に、第3問、町長の政治姿勢についてを許します。

10番、須佐議員。

（10番 須佐 衛君登壇）

○10番（須佐 衛君） では、3問目になります。町長の政治姿勢についてということでお願いします。

岩井町長は、就任以来、町の将来を見据えた政策を次々立ち上げ、果敢に挑戦する姿勢を見せていると思うが、以下の点について伺う。

（1）広報「ひがしいず」9月号において、特定地域づくり事業協同組合の検討について本格的に始めたい旨の考えをコラムで拝見したが、具体的にどのように進めていくお考えか。

（2）今年8月の県立高校再編問題の検討会で、町長は幼小中高一貫教育を提案しており、

町長のお考えはおおむね理解しているつもりです。しかし、昨年12月の学校教育環境整備委員会の答申とはまた違った見解でもあると拝察されます。今回まちづくり総合指針の原案にもその方針が示されているが、町の教育の方向性について町長の考えを改めて伺います。

○議長（笠井政明君） 第3問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 第3問の答弁をさせていただきます。

まず、須佐議員におかれましては私が書いたコラムを読んでいただきまして、本当にありがとうございます。一生懸命書いているんですけども。

あのコラムは本当にやりたいことをまず忌憚なく書いているということで、その思いは今も変わっていないんですけども、いろいろな諸事情でそれがやれるタイミングがどうなるか、もしくは環境がどう整ってくるかというのはまたちょっと違うところがあるので、そこは御理解をいただければいいと思います。

それを踏まえまして、特定地域づくり事業協同組合の検討について具体的にどのように進めたいのかという話であります。そもそも特定地域づくり事業協同組合についても触れて、関係しながら少しお話をしたいと思います。

人口減少が加速度的に進む中で、観光業、建設業など現状でも人手不足はとても深刻であります。今後ますますこの問題が大きくなることは確実だと考えておりまして、大変懸念をしております。

今後、東京以外の全ての地域で人手不足が深刻化するので、これ、実は東京も危なくなるんじゃないかなと、2040年以降ですかね、そういう気もありまして、解決は容易ではないけれども、町としても何らかの対策を検討する必要があるという考えがあります。

人口減少社会を乗り切るための処方箋には、いつもお話をしておりますが、例えばシェアリング、需要の平準化、集約化、DXの活用などが考えられるが、人手不足に対応するというで言うと、特に人材をどうシェアリングしていくかということは、とても有効ではないかというふうに個人的には思っております。

この点において、組合を立ち上げて、マルチワーカーを採用し、そのマルチワーカーが季節ごとに人手を必要とする会社や団体へ行って働いてもらうという新しいシステムである特定地域づくり事業協同組合の可能性を感じております。

余談で言いますと、昔私建設会社にいたんですけども、ダムの現場だったんですけど

も、冬の間というのは、農家の方がそのダムの現場に働きに来られていた。まさに、ちょっとしたそういうシェアリングだと思いますが、とてもそれは有効に機能していたというのを思い出しております。

一方で、特定地域づくり事業協同組合については、町が赤字を補填しなければならない点や、事務局に経理、労務管理などに通じた人材が必要であることなどの検討をしっかりとやらないといけないというふうに、ある意味課題なのかもしれませんが、そういう課題点もあります。

特定地域づくり事業協同組合の現状をアンケート調査した結果というのをちょっと調べたんですけども、これ、まだ始まってそんなにたっていないんですけども結構自治体で、静岡はあまりまだほとんどないと思うんですけども、全国的にいうと少しずつ出てきているとは思いますが。

そのアンケート調査した結果を見ると、期待どおりの成果を創出している組合は53%、つまり半分が期待どおり、半分が期待にそぐわない結果になっているという状況で、これまた微妙な状況であるということ。

静岡県でも一部導入の動きがございます。ただまだその数は少なく、実績もなく、課題も今後出てくると思われそうですが、今後の進化の可能性もあると認識はしています。

先日も先駆的に特定地域づくり事業協同組合を取り入れた富山県、南砺市に視察に実際に行ってまいりました。現場サイドの方々と意見交換をしましたがけれども、大変取り組んでいる方々というのは、課題もあるけれども、希望を持って取り組んでいるなというような印象を受けて帰ってまいりました。

特定地域づくり事業協同組合は、十分検討の価値のある事業だと認識しておりますが、役場内も人手不足の状況を否めない中、町全体の施策の進み具合を見ながら、適切なタイミングで検討を始めたいなど。なかなかこれ、話が大きい話なので、非常に大変だと思います。なので、そこはタイミングを見計らわなければいけないのかなというふうに思っております。

ちなみに先日は、知事に対して人材不足という点ですけれども、直接川勝知事に面会をさせていただいて、知事に対して観光業の人手不足に関して、国に頼らない県独自の対策について直接要望をさせていただきましたが、まずは特定地域づくり事業協同組合の存在だけにこだわらず、広く人手不足対策について具体的にどのような対策が可能なのかということも検討することが重要かと思っております。

2番目の県立高校再編問題については、教育関係なので、教育委員会からのほうの御答弁

ではなくて、私の答弁でやります。

すみません、引き続き私が答弁させていただきます。

去年ぐらいから人口減に伴って、子供たちの数が減ってきて、賀茂郡域にある3つプラスワンと言ったほうがいいでしょうか、松崎、稲取、下田高校、あと南の分校をどうするかみたいな話になってきている間の御提案を今年の8月に県の教育委員会に私のほうからさせていただいたという話は以前したかと思えます。

それで、御質問でありますけれども、それについて、今年8月まさに県立高校再編問題の検討会における私が提案をした幼小中高一貫的教育、一貫教育というところとちょっと微妙に違まして、一貫教育というのは、幼稚園、小学校、中学校、高校、全部つながっているというイメージなんですけれども、私がお話したのは、幼小中まで、当然中までは町立の学校であります。高校は県立でありますので、これはなかなか一貫というのは難しいと思いますので、運営は別でも同じような箱にそれが全て皆さん子供たちが入ることによって、例えば老朽化した校舎の建て替え、それについてもコスト削減というか、要はみんなで出し合えばいいような話なんで、しかも人数が減るということで、一つで何とかなるのではないかという話もある中での御提案であります。

それで、その辺をちょっとイメージしましてお話をさせていただきます。

まず、提案が県の計画する賀茂地域の高校の在り方に係るグランドデザインというのが、今、県がつくっているところです。

県下見渡して、県立高校どうすべきかという大きな話をされているところで、そのグランドデザインに実際に私が言った話が採択されるか、されないか。されなかったら、もうされないわけで、私が言ったのが空振りに終わるわけなんですけれども、それをされた場合に場所も含めて県と協議をしていくということになります。

重要なところは、先ほどお話ししたように、一貫性のある教育ですけれども、一貫教育ではないので、別に中学校卒業して高校に上がる段階で必ずそのまま上に上がらないといけないということも全くありませんので、あくまでも教育環境がそうなるというだけということと、あと場所については、昨年の学校教育環境整備委員会から答申をいただいているということもありますので、そこもちゃんと踏まえながら。ただ、状況が変わっているので、そこについてはもう一度同じような会議体をできればつくって、そこの中で多分議論をさせていただければというふうに思っております。

決して勝手にやることはなく、あくまでも子供たちにとって何がいいかというところを忘

れないでしっかりやりたいと思っております。

ちなみに、そのグランドデザインに乗るか、乗らないかの話なんですけれども、恐らく今月その答えが何らかの形で来るのではないかなと思っております。

高校に関する県の方針が示されていない状況ではありますけれども、いずれにいたしましても、町の今後の教育の方向性としては、「生きる力」と「郷土愛を育む教育」の推進として、東伊豆町が抱える人口減少、担い手不足、ふるさとのアイデンティティの継承など様々な課題を解決できるきっかけとなる教育というものを幼小中高の一貫性を持った教育を通じて、大学や地域と連携をしながら進めていけたら、本当にいいなというふうに思っております。

また、ふるさどについて触れ、学び、郷土愛を醸成する教育にも取り組んでいきたいと思っております。

最近はそれに加えて、町民だけでなく、先ほどお話にありましたように、移住された方とか関係人口で来られている方、二地域居住の方々等もいらっしゃるので、そういう方を踏まえて、郷土愛という言葉よりもシビックプライドという言い方がいいのではないかと御意見も出たりして、その辺も含めて、幅広くしっかりと検討しながら、よりよいやり方を決めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（笠井政明君） 10番、須佐議員。

（10番 須佐 衛君登壇）

○10番（須佐 衛君） 町長のコラム、たまたま見たのではなくて、いつも楽しみにしています。それはそれであるんですけども。

特定地域づくりに関しては、昨年私どもも視察行った後の議会の中でお話しさせていただいて、町長も非常に興味持っていただいたということの中で、今、町長お話しいただいた中で、地域の仕事を組み合わせて、年間を通じてしっかりとした雇用というものを実現するというようなこと、そんな形になるかと思っております。

いろいろ町長もアンケートですとか調べていただいた中で、私もちょっと資料として今日配付させてもらった中に、静岡県でも始めた地域がやっと出ましたといったニュースが今年の11月3日の新聞に出てきていた。今、お話のありましたまだ90ちよっとの組合ができています。

そんな対象の中に、今、公共交通のことでやはりドライバー不足という話もあるかと思

ます。これからどういうふうを考えていくのかという形の中で、私どもも委員会の中でも交通の問題、今、研究していったりだとかやっているわけなんですけれども、やはりちょっと乱暴な言い方かもしれないですけれども、今、旅館などで勤められている送迎バスの方ですか、どういう雇用形態なのか、詳しいことは分かりませんが、そういう方たちもしっかりこういう組合の中で働いてもらうような形の中で、旅館の仕事もあり、あるいは、地域の公共交通の送迎もありとかというような組合せみたいなものもあるのかなというふうにも考えたりもしております。

町長、今役場の中でマンパワー不足みたいな話もあって、本当にもう前なんですけれども、太田町長に、こんな以前そう言えば質問した中で、やはり旅館ですとかというのは、時間が空いている閑散期とかの人たちを役場が忙しいときのイベントなんか呼んで、そういうところで働いてもらうとかというような働き方もあるかな。広い意味でこれからまた少しずつ検討していただければなというふうに思います。

この10年ぐらい国も支援していただけるというようなことで、10年で更新みたいな形になっているみたいですので、検討のほうをまたしていただければよろしいかなというふうに思います。

それから、教育の問題は、私も以前、令和3年の6月議会において、中高一貫教育という話をさせていただきました。これは、やはり県立の中学みたいなものをちょっとそのときは言ったような気もするんですけれども、なかなか難しいと教育長に言われた話の中で、今、町長が言われたように、あの当時はまだ幼稚園が別々でしたから、小学校も中学校も両方で小中一貫教育という話の中で、自分は小学校、いわゆる今シビックプライド、その地域とのコミュニティー・スクールみたいな形のものを重視しながら、中高は一緒にみたいな話をしました。

本当にあの頃からもう2年しかたっていないですけれども、随分また状況も違ってきているということもあるかと思います。基本は、小中一貫校教育なんだろうと、今、話聞いて自分が感じたのは。基本は幼小中一貫教育、幼稚園も入れるとすると、小中一貫教育がベースとしてあって、その中で施設としてどこを利用するのかということあるんでしょうけれども、その施設の中で共同で利用することによって、それこそ町長が言われるシェアというような話にもなるんでしょうけれども、学校の先生方はシェアとは言えませんけれども、しっかりとそういった面での中高先生方に見ていただくような教育スタイルというものの充実というものを図られるという意味で私はすごく理解されますし、静岡県さんのほうが今回答を

されるということですので、その辺期待したいなというふうに思っているところです。

もう時間がないようですけれども、町長、もし何か一言あればお願いします。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

地域公共交通にしても、この学校の問題にしても、マンパワー不足の話にしても、やはり先ほどお話ししたように、シェアリングとか需要の平準化とか幾つかのキーワードが明確にもう今分かってきているので、そこをどうやって折り込みながらやっていくのかというのが多分この東伊豆町の未来につながってくるのかなと思っておりますので、そんなことを念頭に置きながら、議会の皆様方からも御意見を伺いながら、また町民の御意見も伺いながら、より適切でスピード感のある効果的なやり方を考えていければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（笠井政明君） 教育長。

○教育長（横山尋司君） すみません、では、ちょっと一つだけ補足をさせていただきます。

既に教育環境整備委員会は2回ほど開会をしております。今回の幼小中高の一貫性を持たせた教育のことに係る教育環境整備委員会です。

その中で、2回やって、今回の町長が提案したことについての理解を広めようとしていて、グランドデザインが出る前にある程度、皆さん方の理解を求めようという形で開いています。グランドデザインが出た後に本格的にスタートするんですけれども、やはりその中で、一貫校、一貫教育と一貫性を持たせた教育というのその区別の仕方がいまいち理解が進んでいないなということを感じましたので、また、その辺のところも教育環境整備委員の方々に周知をしながら、また町民の皆さんにも広めていかなければいけないなんていうことを今感じております。

いずれにしても、今年中に賀茂地区の各市町に、グランドデザインに盛り込まれる内容が周知されます。ただ、公表されるのはちょっと年をまたぐかもしれませんので、その辺は御承知ください。よろしくお願いします。

○議長（笠井政明君） 以上で、須佐議員の一般質問を終結します。

この際14時15分まで休憩とします。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時15分

○議長（笠井政明君） 休憩を閉じ再開します。

◇ 定 居 利 子 君

○議長（笠井政明君） 13番、定居議員の第1問、町営稲取上野墓園についてを許します。
13番、定居議員。

（13番 定居利子君登壇）

○13番（定居利子君） 皆さん、こんにちは。

私は、1問通告しておりますので、よろしく御答弁のほどお願いをいたします。

1問目、町営稲取上野墓園について。

全国的に墓地の返還により、墓じまいが増えております。そこで、当町の現状と管理状況についてお伺いをいたします。

1点目、通称「新墓地」及び「旧墓地」は何区画あるか。

2点目、墓じまいにより返還された空き墓地は何区画あり、手続はどのように行われているのか。また、新たな使用の申込みはあるか。

3点目、旧墓地は面積が広く、訪れる人のためにベンチやトイレを設置するお考えはないか。

4点目、墓地の空き情報を町民に知らせるために、広報等に掲載するお考えは。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（笠井政明君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 定居議員にお答えをいたします。

町営稲取上野墓園についてということで、その中で、通称「新墓地」及び「旧墓地」は何区画あるかということでありますが、新墓地につきましては329区画、旧墓地につきましては1,510区画で合計で1,839区画管理しているところでございます。

また、墓じまいにより返還された空き墓地は何区画あるかということと、手続について、

あとは新たな使用の申込みについての御質問であります。まず、墓じまいされ返還された墓地は近年増加をしております。令和3年度1区画、令和4年度21区画、令和5年度で10月末まで6区画となっております。

貸出し可能な空き墓地は70区画、内訳は新墓地が3区画、旧墓地が67区画となっております。

墓地の返還手続きにつきましては、改葬手続が必要となりますので、現在使用している墓地からほかの墓地にお骨を移動させることとなりますので、改葬申請書に必要事項を記入していただき、お骨を受け入れていただくための受入れ証明書を添付し、申請していただければと思います。

その後役場から改葬許可証が届きますので、改葬許可証が届いてから、お骨の移動を行い、墓石の撤去工事が完了し、更地の状態になりましたら、返還届を提出していただくこととなります。

新たな使用の申込みにつきましては、令和3年度1件、令和4年度6件、令和5年度10月末現在1件となっております。

続きまして、旧墓地は面積が広く訪れる人のために、ベンチやトイレを設置したらいかがでしょうかというお話であります。ベンチにつきましては、返還墓地の中に適性な場所がもしあれば、場所を確認させていただいて、設置をまず検討させていただければと思っております。

トイレにつきましては、平成22年度にトイレ新設工事を実施しております。まずはそちらのトイレを御利用いただければというふうに思っております。

4番目ですが、墓地の空き状況を町民に知らせるために、広報等に掲載する考えはあるかということでございます。新規墓地の使用、墓地承継手続、墓地改葬手続、墓地返還手続、ごみの捨て方等に関することを含めホームページ、情報配信メール、LINE等にて広報してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（笠井政明君） 13番、定居議員。

（13番 定居利子君登壇）

○13番（定居利子君） 通称「新墓地」また「旧墓地」何区画あるかについては、今、御答弁がありましたように、新墓地は329区画、旧墓地は1,510で1,830区画ありますということの御答弁でしたけれども、30年ぐらい前だと思ふんですけれども、新墓地が区画整理という

か造成をされた以前には旧墓地だけだったんですけれども、その旧墓地は、稲取の地区だけの人が使用の許可がありましたけれども、新墓地が造成されてから熱川地区とかまた町外の方たちが使用されるようになりましたけれども、その確認なんですけれども、それによろしいでしょうか。

○議長（笠井政明君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（鈴木尚和君） おっしゃるとおりでございます。

以上です。

○議長（笠井政明君） 13番、定居議員。

（13番 定居利子君登壇）

○13番（定居利子君） 1点目については了解をさせていただきます。

2点目について、墓じまいによりということ、返還された空き墓地はということなんですけれども、3年間で28区画あるという中で、使用してもいいですよという許可の出ているところが70区画あり、その中で、令和3年度は再使用が1区画、令和4年度は6区画、それで5年度は1区画ということで、8区画が再使用されているということなんですけれども、空いてちゃんと手続を取られた方はいいんですけれども、放置されて、名義人がどこに行っているか分からない、行方不明とか、また、身内が管理をされているということも結構あると思うんですよ。それは、なかなか把握ができないと思うんですけれども、そういう管理面は当局側として、どういうふうなまた手続とか、確認をされているんでしょうか。

○議長（笠井政明君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（鈴木尚和君） 確かに墓地を昔はかなり大きく区画されていたものを、俗に言う兄弟とかその辺に、これは半分やるよとか言って分けている方も中にはいらっしゃるものですから、その辺の管理状態について町のほうが把握しておりませんでして、その辺を今調査しまして、新たに申請の手続をしてもらったりしているような状況でして、家族がいなくなったりして、無縁状態になっているような墓地も中には何個かありますもので、その辺も墓地の辺に紙を貼りまして、隣の方とかその辺の近所の方に気づいてもらった中で、役場に一報いただいて、再度戸籍とかを追った中で調べているような状況ですので、今、少しづつではありますが、管理をしているような状態になっております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 13番、定居議員。

（13番 定居利子君登壇）

○13番（定居利子君） 旧墓地のほうは、区割りごとに結構墓地があるんですね、隣の人たちとか、隣組というんですか、墓地の区画されている場所が大体この辺は西区ですとか、この辺は東区ですとかとって、大体隣にあるのが近所の人墓地だったりするところが多いんですよ、旧墓地のほうは。

それで、いや、ここは何かいつも荒れているし、どうしたんだろうとか、近所の人たちが結構そういう点で見られるという機会が多いんで、行方不明者とか、例えばその墓地が誰が使用しているのかなというところが分からなかったら、やはりそういう隣組の人たちにちょっと声をかけて伺うとか、また、親戚とかにお尋ねになるとかすれば、一つずつ解決はしていくと思うんですよ。

また、稲取の人たちというのは、墓地の中のこと結構詳しいものですから、よく高齢者の方が墓地の話をしたりして、どこに行ったのかな、最近見えないな、墓地も汚くなっているなというお話をよくされていますので、またそういう方法も一つの手段だと思うんですよ。いかがでしょう。

○議長（笠井政明君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（鈴木尚和君） 少しずつ連絡取りながら、管理していくようにしていきたいと思います。

以上です。

○議長（笠井政明君） 13番、定居議員。

（13番 定居利子君登壇）

○13番（定居利子君） 管理のほうはまたよろしく努力をしていただけるようお願いをいたします。

では、2点目はそれで了解をいたしました。

3点目につきましては、旧墓地は広いということの中で、墓地に訪れる人というのは大体高齢者が多いんですよ。特に稲取の方たちは、毎月のように行かれるという方が大変多く、都会みたいにお彼岸とかお盆だけではなくて、1年を通して行かれるという方が多いものですから、高齢者の方というのは、入り口から入って自分の墓地まで行くのに結構距離があるんですとか、そして、通路が非常に足元が悪いところが結構あるもので、砂利が引いてあったりとか、例えば土だけだったりとか、ちょっと草が生えていて斜めに通路になっているとかという箇所が結構あるものですから、墓地に行くまでとか、また、トイレとか、例えばちょっと休憩するとかというところが少しでもあれば安心して行けるんですけれどもねという、

そういうお声を高齢者からは結構伺っております。

また、トイレについては、新墓地に22年に造られてあるんですけども、新墓地の横、駐車場の横なんですけれども、ただそこへ行くまでが結構距離があるということなんです。それで、階段を目がけていつも行くんですけども、どうしても道のりが悪かったりして、途中で帰ってきたりとか、途中でちょっとつまずいて転んだりとかするもので、やはり高齢者なかなか墓地にも行けないんですよとかと、そういう声もあります。

やはり高齢者の方たちが行っていただいて、墓地がきれいになったり、または先祖のところに御挨拶に行ったりとかと、そういう気持ちがあるものですから、やはり高齢者の方たちが行きやすいようなという、通路のところでもベンチをちょっと置いてあげるとか、また墓地として使用されていない空き地もありますので、そういったところへちょっと小さいベンチでも置いてあげられるような、そういうちょっとした気遣いなどがあればと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 御提案ありがとうございます。

月に一度稲取の方々は御先祖様にお参りするということを聞いて、大変すばらしいなと率直に今思ったところであります。

まず、道路等の舗装について、ちょっと詳細はまだよく私自身も分かっていないんですけども、なるべくあまりひどいところは直すように少し考えることができるのであれば、検討をしていきたいと思っております。

あと、先ほど答弁の中でも少しお話をしたんですけども、ベンチについては適正な場所があれば、それも検討していければと思っております。

トイレについては、ちょっとだけ状況を判断させていただいてかと思えます。簡易トイレというお話も確か今いただいたような気がします、そこも含めて、どういうやり方がいいのかというのを、ちょっとやれるかどうかというところもあるんですが、今日御質問いただいたので、担当課のほうで少し検討をしていただければと思っております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 13番、定居議員。

（13番 定居利子君登壇）

○13番（定居利子君） トイレについては、新墓地のところにあるようなあんな立派なトイレはいいというんですよね。ただちょっと簡易的トイレが、また携帯用の防災用グッズみた

いなものがあるとか、あと旅行用の携帯用のそういうトイレですか、そういうのがあるんですよ。そういうものでもいいんですよというんですけれども、ただ設置する場所が、置く場所がないんですよ。そこにただ袋か何かで置いておくと、盗まれたりとか、なくなったりとかとした場合に、そこに訪れた人が、ちょっとトイレ行きたいけれども、遠いからそれ使えないかなというそういったときにものがなかつたりすると、やはり町にも迷惑かけるし、せっかく置いてもらったものがなくなったということになると、やはりそういうお話をされた方も、それでは申し訳ないから何かいい方法がないですかというそういうお声もありました。

それと、新墓地のほうなんですけれども、水道が3か所あるんですよ、ちょうど駐車場のところに。その水道を一番下にあるものですから、上まで行くにも55段の階段があるんです。それで、高齢者になるそのお水を持って上まで行けないというんですよ。せいぜい行っても20段、30段ぐらいがようやく水を持って、バケツで運べるんですけれども、その上40段、50段はとても行けないもので、何かいい方法がないですかということもちょっとお声がありましたので、その件は今後いろいろと現地を見て考えていただければなと思いますけれども、トイレのほうはそういうお考えの方もいらっしゃると思いますので、何もいいものを造ってくれるというのではない。何かしら、そういう高齢者が行ったときに、もしトイレ行きたいなど、行けない場合に、そういうものがちょっとどこかに置いてあれば、では、それを使わせてもらうということで、そういう提案もありましたので、どうでしょうか、町長。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 災害時のコンパクトなやつですか。ということは、それぐらい必要に迫られているというような印象を受けましたので、それがどういうものかも含めて、少し一回確認をして、導入できるかどうかも含め、少し検討ばかりで恐縮なんですけれども、まずは検討させていただければと思います。

○議長（笠井政明君） 13番、定居議員。

（13番 定居利子君登壇）

○13番（定居利子君） では、3点目はいろいろ考えていただけるということの中で、また吉報が得られればいいなと思いますので、よろしく願いいたします。

3点目は終了いたします。

○議長（笠井政明君） 13番、定居議員。

（13番 定居利子君登壇）

○13番（定居利子君） それでは、4点目について、空き情報を広報等で掲載していただい

て、高齢者等が広報とか、スマートフォンはなかなか操作ができないということで、毎月発行される広報「ひがしいず」にちょっと後ろのほうでいいから、見られるような感じで載せていただければ、それを見て、また高齢者同士でいろいろお話をしながら、こういうふう空き情報もあるし、例えばごみも皆さん気をつけてくださいよと、そういうごみのこともみんなして考えようよとか、いろいろな皆さん集まったところでお話が出ると思うんですよ。

今現状ごみの集積場も本当散らかっていて、空き缶だ、瓶だ、もう一緒くたに入っているところがあるんですよ。また、そういうのも広報でお知らせして、皆さんに協力をしてくださいよということも一つの方法だと思うんで、極力この広報「ひがしいず」に載せていただければ、結構高齢者の目にも留まることもあるんじゃないかなと思う。ホームページ等は若い人たちとかは見られるんですけども、やはり80、70、高齢者ぐらいになると、なかなかスマートフォン扱えないよという方もいらっしゃるんで、もしそういう方法でも取られれば、いろいろごみ問題にしても対策ができるのではなからうかなと思いますので、いかがでしょうか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） すみません、広報担当の企画課おりませんので、私から。

広報紙なんですけれども、私もコラムを毎回出させていただいているんですけども、あれも字数制限を言われ、ここに収めろという話があります。

ということは、全体のボリュームが多分ある程度限られている中で、その情報を、どれだけの情報をどういうふうに入れるかというのが大変重要なこと今思いました。

墓地の空き情報については、数が多いので、どういうやり方がいいのかということも含め、なかなかちょっとイメージが正直湧かないんですけども、ごみの捨て方とか、そういうちょっとした注意事項などは広報の中の、毎月ではないにせよ、どこかのタイミングでお知らせということで載せることは可能なかなとは思っていますので、そこはちょっと担当課とも相談させていただければと思います。

○議長（笠井政明君） 13番、定居議員。

（13番 定居利子君登壇）

○13番（定居利子君） 実は高齢者の夫婦とか、また独り暮らしの高齢者なんかは墓地をどうしようかなという方たちが結構いらっしゃるんですよ。では、墓じまいをして、例えば子供さんのところに行こうとか。独り暮らしの方は施設に行くから、では墓地をどうしようとか、そういう方がたちがいらっしゃるんで、そういう広報等に空き情報とかいろいろな

情報を載せていただければ、では町の住民福祉課なり相談行って対策を取ろうかなという方たちの声も何人も聞いておりますので、やはりそういう広報等を見られる方も中にはあるんじゃないかなと思うんで、それぞれ高齢者同士がいろいろな話をされるので、そういう皆さんが集まったところで、こういうことも載っていたよ、こういう話もあるよということで、いい知恵をそういう方たちに教えていけるのではなかろうかなと思いますので、そういう点も踏まえまして、広報なりホームページなりに分かりやすく載せていただければ、大変ありがたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

4点について終了させていただきますので、以上で私の一般質問は終わらせていただきます。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（笠井政明君） 以上で、定居議員の一般質問を終結します。

この際14時50分まで休憩とします。

休憩 午後 2時35分

再開 午後 2時50分

○議長（笠井政明君） 休憩を閉じ再開します。

◇ 山 田 豪 彦 君

○議長（笠井政明君） 1番、山田議員の第1問、道路管理についてを許します。

1番、山田議員。

（1番 山田豪彦君登壇）

○1番（山田豪彦君） 初日の最終の質問になります。

山田です。改めまして、よろしく願いいたします。

まず、私の1問目、道路管理についてを質問させていただきます。

ここ最近国道135号の維持管理については、各市町からの要望も多いことから、草刈りや支障木の伐採も進んできているように感じられます。しかしながら、県道や町道に目を向けると、雑草や支障木が多く景観も含めて、車両や歩行者の妨げになっている箇所が多く見ら

れます。

観光地である前に、町民が気持ちよく安全に生活できなければ、自信を持って来訪者を迎えることはできないと考え、以下の2点について伺います。

1点目、県道稲取停車場線の稲取駅上のガード下周辺及び県道熱川片瀬線の熱川温泉入り口看板付近の草刈り等について、要望を含めて対応されていますか。

2点目、6月に開通した町道横ヶ坂油久保線の標識、案内看板等の設置や河津町へ接続する町道大久保臼ヶ久保線を含めたきめ細かな維持管理が必要と考えていますが、いかがでしょうか。

以上2点、よろしく願いいたします。

○議長（笠井政明君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 山田豪彦議員にお答えをいたします。

1番目でありますけれども、県道稲取停車場線の稲取駅上のガード下周辺、あとは県道熱川片瀬線の熱川温泉入り口看板付近の草刈りについてということで、どのような対応をしているかというお話であります。御指摘の県道稲取停車場線、熱川片瀬線は、静岡県が管理している県道ですので、町では当然直接的には草刈り等は行うことができません。その点を踏まえまして、毎年開催をされる賀茂地域局、賀茂農林事務所、下田土木事務所との地域づくりに関する円卓会議において、国道、県道の維持管理については毎回要望をさせていただいているところです。

また、各区や町民から要望があった際には、その都度下田土木事務所に連絡をし、対応をお願いをしております。

円卓会議の際に具体的な箇所を示し、要望していきたいと考えておりますので、御理解いただければと思います。

2番目に、新しく6月に開通をした町道横ヶ坂油久保線における標識、案内看板等の設置についてであります。標識、案内看板等の設置については、現時点で計画がありません。案内標識は、道路管理者が設置いたします。規制をかける場合は、公安委員会の管轄となりますので、そこに要望することになるかと思っております。

維持管理につきましては、町道大久保臼ヶ久保線、草刈り業務を年2回実施しており、次年度から町道横ヶ坂油久保線についても委託業務に追加する予定であります。

以上です。

○議長（笠井政明君） 1番、山田議員。

（1番 山田豪彦君登壇）

○1番（山田豪彦君） ありがとうございます。

改めまして、県道に関しては私も承知している中で、県に対しての要望がメインとなってくることは承知しております。

そんな中で、私もいろいろな方から声をかけられまして、稲取の駅の上、カーブのところ、見通しが悪くて、上から、私の住む入谷地区のほうから下ってくると、そこだけ交互通行になります。下ってくるほうは一方通行で「止まれ」で駅のほうに下りていかれるんですが、ちょうどあのカーブは狭いところで、そこが交互通行になるところから、ぜひともきれいにしてもらおうように頼んでくれということで強くお願いされましたので、その辺を町当局として、引き続き県のほうに強く要望していただきたいと思っております。

また、熱川地区の看板を隠している木なんですけれども、県の土地から出ている木で、県のつけた看板を隠しているんですよ。4枚ある看板なんですけれども、「熱川温泉入り口」とか、ジオに考慮した茶色い看板なんですけれども、県がつけた看板を県の木で隠しているの、その辺は強くまた要望していただければと思っております。

その辺はもう町のほうから、特に町長のほうからぜひとも県のほうに、すみません、観光地で稲取温泉から出ていくときとか、熱川から入ってくる車があまにも汚いところを通過して、印象を悪くして帰られるというのは、町民としても恥ずかしいというか、気持ちよく帰っていただきたいという気持ちで、私もいろいろな人に言われましたので、その辺をぜひよろしく願いいたします。来年度から実施していただければありがたいと思っております。

2点目のほうなんですけれども、規制看板に関しては、公安委員会のほうの許可が必要だということは、私もちょっと勉強をした中で言われましたので、承知しております。

そんな中で今回ススキのイベントが10月前半から10月のもう終盤にかけて終わってしまいました。その関係もありまして、町道横ヶ坂油久保線のところと、河津のほうに抜ける大久保臼ヶ久保線、そのところに普通だとガードマンが立っていて、伊東方面とか下田方面ということで、仮設の道路看板みたいなものを立てて、ガードマンが案内をしているんですが、今年は早く終わった上に、ススキの見頃が11月の下旬ぐらいまできれいな状況があった関係から観光客がかなり細野高原に上っていきました。

そんな中で、入谷の区民、区長さんをはじめそこにもうずっと常設の、こちらは伊東方面

だとか、こちらは下田方面というような看板をつけてもらえないかなというお願いがありました。また、帰りの車が児童生徒の下校時間と割と重なる、3時ぐらいが観光客の帰る時間と重なりますので、子供たちが危ないなとか。特に私も感じているところなんですけれども、オートバイが割と国道を走っていると大きく感じないんですが、狭い道を走っているとオートバイが結構大きく感じまして、道も狭いことから、都会から来ている人たちは、割と道路の中央を走ってくる人が多いです。そんなことも含めて案内看板をつけていただけないかなという今回お願いであります。町長の前向きな御検討をお願いしたいんですけれども、よろしくお願いします。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 観光地なんで、観光地に多くのお客様が来ていただくということはとてもいいことなんです。最近特に京都等でオーバーツーリズムということで、観光客が多いことがゆえに発生しているいろいろな弊害というのがあるのも認識をしております。

その中で、今回の案件も細野のススキを見に行く、そして、帰ってくる観光客のところに一部要因があるのかなと思うので、看板等の設置だけではなくて、どのような体制でやるかとか、トータルとしていろいろ検討したほうがいいかと思っておりますので、そういうような検討を、それは建設のみならず、多分観光も絡んでくる話になると思うので、担当課横断的な一度そういうような話をしてもいいんじゃないかなと思います。

以上です。

○議長（笠井政明君） 1番、山田議員。

（1番 山田豪彦君登壇）

○1番（山田豪彦君） ありがとうございます。ぜひとも課をまたいでなんて、うちの町が、ほかはあまり聞かないんじゃないかと、先進事例ではないですけれども、課をまたいでのごとが本当に現実を帯びてくれば、ますますいい町になっていくと思っておりますので、その辺ぜひとも前向きな検討をお願いいたします。

それに一部付随というか、これ、私の後輩の女性から以前言われたことなんですけれども、道路標識というか、道路自体に文字を書くのか、デザインをするのか、町道なんだから、割と自由がきくのではないかなという意見をもらいまして、例えば、笑われるかもしれないんですけれども、これ大真面目で、多分カーブの手前なんかだったらハートがどきどきしているみたいな看板とか、危険だよという意味を黄色い国道にあるような看板でなくて、その町道、もともと農道で造った山の中を走るところなので、インスタ映え、今でいう、SNSに

載せられるような、そういった看板をつけて観光客、地元の人も見せたらどうかというようなアドバイスをいただきました。

多分毎日私も国道を走っているんですが、ワイン工場を過ぎて、清掃センターから走ってきますと、横ヶ坂油久保線の直線道路がずっと上り坂になっていく辺りは本当にこんな直線は多分町内にもありませんし、国道の中でもなかなかないような直線で、しかも未来に向かっていくのではないですけども、上に向かっていく直線道路なので、ああいったところで見せ方、ただの道路として使うのも一つですけども、せっかく造ったものですから、うまく利用できないかなと思っております。その辺も町として、前向きにいろいろなことを検討していただければと思います。その辺、ちょっと遊び心も含めてなんですけれども、町長、どうでしょうか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 遊び心は個人的には私もたくさん持っているんですけども、ただ少し気になるのは、道路標識等というのは、不特定多数の方が利用されるところで使われる標識ですので、安全管理上そういうような制約がないかというのは一応確認したほうがいいのかなという気はしておりますが、それで特に問題ないようであれば、場合によればそういう東伊豆でしか見られないようなものがあったらいいのかもしれないかもしれません。そこは少し担当課の意見もちょっと聞かせていただければと思います。

○議長（笠井政明君） 建設整備課長。

○建設整備課長（村上則将君） 横ヶ坂油久保線ですけども、普通の交通案内誘導看板というイメージではなくて、道路の脇に観光というか、そういうちょっとかわいらしいような目立った看板というようなお話なのかなと、今伺っていて思いましたけれども、当然道路敷内、もしくは町有地内でしたら検討することも可能なのかなということは思いますけれども、その点につきましては、観光サイドの面もあるかと思いますが、協議できればなと思います。以上です。

○議長（笠井政明君） 1番、山田議員。

（1番 山田豪彦君登壇）

○1番（山田豪彦君） すみません、むちゃな質問しまして。ただ、町長はじめ課長のほうも前向きに考えてくださりそうなので、私も提案してくれた女性にはちょっといい報告ができそうな気がしております。

また、どちらの道路も国道では見られないような本当に景色のいい場所がございます。た

だその景色がいい場所はただ通り過ぎる場所なんです。どちらかにまた展望台のような、多分あの辺は町有地だと思われるようなところが多いです、その辺でまたそういう展望台みたいなのも含めた道路にしていっていただければと思っております。

また、先ほどの一部草刈りについてなんですけれども、前回たしか町長が道路管理に関しては、ボランティアの皆さんもありだなということをたしか言われたような気がします。国道に近い県道だったり町道というのは危険な場所もありますし、万が一草を刈っているときに車に突っ込まれたりとか、そういう危険性もあることから怖いなどは思っているのですが、こういう割と通行量も少なく、歩行者もそんなにいないようなこういう町道だからこそボランティアの募集も含めた管理の仕方もいいのかなと思っております。その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 基本的にマンパワー不足であらゆるものがなかなかできないし、財源もプラスアルファで不足しているところもあるでしょうけれども、その中でより豊かな空間、整備された空間を手にするためには、やはり自助・共助・公助という話がありますけれども、その辺も念頭に置いた町民全体で何かをやるという考え方とても重要だと思っております、例えばそういう資機材等はなるべく町が多少手当てできるところはしながらも、実際にやっていただくのは地域の方々とかという、そういう草刈りなんかはもう既にボランティアでやっていたらいい方もいらっしゃるし、そういうところで発生した伐採した後のものについては、多分町のほうで無償で受取りしているかと思えます、多分。

なので、その辺は町民と役場がうまく連携を取りながらお互いにやれるところをしっかりとやっていくというところで、より豊かな町ができ上っていくんではないかなと思っております。

○議長（笠井政明君） 1番、山田議員。

（1番 山田豪彦君登壇）

○1番（山田豪彦君） どうもありがとうございました。

本当に何か一つをきっかけにして、町民も町も一つのことにみんなで作業なりを行っていただければ、また問題も共有できたりとかしていくと思えますので、ぜひ道路を使っているいろいろなことができると考えております。

以上で、1問目を終わります。

○議長（笠井政明君） 次に、第2問、持続可能なまちづくりについて許します。

1 番、山田議員。

(1 番 山田豪彦君登壇)

○1 番 (山田豪彦君) 2 問目の持続可能なまちづくりについてを質問させていただきます。

持続可能なまちづくりについては、様々な分野がある中で、当町は森林が7割以上を占めており、衰退する林業の振興や森林の整備など様々な課題があります。

そこで、次の点について伺います。

1 点目、森林整備や稲取地区の水源である細野高原の維持管理を含めた総合的な利活用についての考えはいかがでしょうか。

○議長 (笠井政明君) 第2問の答弁を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長 (岩井茂樹君) 第2問、お答えをいたします。

森林整備や稲取入谷地区の水源である細野高原の維持管理を含めた総合的な利活用についての考えはということではありますが、細野高原はこれまで利活用してきた方々だけでなく、町にとっても大変重要なエリアでありまして、水源地ともなっているため、自然環境を守っていくことは、当然重要施策となります。

また、観光的な資源としても様々な活用が考えられるエリアでもあり、将来にわたって守り、育てるエリアとして認識をしております。

現在町では細野高原の課題や活用方策を様々な面から考えるための協議会が必要と考え、その設立に向けて関係者と検討を重ねている状況にあります。今年度中に協議会の立ち上げが可能ではないかなというふうに思っております。

協議会は、地域住民や事業者、土地所有者、市民団体、学識経験者、関係する行政機関が連携をし、協力をし、細野高原を最適な状態に保ち、次世代に引き継げる資源として守り、活用していくことを目的としております。協議会には、環境保全、観光活用、教育、周辺土地利用などの部会を置き、様々な面から考え、大切な場所である細野高原を守っていきたいと思っております。

以上です。

○議長 (笠井政明君) 1 番、山田議員。

(1 番 山田豪彦君登壇)

○1 番 (山田豪彦君) ありがとうございます。

町長が記念すべき第1回の未来に残したい草原の里100選で、まさに第1回の会長を務められて、第1回目の認定式が昨年行われました。その中で、細野高原が未来に残したい草原の里100選に認定されております。

実は、私も関係者の一人として、今年授与式に参加して、記念フォーラムも聞いてまいりました。全国から細野高原のような今まで先人たちが守ってきたような草原の里の皆さんが認定されておりました。何とびっくりすることに、箱根の仙石原、私も関係者の一人として、箱根の仙石原の7倍の面積の細野高原ですと言っていた仙石原が東伊豆の細野高原より後の今年認定されておりました。これは余談ですが。

細野高原に関しては、環境資源だけでなく、もちろん町長が今おっしゃっていたとおりで観光資源、そして、子供たちに対する教育資源としても大事な場所だと思っております。実際に協議会が立ち上がると、今年度中に今おっしゃられたのを聞きまして、町長のやる気と皆さんのやる気が伝わってきているところですが、実際に町長、今の時点では、町長の多分私見等でしか、協議会が立ち上がって初めてどんな管理をするのか、どんなことをしていくのか、協議会で考えられることだと思っておりますが、町長の割と大きな感覚で結構ですので、どういうふうに細野高原活用なのか、管理をしていきたいと思っておりますでしょうか。本当に協議会が決まってから、細かいことは決まると思うんで、今の段階での町長のお考えを聞かせていただければと思います。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

細野については、横ヶ坂さんから昔からずっと相談というか、要は何かというと、もう維持管理やっている方々がだんだん高齢化をしてきて大変なんだよねという話で、今後どうしようか。とにかく今、防火線、この間もやっていただいたかと思っておりますけれども、本当にあれ、労力大変で、危ない仕事でもあるし、急斜面はなかなか大変だということもあるし、コスト的にも結構かかるしということはどうしようかという話は随分前からいただいていて、ちょうど未来に残したい草原100選、そのところの前町長の職を引き継いだ形で私が全国の会長をやらせていただいているときに、東京で認定式というかがありまして、そこで全国の事例を当然会長ですので全部拝見をしたんですけれども、とてもいい事例がたくさんあって、それは守るだけではなくて、ちゃんと活用もうまくやっているという事例が散見をされました。

このアイデアを細野高原の今後の将来のところに落とし込めないかということで、去年の

今ぐらいですか、勝手ながら組織のたたき台を私のほうでちょっとつくらせていただいて、こういうイメージでどうでしょうかというのを、たしか入谷の皆さんに御提示をしたことがあろうかと思います。多分それが基に今多分やっているのではないかなと思うんですけども。

そこには、基本的には3つのパートに分かれていて、1つは維持管理をしっかりするというパート。もう1個は、たしか観光でも何でもそうですけれども、活用していかないと、ある意味維持管理をするためには、ある程度基本的な財源が必要なので、それをある程度自ら稼げたほうがいいよねということもあると思うんですけども、観光地として観光の資産として活用していくというパート。そして、もう1個は、たしか学校教育と細野のポテンシャルをしっかりと教育分野に活かしたり、PRをしたりとかというところのパートも必要だよということ、たしか3本柱ぐらいの組織図を軽くつくった、たたき台なんで、これから多分皆さん変えられていると思いますけれども、提示をしたことを今でも覚えております。

今、基本的な考え方はその3つの柱があるということで、十分御理解いただけるのかなと思います。基本的には主役は地元の方で、役場はそれぞれの担当課が支えさせていただくというようなたしか立てつけになっていたかと思います。

以上です。

○議長（笠井政明君） 1番、山田議員。

（1番 山田豪彦君登壇）

○1番（山田豪彦君） 本当にありがとうございます。

多分この議会を見ている方も町長の今の発言、大変喜んでいるかと思います。今までは、私も皆さん本当に、うちの親父なんかもやっていましたけれども、先人たちの本当の肉体労働の上で、細野高原が守られてきまして、私も何もしていないんですけども、この草原を守っていききたいと常々思っていた中で、今、稲取特別財産区の皆さんが高齢化とともに管理が大変だということを、明確にもう多分今までの人だったら、みっともないからそんなこと言いたくないと思っていたんでしょうけれども、やはりみんなが本当にあの草原を守っていききたいという気持ちの現れだと思いますが、財産区の皆さんもみんな協力して、どうにかならないかなと言ってくださったのがきっかけで、私たち実は観光のほうで私も一部出ているんですが、先日の防火線焼きとか、防火線の草刈り、そういうのをちょっとボランティアで出してみました。

みんなで考えると、以外と小さなことまで気がついたり、みんなでやると、もうちょっと

広がったところまで手が届いたりということが考えられますので、町当局のほうもぜひとも、町長は今、町当局は微力とか言ったんですけれども、町の力というのは本当に大きいと思っていますので、みんなでこの草原を守っていけたらと思っています。

それに関しては大体分かりました。ありがとうございます。

実は、次の質問と若干……

○議長（笠井政明君） 山田議員、1回です。

○1番（山田豪彦君） すみません。

○議長（笠井政明君） 次に、第3問……

○1番（山田豪彦君） すみません、第3問ではないんですよね。

○議長（笠井政明君） ではなくて。

すみませんでした。

○1番（山田豪彦君） いいですか。

○議長（笠井政明君） では、1番、山田議員。

○1番（山田豪彦君） 今質問しようとしたのは、林業というか森林の整備のほうの関係で伺いたいと思っています。

実は、3番にもちょっと若干かかるかもしれませんが、今、鳥獣が人里に下りてくるという中で、実は熱川地区も稲取地区も含めて、杉やヒノキの人工林が大半を占めておりまして、その人工林が適期になってきますと、伐採なり若い森林になりますと間伐等の作業が行われます。

皆伐というんですけれども、全部を切った後に、イノシシとかそういうのの食料になりますドングリをつけるナラやクヌギの木を植えて、山と人里、獣と人のすみ分けをしていけばいいと考えておりますが、また、このクヌギとかナラはシイタケのほだ木になる原料にもなります。そのほだ木は、販売もできますし、もしかしたら町の特産品にもなり得るシイタケの栽培にもつながってくると考えております。

この皆伐をした後の森林の整備、そういったのも多分またこの協議会等で一部で考えられるのかなと思いますが、この辺の人工林を切った後の活用方法、多分個人の土地だけではなくて、町有林も少なからずあると思いますので、すみません、すごくアバウトな質問になって本当に申し訳ないのですが、そういった面で最後聞かせていただければありがたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

森林について言うと、日本全国の規模で眺めると、大体戦後植林された森林が大体50年で主伐期を迎えると言われていて、その期間が大体来ている。それに伴って、国のほうもいろいろな施策を打ち出しているところですし、来年森林環境税という新しい税金が、国税ですけども、スタートします。広くあまねく国民から税金を取って、それを森林のために使っていくという話なんですけれども、なので、本来ならばそこに向けて森林の整備というのをもうちょっとちゃんと検討しなければいけなかったのではないかなと思います。もっと前からですよ。

今、現状我が町の森林というのは、大先輩の田村又吉翁が、将来これは絶対稼げるという、そういう先見の明を持ちながら植林をされて、それで、町が豊かになったという経緯があるんですが、その後あまり手が入られていない状況がどうもあるようで、手を入れない森林というのはやはり細く痩せていくということと、表土がやはり弱くなるので、雨がひとたび降ると、土砂が流れ出るといった状況になるということで、今そういう状況ではないかなというふうに思います。

森林を伐採にするに当たっては、本来ならばもうかる森林であれば業者に頼めば、幾らでもやっていただけますが、果たして東伊豆町における森林がどこまで豊かな森になっているかというのが、ちょっと把握が私はまだできておりません。

その辺もちゃんと考えて、今後森林をどういうふうにしていくか。もう一度植林をするというやり方もあるかもしれません。もしくは鳥獣害のことも考えながら、実のなる広葉樹を植えるというやり方もあるかもしれません。その辺も含めて、多分今あまり検討していないので、もうちょっとスピード感を持って検討しなければいけないと、実は今年バタバタやっていたんですけども、いろいろなことが起こり過ぎて、そこまでちょっと手が行っていないんですが、でもそれは非常に重要な視点であると思いますので、森林については町の大切な財産という意識の基に、有効的な整備の仕方、活用の仕方を考えていければというふうに思っております。

○議長（笠井政明君） 1番、山田議員。

（1番 山田豪彦君登壇）

○1番（山田豪彦君） 改めて、本当にありがとうございます。私よりも町長のほうがずっと勉強しているなど感じられております。

最後に、私の若干の意見というか、感想を述べて終わりたいと思いますが、うちの町は、

海から本当に細野高原の山まで直線距離にして3キロ以内の中に、海から人里、そして山までがあります。

そんな中で、この森林の整備とか細野高原の整備とか含めまして、今も町長がおっしゃっていましたがけれども、山が崩れてきたり、土砂災害等が起きますと、前回、台風、令和元年度だったと思いますけれども、当時の岩井参議院議員にもお世話になりましたが、浄水場が大打撃を受けたときとかあります。私たちの欠かせない水源にも影響してくると思いますので、その辺をまた私も一生懸命勉強しますので、今後ともお願いします。

森林の再生こそが町の活性化につながってくると思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○議長（笠井政明君） 次に、第3問、鳥獣害問題についてを許します。

1番、山田議員。

（1番 山田豪彦君登壇）

○1番（山田豪彦君） 3問目、鳥獣害問題について。

最近日本各地を騒がせている鳥獣害の問題について伺います。

1点目、鳥獣を発見したときの対応やその後の対策について、町民への周知も含めて伺います。よろしくお願いいたします。

○議長（笠井政明君） 第3問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 第3問の質問にお答えをいたします。

まず、鳥獣を発見したときの対応やその後の対策について、町民への周知も含めて御質問いただきました。

伊豆半島でも先般熊が捕獲をされ、これまで考えられなかった場所に出没するなど、活動範囲が広がっていることが懸念されます。そのほかイノシシ、鹿、猿も民家に近い場所へ出現をし、その数も年々増えているというふうに実感しております。

野生動物は見た目はかわいらしいんですけれども、やはり野生動物ということもあり、自分や子供を守るためには獰猛となり、人間にとって大変危険な生き物である側面も持っています。

特に熊については大変危険性が高いため、まずは出会わないようにすることが重要かと思っております。例えば鈴をつけて山に入るとか、より大きな音が出る鈴だけではなくて、笛

とかブザーなどを活用するとか、あとはよく言うのは、熊よけのスプレーが結構効果的ではないかと言われていたり、熊に出会わないような万全な対策をし、ハイキングなどをしていただければと考えております。

熊はもちろん市街地でイノシシや鹿にもし出くわしてしまった場合は、緊急を要しますので、警察に連絡をお願いをいたします。警察から関係部署に情報が提供され、町にも連絡が入るようになっております。

山中なので緊急を要さない、危険が少ないと判断できる場合は、役場の観光産業課へ連絡をお願いいたします。

いずれにしても、動物をできるだけ刺激しないようにし、冷静に身を守ることを最優先に考えていただければと思います。

以上です。

○議長（笠井政明君） 1番、山田議員。

（1番 山田豪彦君登壇）

○1番（山田豪彦君） ありがとうございます。

確かに出会わないことが一番ですし、その辺も冷静に判断して対応してもらえればと思います。

先ほども墓地のことで言うておりましたけれども、広報なり例えば学校教育の授業なり、区の総会なり、多分改めてそれぞれにもしイノシシを見たらどうするんだっけと言われると、多分逃げればということぐらいしか頭に思い浮かばないのではないかと思います。

私も実際、先日下田市内を走っておりましたら、夕方ですけども、イノシシが2頭路肩でミミズを食べているのに出くわしまして、車にぶつかってこなければいいけどなというような気持ちでそこを通り過ぎたのですが、大人ですらとにかくぶつけてこないでとか、こっちに来ないでと思っているだけで精いっぱいのような気がする中で、子供だったり、お年寄りだったり、もちろん普通の町民だって警察にまず電話することすら多分頭に入っているのかなという気がしております。

私も、実は今回のこの質問で教えていただいたんですが、町はそういうちゃんと体制づくりをしていると聞いて、そこの部分では本当に安心したところですけども、まず町民の安心安全ということで、どういうふうに周知をしていったらそれこそ通報が早くとか、ほかの第一発見者から次の人のところまですぐ伝わるようになるのか、今や本当に私の住んでいる家の周りなんか毎晩のようにイノシシが来て、畑を荒らしていくような状況が続いています

ので、そのところはやはり通報の仕方等をみんなに周知していくということが必要だと思いますが、その辺に関してお答えいただけますでしょうか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 鳥獣害被害については、対処療法的な、今のような話もありますし、根本的な対応としては、その前の質問でも、要は主伐の話がありましたけれども、山が豊かになれば、そういう被害も減るのではないかという見方もあるので、この問題については、総合的な対応が必要かなというふうに思っております。

熊が出没しましたけれども、熊が別に悪いわけではなくて、人間の活動域が広がっている中に、野生生物どう生きていけるかみたいな話だと思うので、その辺はある意味共生をしながら、自然を守りながら、でもそこで住んでいる方々の安心安全を守るという、そういう連立方程式をしっかりと解いていくことが重要かと思います。ありがとうございます。

○議長（笠井政明君） 1番、山田議員。

○1番（山田豪彦君） ありがとうございます。

本当に広報紙なり、区の総会なり、そういったところでも一言添えてもらうだけでも皆さん分かっていたかと思うので、まず本当に会ったときにどうするのか、その辺を安心に、安全に伝えられるような体制を整えていただければと思っております。その辺のところは可能なんでしょうか。職員を派遣だったり、広報のほうは先ほども言いましたけれども、企画のほうがいらっしゃらないので無理だと思いますけれども、学校のほうだったり、本当の授業の一角でそういったことを考えていくことが可能なんでしょうか。もしお答えできれば結構です。

○議長（笠井政明君） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時32分

再開 午後 3時33分

○議長（笠井政明君） 休憩を閉じ再開します。

町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

この間熊が出たときも、自治体によって情報提供のタイムラグが実はちょっと生じたんで

す、うちは比較的早かったんですけども。そういうような情報をなるべく早く町民に伝えるような手段、例えば放送で流すということもあるし、あとは、最近LINEはかなり広がってきているのでLINEで告知するとか、メールもありますし、いろいろな手段を通じて、そういうような通知とかお願いとかというのは今後やる可能性はあるんじゃないかなと思っています。

○議長（笠井政明君） 1番、山田議員。

（1番 山田豪彦君登壇）

○1番（山田豪彦君） 大変申し訳なく、大変ありがとうございました。

以上のことで、また毎回私質問したときには、必ずつけているんですが、本当に皆さんの臨機応変の対応に感謝して、本日の私の一般質問を終了いたします。どうもありがとうございました。

○議長（笠井政明君） 以上で、山田議員の一般質問を終結します。

◎散会の宣告

○議長（笠井政明君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれにて散会します。

御苦労さまでした。

散会 午後 3時35分

令和5年第4回東伊豆町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

令和5年12月7日(木)午前9時30分開議

日程第1 一般質問

6. 14番 山田直志君

- 1) 不登校の児童・生徒への対応について
- 2) 物価高騰に対する支援について
- 3) まちづくりについて
- 4) 来年度予算編成について

7. 2番 鈴木伸和君

- 1) ごみ集積所の問題と改善について

日程第2 議会運営委員会委員の辞任について

日程第3 発議第3号 東伊豆町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

日程第4 発議第4号 東伊豆町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第5 議案第55号 東伊豆町犯罪被害者等支援条例の制定について

日程第6 議案第56号 東伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第7 議案第57号 東伊豆町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第8 議案第58号 東伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第9 議案第59号 東伊豆町印鑑条例の一部を改正する条例について

日程第10 議案第60号 東伊豆町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第11 議案第61号 静岡県市町総合事務組合理約の一部を変更する規約について

日程第12 議案第62号 令和5年度東伊豆町一般会計補正予算(第5号)

日程第13 議案第63号 令和5年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

日程第14 議案第64号 令和5年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算(第2号)

- 日程第15 議案第65号 令和5年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第16 報告第5号 専決処分の報告について
- 日程第17 報告第6号 令和5年度教育委員会自己点検・評価報告書（令和4年度分）の提出について
- 日程第18 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第19 意見書案第1号 台湾のCPTPP（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）への加入に向けた支援を求める意見書について
- 日程第20 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙
- 日程第21 常任委員会所管事務調査の報告について
- 日程第22 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について
- 追加日程第1 議会運営委員会委員の選任について

出席議員（12名）

1番	山田豪彦君	2番	鈴木伸和君
3番	楠山節雄君	5番	笠井政明君
6番	稲葉義仁君	7番	栗原京子君
8番	西塚孝男君	10番	須佐衛君
11番	村木脩君	12番	内山慎一君
13番	定居利子君	14番	山田直志君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	岩井茂樹君	副町長	鈴木嘉久君
教育長	横山尋司君	総務課長	村木善幸君
防災課長	国持健一君	企画調整課長	森田七徳君
税務課長	木田尚宏君	住民福祉課長	鈴木尚和君
健康づくり課長	山田義則君	健康づくり課参事	柴田美保子君
観光産業課長	梅原巧君	建設整備課長	村上則将君

教育委員会 齋藤和也君 水道課長 鈴木貞雄君
教務局長
会計課長 正木三郎君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 福岡俊裕君 書記 榎原大太君

開議 午前 9時30分

◎開議の宣告

○議長（笠井政明君） 皆様、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、議員定数の半数に達しております。

よって、令和5年東伊豆町議会第4回定例会2日目は成立しましたので、開会します。

これより直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（笠井政明君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

議事日程に従い議事を進めます。

◎日程第1 一般質問

○議長（笠井政明君） 昨日に引き続き、一般質問を行います。

◇ 山 田 直 志 君

○議長（笠井政明君） 14番、山田議員より、一般質問で掲示板使用の申出がありましたので、これを許可します。

14番、山田議員の第1問、不登校児童生徒への対応についてを許します。

14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） おはようございます。

通告に基づきまして、4問通告しておりますが、それぞれ行いたいと思います。

まず第1問、不登校の児童生徒への対応についてお伺いたします。

小中学校に不登校の児童生徒がいる。そこで、以下の点について伺います。

まず、1点目に児童生徒、不登校の子供は何人ずついらっしゃるか。

2つ目に、学校での児童生徒への対応はどのようにしていますか。

3点目に、保護者への対応はどのようにしていますか。

4点目に、学校、児童生徒及び家庭にそれぞれどういう課題があるというふうに現在把握していますでしょうか。

以上、よろしくお伺いたします。

○議長（笠井政明君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

○町長（岩井茂樹君） この点につきましては、不登校という子供の学校の話でございますので、教育委員会に御答弁をいただきたいと思えます。

○議長（笠井政明君） 教育長。

（教育長 横山尋司君登壇）

○教育長（横山尋司君） それでは、山田議員の第1問、不登校の児童生徒への対応については、4点からの質問となっておりますので、順次お答えいたします。

まず、1点目についてですが、不登校の児童生徒の数をお答えする前に、不登校という言葉の定義ですね。どのような定義をされているかということを理解していただく必要があるのかなんていうふうに思います。不登校という言葉を知ると、全く学校に登校できていないというイメージを抱かれがちですが、文科省では、不登校を何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくてもできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由によるものを除いた者と定義しています。つまり、30日以上、ここがちょっとポイントになるんですけども、その定義に基づいて不登校の児童生徒をカウントしています。

今年度の10月末現在では、小学校で2名、中学校で8名となっています。それ以外でも30日には満たないんですが、それに近い不登校相当と定義される児童が1名、また15日以上30日未満の準不登校と呼ばれる児童が2名、生徒が1名います。そういう意味では、町内では不登校としてカウントされている児童生徒も何らかの形で学校には来ていますので、一日も学校に来ていないという児童生徒はいません。

続いて、2点目です。

学校での児童生徒の対応ということですが、先ほど不登校としてカウントされている児童生徒も何らかの形で登校できているとお答えしましたが、やはりそういう子供たちも通常どおり登校し、普通教室で学習することは若干困難なことが多いです。中には放課後に登校したり、通常登校しても別室で学習したりする児童生徒もいます。そういう生徒が登校できたときには、主に学級担任が指導や支援を担当しますが、養護教諭や空き時間の先生方が支援に回ることもあります。

また、登校できない日には、1人1台端末を活用した在宅学習に取り組ませたり、自宅と教室等をつないだオンラインの授業を試みたりもしています。また、欠席が続くような場合には、担任が電話や家庭訪問をして現状の確認を行っております。

さらに、学年部会とか生徒指導部会においてそれらの情報を共有し、必要に応じてはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連絡調整し、様々な外部機関と連携・協力して、ケース会議を開いて対応を検討する場合もあります。

続いて、3点目ですけれども、保護者への対応についてですが、保護者への対応は報連相、いわゆる連絡・報告・相談を電話や家庭訪問を通して、それは確実にしております。主に担任が行っていますが、状況に応じては学年主任であったり、養護教諭であったり、あるいは教頭が行う場合もあります。また、保護者が来校した際には担任のみならず、全職員で対応できるような体制を整えて、保護者の状況に応じた支援を心がけて、課題・意識を共有して一緒に取り組むような信頼関係を構築できるようにはしています。

学校には月に二、三回、専門的知識を有するスクールカウンセラーや、月に一、二回、スクールソーシャルワーカーという人が勤務しています。そういう方々との面談も進め、保護者の心理的ケアや福祉の窓口につないだりしています。それによって解決への手がかりを探る、そんなような対応をしております。

最後の4点目についてですが、学校、児童生徒、家庭のそれぞれの課題ということなんですけれども、この点に関しては課題という言葉の意味を現状の問題点と捉えるか、これから将来的に不登校の問題を解決の方向に近づけていくための方策と捉えるかによって、若干答弁の内容が変わってきますが、とはいいいながらも明確に区別することはなかなか難しいので、現状の問題点とこれからの方策が混在するような答弁になってしまいます。

まずは、大前提として、不登校の要因は個々の児童生徒によって多種多様なものが複雑に絡み合っている場合が多く、1つの要因を解決すればすぐに登校できるというものではありません。特に、最近の傾向としては、本人や保護者と話をしても学校に行けない、あるいは

行かないという場合もあるんですけれども、そういうはっきりとした理由が分からないというケースが多くなっており、学校としても対応に苦慮しているところが多いです。そんな中でも、学校組織として個々の児童生徒に様々な対応を施しているんですけれども、とはいっても教職員の担っている業務は非常に多岐にわたって、子供の数は減ってもその対応は本当に細分化して多忙化がかなり進行しています。そのため、本当は個々の児童生徒に対するきめ細やかな指導・支援を施さなきゃいけないんですけれども、かなり難しい状況になっています。そんなことも含めて、スクールカウンセラーとか外部の関係機関等との連携・協力をさらに深めていく必要があるのかなというふうに考えております。

また、先ほど述べたように、不登校の理由として挙げられる原因は本当に数多くありますので、その一つ一つについて解決策あるいは方策を挙げるのはちょっと時間的に厳しいので、例えばその中の一つだけ挙げるとしたら、不登校に陥る児童生徒に限ったことではないんですけれども、最近の子供といたらちょっと語弊があるかもしれませんが、比較的自己肯定感とか自己有用感が低かったり、レジリエンスという回復力とか逆境力なんていうふうに訳されるんですけれども、それが不足している傾向が見られます。友達とのちょっとしたトラブルが大きな問題に発展して、必要以上に自分を追い込んでしまって学校に足が向かなくなるなんていう児童生徒も多くいます。様々な場面とか機会を通して、そういう困難とかストレスなどによる落ち込みから立ち直ることのできる力を子供たちに身につけられるように、学校と家庭が同一歩調で子供たちに接していく必要があるのかなんていうふうに考えております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） ありがとうございます。

本当に多種多様な原因があるし、私も今回質問を通告してからいろいろな方の文章等読ませていただいても、本当に非常に難しい問題。ただ、非常に今回でもこの質問、実は通告してから改めて気づいたことは、町長、やっぱり今学校で、今教育長言われたように、今までではそういうことはもうなかったんですよ。でも、今こういう不登校なり、そういう子供のことをやっぱり学校だけでなく、やっぱり社会全体で考えなきゃいけないというふうになってきているというのが1つ私自身も気づかされました。

その中で、一番やっぱり掲示した資料にもあるんですけれども、文科省もその社会的な問

題として捉える上で大事なことは、不登校は問題行動ではありません。いつどこで誰がそういう状況になるか分からない。誰もがそういう状況に陥るといようなことをやっぱり言われて、そのことを非常に文科省も言っているんですね。私はそこが非常に大事なことだなというふうに思ったんですよ。やっぱり子供たちも当然そうですし、やっぱり保護者のほうも、また地域の方々も、確かに不登校の概念の問題はちょっと置いておいても、そういう子供を何か問題児的な見方をするのではなくて、誰もがそういうことになり得る今時代なんだということをお互いやっぱり共通の認識にしていかなくちゃいけないのではないのかな。

これをやっぱり東伊豆町の教育という中でもみんなそこを前提にしておかないと、この問題の解決というのができないのかなというふうに思ったんですけども、教育長、やっぱり学校の現場、また保護者の皆さん、一般の保護者の皆さんを含めて、今の文科省なんかも言っているように、不登校というのがいわゆる児童生徒の問題行動ではないよと。誰もが今こういうことになる可能性もあるんだよねというような認識というのは、実際啓蒙とかそういう理解を深めるために何らかの資料やチラシをまいたりとか、そういうことは実際していますか。

○議長（笠井政明君） 教育長。

○教育長（横山尋司君） ありがとうございます。

実際にチラシ等をまいて啓蒙・啓発はしているかどうか、ちょっとまだ確認はしていないんですけども、文科省が言っているように、不登校の子供たち、昔はそれこそ学校に来させるみたいなことがゴールだったんですけども、今は学校に来させる、登校できることをゴールとはしていませんよということは言っています。ただ、それを理解してもらえるかどうか。保護者も含めて一般の方々が、何で学校行かなくてもいいのかよと、そういうふうに思われてしまうところがちょっと怖いところではありますが、それがゴールではないよということは広報はしています。

○議長（笠井政明君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） そうですね。でもやっぱりぜひ、誰もがなるということは、どの保護者の方々もそういう状況に陥るといこともあるわけだし、今言われたように地域の方々も本当にあの子は学校行っていないよみたいな形になっていくということは、やっぱり避けなければいけないのかなというふうに思うと、やっぱりこの問題についての社会全体で子供を育てていく中で解決していく問題としてしっかり啓蒙は必要なのかなというふうに思いま

す。

教育長言われたような学校での対応を考えると、本当に今先生が足りなくて、前も言いましたけれども、運動会を見に行っても先生たち、今まで私が子供の時代というのは運動会の準備や片づけて先生方がやられていたんですけれども、現実今になるとそういういろんな学校行事も保護者や何かがもうかなり手伝ったりするような時代になって、やっぱり子供の数も減ったんですけども、逆に言うと先生の数は減って、言われたように学校の先生方の仕事も非常に多岐多様にわたってきたと。いわゆる学習障害だとかいろんな子供たちも存在している中で、こういう問題に対応していくということで見ると、何らかのやっぱり町に専門的なスタッフの配置とかいうのも含めて、私は必要ではないかなというふうに思っています。

文科省のいろんなパンフレットには、例えばこの不登校の問題でも教育委員会に担当者がいるというようなことを書いてあって、ですからまず教育委員会に電話してくださいねというようなことも書いてあるんですが、今の東伊豆町の教育委員会では、教育委員会に電話して窓口なりに担当者というのは決まっていらっしゃいますか。

○議長（笠井政明君） 教育長。

○教育長（横山尋司君） 特に不登校担当というのがいるわけではありませんが、教育委員会に来ていただいているいろんなことを相談してくださることに关しては、いつでもウエルカムですので、全然構わないと思います。ただ、保護者の中でそういう認識があるのか確認したわけではないんですけれども、やっぱり学校に相談するのが一番。最初は学校です。学校でいろいろ対応をしてくださっていますので、まずは学校に相談して、どうしてもうまく解決できないようなときには相談に乗りますよなんていう形で、そんなスタイルでやっております。

○議長（笠井政明君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 窓口の問題はいずれにしましても、ただこれは全体的に考えると、いまだ小中学校それぞれ2校ずつあるわけですが、それぞれそういう今現在でも文科省の規定による不登校及びまたグレーゾーンといいますか、それに該当はしていないけれどもというような子供たちも数多くいるということを考えると、何らかやっぱり私はスタッフをやっぱり増員するようなことも含めて、現場の先生方の負担も軽減しておかなければ、やっぱり先生方自身はそれぞれの学級での子供たちの対応ということもあるので、やっぱりそういうことは工夫が必要ではないのかなというふうに思っています。

もう一つは、文科省なんかの考え方の中で、やっぱり保護者の会というようなものを組織して、やっぱり保護者同士が話し合う場というものをつくっていく。だから、1人1人の保護者に学校や先生、誰かが対応していくということだけではなくて、保護者同士が自分たちの悩みを聞いたり、また小学生の親御さんは中学校の子供を抱えている保護者の方からいろんなアドバイスを受けたらというのは、やっぱり有機的にあっていいと思うんですよ。そういう会をつくり、そこをやっぱり支援していくということも必要ではないかなというふうに思いますけれども、この点についてはいかがですか。

○議長（笠井政明君） 教育長。

○教育長（横山尋司君） ありがとうございます。

文科省から出された、これ多分山田議員も持っていると思うんですけれども、その中にも書かれているように、教育委員会がトップにあって、保護者の会、教育支援センター、フリースクール、不登校特例校、夜間中学校とかいろんな枝葉に分かれているんですけれども、その一つの中で保護者の会というのは設立して保護者を支援していく必要性もあるのかなという認識はあります。ありますが、なかなか難しいところであって、これからいろいろ検討を重ねていく必要性があるのかなとは思っております。

○議長（笠井政明君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） ぜひ私は担当も必要、担当の問題というか、ほかの問題あるから、これ町長の部分になるんですけれども、でもそういう対応は絶対必要になってくるなど。

国が言うように、この辺では夜間中学校もないし、フリースクールとかいってもないんですよ。ということになると、やっぱり学校と家庭の間というのがなかなかないわけで、この辺は昨日楠山議員が質問しましたけれども、旧稲取幼稚園なんかの活用的なものなんかも、もしかすると非常に広い意味の中でよく言われていますけれども、こういう不登校の子供たちのいわゆる止まり木になるというのか、居場所となっていくというようなことがやっぱり図書館とかこういうところは期待をしたいなというふうには思っています。

町長にはぜひその辺も旧幼稚園の活用もそう。先ほど教育長の話聞いたように、非常に子供が減ってきてもうそれぞれ1クラス、2クラスの学校になっている中で、先ほど言ったようなやっぱり不登校の子供に対して学校の先生方の負担というのがかなり出てきているわけですから、この辺の問題については少し考えて応援をしてあげる姿勢が必要ではないかなというふうに考えています。ぜひそこはまた御検討をいただきたいところですが、いかがです

か。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） とても示唆に富む御質問をいただきましてありがとうございます。

冒頭、不登校は特に特別な話じゃなくて誰もがという話、全くそうだと思いますし、あと不登校の生徒が劣っているという感覚もありません。もっと言うと、当町の子供たち、能力は決して例えば東京の子供と比べて劣っていると全く思っていないくて、何が違うかというところ、多分広い世界を知っているか、知っていないかというところが一つ大きなところかなと実は個人的には思っています。なので、なるべく大きな広い世界を知っていただいて、それによって気持ちを広く持っていて、狭い世界ではなくて。そうすると、多分不登校の悩みも少し和らぐんではないかなと思っておりますし、今お話ありましたとおり、稲取幼稚園の活用については実は少しイメージしているところがございます。様々な方々が集うという意味で、年齢、性別を問わず町民がなるべく活用していただきたいというコンセプトは変わらなくあるという中で、町民全体が子育てをするというのは私も全く同感です。オール東伊豆町民みたいな取組をこれから広げていくことが人口減少、少子高齢化を迎える我が町にとって大変重要な視点だと思っています。

ちなみに、まだこれは全く決まっていないますけれども、今度旧稲取幼稚園を新しくして、リノベーションをかけて新しい機能を持っていただいてスタートするんですけれども、それをやるに当たって地域おこし協力隊の方を専任で担当していただこうと思っているんですけれども、たしかその方が教員の免許か何かを持っていると思うので、そういうことも踏まえながら、より柔軟な対応ができればいいのかなと思っております。

○議長（笠井政明君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 幼稚園もそうですけれども、あと、ある面で言うと私は会計年度任用職員でもいいんですけれども、やっぱりサポートする体制をもっと充実させて、きめ細やかな対応をしてほしいなというふうに思っています。

教育長、あと、こういう親御さんの声を聞いたんですが、今やっぱり学校の統合の問題が出ているわけですね。町の課題としてある。今までこういう不登校になったり、いろんな起きたときに、例えばクラスを変えたりだとか、学校を変えるというような対応ができたんですけれども、やっぱり学校が全部一つになっちゃうということで行くと、町内で、もう当然クラスを変えることや学校を変えると、稲取だけでもいろいろあるから熱川へ通うだと

か、いろんなことができなくなってくるわけじゃないですか。そこはある面弾力性がなくなってくるんですよ。そういうことに対する心配ですとか、例えばやっぱり小学校の親御さん、保護者の方と話していると、いろいろあるけれども、まだ稲取に学校があったから何とか子供を励まして通わせていたんだけれども、今度例えば熱川になったりする。そうしたときに、本当に保護者の方々からすると、これからのことについてちょっと自信がないよというようなことも伺いました。これはもう今まさに検討中だと思うんですけども、そういう問題についてもぜひ学校を一つにするとか何がいいとか位置がどうだということだけではなくて、実際今いるそういう子供たちを持っている親御さんが、そういう視点でこの統合という問題についても考えて不安な気持ちを持っているわけですから、こういう問題についてもしっかりと検討もして、答えられるようにしていただきたいと思いますが、その点はいかがですか。

○議長（笠井政明君） 教育長。

○教育長（横山尋司君） ありがとうございます。本当にそのとおりでなというふうに思っております。

どうしても子供たちって横のつながりで仲間意識を持って、昔は複数クラスあったときなんかは学年の、特に小学校なんかは横のつながりで仲間同士でいろいろやって、その中でいろいろトラブルがあったり何だかんだしながら成長するんですけども、それが中学に上がっていくと今度縦のつながりが多くなって、部活とかその他もろもろの関係で縦の人間関係が強くなっていく。そこでまたいろいろ成長するんですけども、今回の統合に関しては、まさしく幼稚園から高校まで、それが実現するかどうかはまだこれから先の話なんですけれども、そういう縦の人間関係を重視する中で、より子供たちが心も体も強くなるような、そんなことを考えていますので、それがすぐに不登校の解消になるかどうかというのはなかなか難しいところではありますけれども、そんなことも含めながら考えていきたいなというふうに思っております。

○議長（笠井政明君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 教育長が最初に御答弁された中にあったことなんですけれども、本当そうだなと思うのは、やっぱり自己肯定感というのか、やっぱり幾つかのいろんな方々の御意見を見聞きする中で感じたのは、やっぱり少子化という、大まかに言えば少子化なんですよね。でも、例えば今までと何が変わったのかなというところで見ると、家庭の中で兄弟の数って減ったよね。やっぱり兄弟多い中でごちゃごちゃ兄弟げんかもするんだけれども、

多い兄弟の中でもまれてくるというのか、築いてくる人間関係、そして地域の中に子供会や隣近所にお兄ちゃん、お姉ちゃんがいた。年下の子もいっぱいいた。そういう子供集団があった。でも、今はそういう子供の集団というものの自体がなくなってきちゃった。

子供の生活の面から見ると、これは厚生労働省の資料ですけれども、平成21年という形で古いんですけれども、御家庭で家族が一緒になって夕飯を例えば週2回、3回食べるという子がもう32%ぐらいだとか、朝食に至ってはいわゆる孤食、誰とも一緒に食事をしない子供が36%だとか、やっぱり子供の生活が朝昼晩と、昼は違うけれども、朝晩家族と一緒に兄弟含めて一緒に食事を取るとか、それはもう当たり前の時代ではなくなってきているんですね。やっぱりそういうことが子供たちが家庭の中で、地域の中で持てる人間関係、いろんなものを通じてのやっぱり先ほど教育長言われたような自己肯定というのか、自分の居場所というものをしっかり感じられたものがなくなってきたというようなことをいろいろな方が言っていました。ですから、これを学校全ての問題として解決するということはできないわけで、やっぱり町として地域の問題全体として解決をしていくという視点がとても大事になっていると思うので、今後またそういうことについて私も勉強してまた質問させていただきますけれども、ぜひ一つの機会としてこれからこの辺の問題について取り組んでいただきたいと思います。

以上、1問目終わります。

○議長（笠井政明君） 次に、第2問、物価高騰に対する支援についてを許します。

14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 第2問目の物価高騰に対する支援について伺います。

国はデフレ完全脱却のための総合経済対策を11月2日に閣議決定をいたしました。そこで、地方創生臨時交付金重点支援地方交付金推奨事業メニュー分として5,000億円というふうに報道もされています。そこで、以下の点について伺います。

町として、国の地方創生臨時交付金の事業限度額は、幾らぐらいになるのかということ把握されているでしょうか。

2つ目に、新たに国の推奨事業メニューにはどのような事業が加わっているのか。

3点目に、町としてこの事業をどのような過程を経て最終的な活用策を決めるのかということについて伺います。

○議長（笠井政明君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長(岩井茂樹君) 山田直志議員の質問に御答弁申し上げます。

まず、物価高騰に対する支援についてに関連する御質問でありましたが、最初に、町の地方創生臨時交付金の事業限度額についての御質問、ここにつきましては、地方創生臨時交付金が国の補正予算で追加されることになったのは御承知のとおりであります。国の補正額は1兆5,592億円となっております。このうち、低所得世帯支援枠分が1兆592億円、推奨メニュー事業分が5,000億円となっております。通知が結構遅くて、この間分かったんですけども、東伊豆町分の交付限度額というのは3,627万5,000円というのが示されているということでございます。

また、国の推奨事業メニューにはどのような事業があるかということですが、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対して支援を行う事業として、国から8つの推奨事業のメニューが提示されているところであります。

まず、生活者支援ということで、エネルギー・食品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援というのが1つあります。そして、もう一つがエネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援というのがもう一つ目。そして、3つ目が消費下支え等を通じた生活者支援というのがありまして、4つ目が省エネ家電等への買換え促進による生活者支援というのがございます。

また、もう一つのくくりとして事業者支援というのがございまして、医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援というのが1つ。そして、農林水産業における物価高騰対策支援というのが2つ目。中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援というのが3つ目。そして、地域公共交通、物流や地域観光業等に対する支援というのがありまして、合計8つという推奨事業がメニューとして提示されているというところでございます。

そして、3つ目の質問として、町としてどのような過程を経て活用策を決めるかということですが、これいろいろな課題というか、いつもと違う状況もありまして、それも含めて御説明をさせていただきます。

まず、今回の地方創生臨時交付金は、これまでの電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金から、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に変更になり、新型コロナウイルス感染症との関連は要件としないということになりました。それは今年5月でしたっけ。

5類に変わったということも踏まえてということだと思います。

当町におけるこれまでの令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の事業内容は、子育て世帯への臨時特別給付事業及び町内事業所に対する物価高騰等への支援金事業となっております。町内事業所に対する物価高騰等への支援金事業による支援金は約3,000万円でありますけれども、これは令和4年度から実は継続した事業、過去の経緯もこの議会でお話をさせていただいたかと思いますが、継続している事業でありまして、この内容というのは、農漁業者も含めた事業者に対する支援金は合計で1億100万円となっております。また、令和4年度の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金事業においては、公共交通機関への燃料費等高騰対応応援で1,627万円の事業実施、誘客対策は4,900万円の事業実施を行っている。過去の例でございます。

そのようなこと、これまでの事業所支援などの状況や今のようなお話や、あとは各団体から要望書の提出が今回は特に頂いていないということも事実関係としてございます。そういうこと、または今回の交付限度額3,627万5,000円は、これまでの交付金規模に実は達していない。なかなか言えないんですけれども、少しもうちょっと規模あればいいなというところもあるということと、あと今後施策の決定を早期に求められる可能性が高いということで、そういうことから従来の各団体ヒアリング、本来ならば、多分議員感じているのは今回はいろいろ聞かなかったのかなというところがあるのかもしれませんが、そういう理由がございまして、今回はヒアリングを行って施策を決定するというやり方ではなくて、各課局においてどのような施策が今スピード感を持って必要性を持ってやれるかということをちょっと聞かせていただいて、現状把握を行って検討をし、決めるという方向になりました。

今回の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、まずは令和5年第3回の東伊豆町議会定例会において既に補正予算措置を行って、先行対策事業となっております学校給食食材費等負担金、またプレミアム商品券発行事業の財源に振り分けたいと考えています。要はここに振り分けさせていただいて、玉突きで生じた予算をゆっくりとこの町に必要な分使っていきたいという思いがあるんですけれども、今お話ししたように、振り分けることにより生じます一般財源は、施策実施のタイミングを十分検討し、そして柔軟に活用することができるというところを選びました。

その考えの下にやらせていただくんですけれども、振り分ける以外の残り分の交付金については、様々な施策を幅広く検討し、施策については当然議会のほうに御相談をさせていただければと思っている次第です。

以上です。

○議長（笠井政明君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 質問しようと思ったら、町長に先にいろいろ答えられちゃったんですけども、本当町長言われたように、本当に9月の定例会ないし何年も何年もかぶってきているということの中で、やっぱりそれは全体的に見ていかなきゃいけないという視点はとても大事な視点だなというふうには思ったのと、町長言われたようにやっぱりスピーディーに、なかなか国のほうで岸田さんこういうことを決めてもやっぱり減税が来年だなんていうことになるとなかなか国民の皆さんの期待感が出ていないということで言うと、やっぱりそういうことだと。

言うところはそこは半分解決しているのですが、ただやっぱりこの間国の消費者物価指数というのが総務省が公表したものがございます。全体として、2020年度基準で考えてみても、燃料だとかいろいろなもの高騰のというのが6%、7%だというふうには出ているんです、それ自身は。ただ、この消費者物価指数の公表の中で出ているのは、例えば生鮮食料品について見ると、2020年比で25%値上げになっていると。もう一つは、家具・家事用品がこれが16%の値上げだというのが、これは国の消費者物価指数のデータなんですけれども、言えば町民が買物に行ってそこで買ういろんな生活に必要な家事用品や生鮮食料品というのが軒並み5%、6%じゃない値上げがあると。自分らが行ってみてもそうなんですけれども、今まで100円ぐらいで買えたよねというニラや大葉がもう150円、160円していたり、今まで野菜の袋というのは、ニンジンやジャガイモでも198円だとかそういう値段が今もう298円とだとか、もう300円とかというふうになってきて、実感で見ると、そんな25%どころか、もう30%も40%も上がっているんじゃないかと言いたくなるぐらい、でも実際でもこれ町民だけではなくて国民みんなそうだと思うんですよ。数字で見るとこうなただけけれども、実際の生活の中では買物をするという中ではそういうものにさらされているのかなということがやっぱりありますよね。なので、町長、ぜひこの辺のことについても、先ほど町長言われたように、確かに給食の問題とプレミアムの問題で対応するというのは即効性のある部分と一定の公平に対応できるという面のメリットはあるというふうに思いますけれども、こういうちょっと問題も一つやっぱりあるということについてはまたぜひ組していただいて、頭に入れていただいて対応していただきたいなというふうに思います。いかがですか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 私もスーパー行くことが毎日のように行くんですけども、本当高くなっているというのは実感を感じています。ただ、ガソリンの燃油についてはひとときよりも少し落ち着いたのかなど。それは多分政府の補助金の影響もあるのかなど思っているんですが、ただ御指摘のように、町民の日々の生活、食料品等については生活必需品も含めて本当に厳しいというのは体感をしているので、そこはまた議会の皆さんとも御相談をさせていただきながら、御意見もいただきながら、今後考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 次に、第3問、まちづくりについてを許します。

14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 第3点目のまちづくりについてお伺いします。

実は2つの特に声についての対応を求めたいというふうに思っておりますけれども、今回町民の声というのが回覧板で配布されまして、既にホームページ等ではその回答も公表されているというふうに見ておりますけれども、その上でお伺いしたいのは、1点目はこの町民の声の事業の位置づけと、そこに寄せられた声の対応について、町長はどういうお考えでこの事業を始めたのかなどいうことをまずお伺いしておきたいと思えます。

2つ目に、観光客ではなくて、まちづくりの中のもう一つの大事なエンジンはやっぱり観光客の声だというふうに私は思っていて、そういう点でいうとこの町を訪れた観光客の方々の声というものについてももっと我々耳にする必要があるのではないかというふうに考えておりますけれども、その辺についてお伺いします。

○議長（笠井政明君） 第3問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 第3問、御答弁申し上げます。

町民の声という事業、単独してやっているんですけども、町長着任当初から町民の考え方というのはとても重要だと。現場の声が本当に重要だという思いの中で、この町民の声というのを広報にも載つけたり、あとは御意見をいただくようなボックスをつくって設置させていただいて、そこから聞いたり、これまでも多分メールか何かで受付はやっていましたと思うので、そこも継続してやっているということで、幾つかの方法で町民の声をなるべく多く集めたいなというふうにまず思っているということが1つ。

加えてプラスアルファで言うと、今まちづくり指針というのをつくっているんですけども、その策定過程においても役場が勝手に考えるのではまずなくて、まず様々な課題に対して町民参加型の会議体をつくらせていただいて、その中で御意見をいただいたものを基に今後の東伊豆町の将来像というのを今描いているということでございます。

それを踏まえまして、御質問に御答弁申し上げますと、まず町民の声は広報広聴の一つとして位置づけておりまして、町民の皆様の御意見を広く町政に生かすために実施をしております。町の広報紙で6月、10月、2月の年3回、意見様式を要は募集するというか、配布させていただいて意見を募っているという状況です。

お寄せいただいた意見については、前提として私から直接回答はなかなかボリュームのこともあって、前提としては直接回答しないということにはなっているんですが、これではせっかくの町民の声が生かし切れないので、答えられるものについては、全部ではないんですけども、答えられるものについてはなるべく答えようと個人的に思いまして、私のほうから担当課局長に対して必要に応じて回答するように実はお願いをしているという状況です。また、回答した場合には、今お話ありましたとおり、ホームページに内容掲載をして、なるべく町民の皆さんとも共有をするという方針でやらせていただいています。当然いただいた御意見については私が全て目は全部通しています。その数は11月15日現在で82件となりまして、そのうち27件に回答をさせていただいております。

回答の内訳は、企画調整課6件、防災課5件、建設整備課5件、観光産業課4件、教育委員会4件、住民福祉課3件となっております。いただいた御意見のうち、具体的な対応に至ったものは、庁舎内への乾電池回収ボックスの設置とか、あとはごみやたばこのポイ捨て防止の看板設置、町内寺院の紹介冊子の送付の3件となっております。

実は、町からの回答の多くは、いただいた意見に対する町の考え方や、既に町が取り組んでいる事業の説明などが多くなっていると。ありがたいことに、本当に御意見いただいているんですが、実は既にもう町が取り組んでいることも結構重なっていたりして、この件数になっているかと思っております。

ちなみに、意見の提出の際、氏名とか住所が明記されていない方もいらっしゃる。それはいろんな事情があるということなので、当然その場合にはなかなか回答が当然できないということもあろうかと思えます。ただ、内容についてしっかりと読ませていただいて、大変重要なものについては回答はできないけれども、なるべく町政に取り入れていきたいというような思いはしっかり持っているということでございます。

そして、2番目の観光客など町を訪れた人の声ということなんですが、この冒頭の質問で町民の声ということなので、基本的にはここは町民の声ではないので、この町民の声の中では観光客は対象にはしていないんですが、議員が御指摘のように、東伊豆町は観光地でありますので、当然外から見た目というのとはとても重要だと思います。そういう意味ではしっかりと取る必要があると思いますし、観光客の声については必要に応じて観光協会のほうが様々なやり方でアンケート等を取っているというふうに認識しておりまして、例えばイベントごとにいろいろな話を聞いたりとかというのは聞いておりますので、そういうのをしっかりと今後も町政に生かしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 私はこれはとてもある面、内容、回答も読ませていただきましたけれども、こういうことをちゃんとやるということはとても大事なというふうに思いました。町長言われているように、例えば町長だけではなくて、役場として気づかなかったことという御意見もあるでしょうし、役場が既に事業を進めていてもやっぱり町民に届いていないというようなものもありますよね。だから、そういうことを通じてやっぱりお互いのコミュニケーションというのが密になっていくということは、まちづくりの上でとてもいいことだなというふうに思うんです。

前任者なんかの場合は、何か一日町長室みたいなのをやっていたんですけども、何件対応したんだと言ったって、数も集計していなければ、中身も公表しないと。そういうのは町長の仕事じゃなくて、それは個人の仕事なんですよね。これはやっぱり町民の声を町長に宛ててやるということであると、今初めて私も聞いたんですけども、町長言われたように6月、10月、2月とか年3回やるんだとか、町長が必ず目を通しますよというこのお約束、町長そういう基本姿勢であるならば、それはまず要綱か何かでもちゃんとして、本当にやっていくということをやっていくべきだなというふうに思うんです。そこはないと、何か曖昧になるし、また逆にそういうことを通じて、個人的なプライベートな問題があったりすれば、当然情報公開の中で明らかにしないのは当然のものも出てくるかと思うんですよね、いろんなこと、内容によっては。だから、そういうことも含めてしっかりとやるということ。私はもしかするとこれは町に対する町民の皆さんの関心度ですよね。こういうものが何も上がってこないような町だったら、町民の皆さんの関心って何もないんだなと。町がどんな事

業をやっても何も関心持たれていないなというふうになるのか、いや1つのことに対して、いいとか悪いとかこんな意見がいっぱい出てきたなど、まさにそういうことがこの数が町長言われているように町民参加型のやっぱりまちづくりの中で、一つのバロメーターになってくるといふふうに思うもんですから、ぜひその点は要項なりつくってしっかり町民の声を受け止めますという町の姿勢をつくっていただきたいなというふうに思っているのが1つです。

ちょっと2つ目の問題、確かにちょっとくくりが町民の声だったというのがあるんですが、非常に私は観光の皆さんの声を聞くということについて言うと、資料としてここに提示したのは美しい伊豆創造センターの部分でやってる、これは観光に対する地域の住民の皆さんのアンケート。県は県で静岡県における観光の流動実態と満足度調査というのをやっています。私は観光の皆さんの声を聞くというのは、町長は観光協会やイベントごとのということを行いましたけれども、やっぱり今入湯税の見直しをする、またそういう中で、町長言われるようなやっぱり観光資源の磨き上げだとか、やっぱり観光施設の整備とかという問題に取り組んでいくということになると、やっぱり本当にこの町を訪れた観光客の方々がどういうふうに受け止めてくれたのかなということをしっかり町が把握していかないと、ただ今までみたいに観光の宣伝、どういう形でお客様を呼ぼうかという宣伝事業を工夫するというやっぱり今時代ではなくて、入湯税の問題も含めて観光の施設や観光の資源を磨き上げようということになれば、一番そこで来るやっぱり効果というのは、お客様が満足してくれたかどうかということになってくるわけで、そういう意味でも観光のお客さんの声を聞くという事業はぜひ踏み込んでほしいなというふうに思っているので質問いたしました。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

議員に御意見いただいたように、役場が気づいていなかったことも私も含めてそういうのも多分にあると思いますし、逆にやっても、これは本当に課題でありまして、結構いろいろ意外にやっているんです、ただ、それが知られていないというのがそれはこちらに問題もある、やり方にも問題があると思うので、そこは真摯に反省をしつつ、なるべく町民の皆さんに情報が行き渡るように、最近ちょっとユーチューブで私ちょっとつくってみたり、映像を撮ってやろうかなと一部ちょっとやらせていただいたりというのも取組も始めましたので、なるべく町民に情報共有というのもしっかりやりたいなというふうに思っています。

要綱については、なかなか要綱をつくる意義はあろうかと思いますが、逆に柔軟な対応がそれによってなかなか取りにくくなる可能性もあるのかなという、ちょっとそんな気持ちも

する中で、まずやらなきゃいけないということは、情報公開というか、私たちがやっていることをしっかりとアウトプットで、例えばホームページに載せるというのもそうですし、町政報告というのを年に何回かやるんですけども、その中でちゃんと御報告をすとか、そういうやり方でまずはやらせていただければいいのかなというふうに思っています。

あと、観光客の声、まさに本当に重要だと思っていまして、入湯税のお話も出されましたので、入湯税については観光客が支払うものなので、当然観光客が納得していただかないとそれは継続的な維持ができないなというふうに思っておりますので、当然まずは入湯税を本当に上げるかどうかの議論を今しているところなので、それがその方向性がちゃんと決まり次第、当然その内容について、基本的には入湯税ですので、観光に関するものというところをやっぱり重要視しなきゃいけないのかなという思いの中で、その制度設計も含めて決まればちゃんと制度設計して、当然その中身を決めるときは御意見、観光客の皆様の貴重な御意見もちゃんと取らせていただいて、その方向性というのを決めていければいいのかなというふうに思っております。

○議長（笠井政明君） 次に、第4問、来年度予算編成についてを許します。

14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 第4問の来年度の予算編成についてお伺いいたします。

来年度、特に町長の任期におきましてはもう折り返しというか、2年を折り返して3年目に入っていくということになっていくと思うので、そこで来年度の予算編成で新規に取り組む施策事業についてどういうものがあるのか、町長の編成する上での重点となるようなものについてお聞かせをいただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（笠井政明君） 第4問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 第4問について御答弁を申し上げます。

来年度予算編成で新規に取り組む施策・事業についての御質問でありました。先ほど少し話題に出ましたけれども、今東伊豆町のまちづくり総合指針というのをつくっておりまして、これに沿った施策があって、それに沿って施策を進めていきたいなと思っておりますし、骨太の方針というものもつくるようになりまして、総合指針があって骨太があってみたいになちゃんと論理的に構築した中で施策を進めていきたいなというふうに思っています。

これまでに議会の皆様にお示した新規事業というのは、具体的に言うと旧稲取幼稚園利活用のための改修事業です。あとは、これはいろんな町民からもいろんな御意見が出ていて、何とか旧稲取幼稚園を活用していただきたい。町民が集える場にしたい。子供が遊べる場がないから。いろんな御意見もこれもアンケートでちゃんといただいているので、それを踏まえて旧稲取幼稚園を使い勝手というか、皆さんが集まっていけるようにいろんな工夫を入れながら改修をしていくということをやりたいと思っています。

もう一つは、ごみの堆肥化事業であります。これはいきなり全町というわけにはいかないんですけれども、例えば特に観光地ですので、ホテル・旅館さんの生ごみの話があるので、そこを何とか縮減をしたいなという思いの中で、堆肥化という事業を取り組ませていただければと思っております。今回の一般会計補正予算に、この事業については債務負担行為ということで計上させていただいているということでございます。

以上です。

○議長（笠井政明君） 以上で、山田議員の一般質問を終結します。

この際、10時45分まで休憩とします。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時45分

○議長（笠井政明君） 休憩を閉じ、再開します。

◇ 鈴木伸和君

○議長（笠井政明君） 2番、鈴木議員の第1問、ごみ集積所の問題と改善についてを許します。

2番、鈴木議員。

（2番 鈴木伸和君登壇）

○2番（鈴木伸和君） 皆さん、こんにちは。

一般質問最後をやらせていただきます。よろしくをお願いします。

一般質問、なかなか慣れない中、時間の配分も上手にできないので、今回は1問ということのでじっくり重点的に町長あるいは担当課の御意見を交換できればいいなと思っておりますので、よろしくお願いします。

それでは、1問目です。

ごみ集積所の問題と改善について。

ごみの問題につきましては、今までも何度となく各議員から様々な視点で質問が繰り返されています。平成14年度のエコクリーンセンターの稼働に伴い、新しくごみ分別の方法を決め、両町の町民の協力により現在に至っていますが、町内各所のごみ集積所にはいまだにルールを守らないごみの搬出が後を絶たず、環境衛生員さんや町内会の役員さんもその処理に手を焼いているところです。そこで、以下の点について伺います。

1点目、町内のごみ集積所は何か所ありますか。また、そのうち民有地をお借りしている箇所を把握していらっしゃいますか。

2点目、ごみの分別方法や出し方の周知はどのような方法で実施していますか。また、その周期は。

3点目、ルールを守っていただくためには何が必要とお考えですか。

4点目、今以上の分別をするお考えはありますか。

よろしくお願いします。

○議長（笠井政明君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 鈴木議員の御質問にお答えをいたします。

今日は1問の集中型ということですのでよろしくお願いいたします。まずというか、ごみ集積所について御質問いただいたので、そこを議論を通しながら深堀りできればいいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

最初に、町内のごみ集積所の数ということと、あと民有地の把握ということがございますが、まず1コースとして153か所。1コースというのは大川、北川、奈良本でございます。2コース130か所、これは熱川、片瀬、白田ということになっております。3コースで225か所、これは稲取地区ということで、合計508か所となっております。

あと、民有地の把握であります、ごみ集積所の管理については町内会、班、実際ごみを出す住民同士で管理をしていただいております、町が特に許可を出すということもないと

ということで、現状は民有地の有無について把握をしておりません。

また、ごみの分別方法や出し方の周知についての御質問であります。色分けされない瓶、ひもかけしていない段ボール、キャップ、ラベルが取り外されていないペットボトルや瓶の不適正排出の注意喚起を情報配信メール、またはLINEによりまして、2か月から3か月に1回程度、年末の全戸配布による資源ごみの出し方、年末年始のごみの収集、回覧による瓶の出し方に特化したものを3か月に1回、町のホームページにて周知をしております。また、11月の町民文化祭で、何が駄目だったのかお知らせするため、不適正排出されたごみ袋に直接赤色のラベルを貼り、実物展示をして周知をさせていただきました。

また、ルールを守っていただくために何が必要かということですが、いろいろなやり方があるか。多分今までもいろんな工夫をしているところがあるかと思いますが、まず先ほどお話ししましたとおり、不適正排出を減らす方法をしっかりやるということで、何がどうして駄目なのかというのをちゃんと知らせるということで、不適正排出に直接赤色のラベルを貼ったり、その内容をお知らせをすることを現行行わせていただいております。これを継続して行うことで、少しずつルールが浸透していただけるのかなというふうに思っております。

また、ルールを守らない人を特定するため、2か所の集積所に、過去ですけれども、監視カメラを実は設置をした経緯がございます。特定は実はできませんでしたが、その後改善されたこともありまして、ある程度の抑止効果があったのかなと。難しい問題ではありますが、いろいろなやり方をやっているということでもあります。

また、隣組未加入者、あと外国人の方にルール違反が多いという話も実は聞いておまして、アンケートにもそんな話が実は多く聞かれました。アパート管理者、勤務場所への周知協力の通知に力を入れていきたいと思っておりますし、また外国人居住者のために多言語対応のごみの分別について、出し方ポスターの作成等で対応できればというふうに思っております。

4番目、これが多分一番議員のポイントかと思えます。今以上の分別をする考えはあるのかということですが、まず結論からすると、分別について今まで以上の分別をする必要があると考えています。東伊豆町におけるごみの分別状況は、東伊豆町に大きく分けて燃やすごみ、粗大ごみ、埋立てごみ、瓶、缶、資源ごみの6種類でありまして、その資源ごみの中でもさらに少し細分化されているんですが、紙パック、段ボール、ペットボトル、白色トレイ、新聞、雑誌等に分別を今現状でされています。とはいいいながら、例えば自治体名出

さないとしても、きめ細かくやっている自治体と比べると、当町の分別種類は県内自治体と比較するとそのような自治体と比較すると、まだまだ少ないのではないかなというふうな印象を受けています。

少しここでごみのリサイクル率というところ、なぜ分別少ないと駄目かみたいな話のところ、ごみのリサイクル率に着目いたしますと、令和2年度の東伊豆町のごみのリサイクル率は、10%を切って9.77%。ちなみに、静岡県全体を通したリサイクル率というのは18.24%。これと比べてもちょっと低すぎるのかなというのと、ちなみにリサイクル率の高い自治体、例えば鹿児島県の大崎町は82.6%リサイクル。上勝町、徳島県にあるんですけども、ここ結構いろんな取組で有名なんですけれども、そこが80.8%。片や10%を切っている。片や8割を超えている。この差はどこにあるかというのを少し考えなければいけないのかなというふうに今思っております。

当町は観光立町でありまして、これからの観光はインバウンドに選ばれる観光地でなければ、生き残っていけないというふうに考えています。今、世界の価値観が大きく変わりました、SDGs、特にごみの減量化、リサイクルについては非常に重視していかなければなりません。幾ら安いからといってただ燃やせばいい、埋め立てればよいというような考え方という、そういう時代はもう終わったんじゃないでしょうか。

先月、議会全員協議会で説明させていただきましたが、現在旅館から出る食品残渣のごみ堆肥化事業を計画しています。先ほどの御答弁でもお話をさせていただきました。これも将来的には各家庭まで広げていきたいと考えておりますし、今現場内で雑紙回収、ちょっとした紙の切れ端等ですね。これを回収をしてリサイクルに回すという取組を始めました。様子を見ながらこの取組をまずは学校、そして町内の企業、そしてその次に東伊豆町内の各家庭に広げていくということを少し考えているところです。

いずれにしても、一般廃棄物処理基本計画を今策定中でありますので、その委員会等で議論、また検討をしながら、分別の種類を増やしていければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（笠井政明君） 2番、鈴木議員。

（2番 鈴木伸和君登壇）

○2番（鈴木伸和君） ありがとうございます。

508か所の町内に集積所があるということでいただきました。まずは再質問もう一回させていただきたいのは、町長、移住という言い方が適正かどうか分かりませんが、稲取に住ま

われて2年の中で、今まで多分これは私の予想なんですけれども、されてこなかったごみの分別等々をしながら、日々御自分で集積所に今出されていると思うんですけれども、この町内のいろんなところへお出かけになるときに、508か所全ては網羅していないとはいえ、町のごみ集積所についての率直な御感想をまずいただきたいと思いますが、お願いします。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 率直な感想というところなんですけれども、全部が全部見たわけではないんですが、あくまでも見た範囲内ということではありますが、場所によって管理体制が違うというか、場合によれば籠でやっているところもあれば、ネットを張っているところもあれば、いろんなやり方でいろいろ対応されているなという印象を受けております。あとは、自分が住んでいるエリアについては比較的正しくごみが出されているなど。時々空き瓶か何かで少し色分けがちょっとまだ不十分、過去にも議員から質問がありましたけれども、その辺で少し時々置いてあることがあるんですが、比較的私が住んでいるところはスムーズにしているのかなという印象です。

○議長（笠井政明君） 2番、鈴木議員。

（2番 鈴木伸和君登壇）

○2番（鈴木伸和君） すみません、ありがとうございます。

今回私がこのごみの問題取り上げたのはなぜかということなんですけれども、やはり先月に我々にお示しいただいたまちづくり総合指針の中で、やはり自然と共生して快適な生活環境の整備というのをこのまちづくり自身をSDGsに絡めてあって非常にいい考え方だなと思う中で、この中でやはり環境についてうたわれている。それから、これを今とめていく最中だよというタイミング、それからもう一つは説明を受けました生ごみの堆肥化の実証実験が始まるよということで、この補正予算を上げられるよという説明を受けました。実はこれエコクリーンセンターを立ち上げたときに、ごみの素質を分析した中で、非常に両町の生ごみが多い、水分量が高いということで、設計の段階でも非常にこれは苦慮した中なんですけれども、携わらせていただいたものからすると、そのときに両町に向けてこういう生ごみの意識を高めていきたいねということで、コンポストを10台ずつ両町に向けてモニタリングしようということで用意をして、日夜いろいろ情報を発信したんですけれども、なかなか年代的に時期的にそういうふうな一般家庭がなかなか生ごみから堆肥を作って家庭菜園で使用するとか、ごみを減らすというふうな中にはまだ時期尚早だったのかもしれませんが、うまくいきませんでした。

そんな中で、やはり先ほどの質問の中にもありましたけれども、旅館・ホテルさんが今回協力していただけるというのは非常に大きなファクターで、これについても以前は集団で来て宴会をされるお客様がほぼ多かった観光地ですけれども、そこへお願いして宴会場の回収に従業員さんには大変申し訳なかったんですが、水分とそうじゃないものを分けながら回収して出していただくようなお願いをしたりとか、この水分を落とすしていくということが非常に大事だよということも説明を事務組合のほうからもさせてもらったんですけれども、なかなか浸透しない中で、これは千載一遇のチャンスだなと。これをごみの問題というのは町長が先ほど言いましたオール東伊豆、これどこの自治体もそうなんですけれども、自助と共助と公助、これがうまくかみ合っごみの処理ってされていると思うんですね。

ただ、それはいろんな事情があって各市町によって、先ほど町長の御答弁もありましたけれども、分別の方法が違ったり、回収の方法が違ったりというふうになるんでしょうけれども、今、今回生ごみの堆肥化の実証実験をされるということで、これ本当に私びっくりしたんですけれども、前回の説明の中で、これをやることによって年に、今の予想だと576トンのごみが減量される。

これすごいことで、このごみの量が減るということは、ここからつながっているいろいろなことを考えていくと、まずは生ごみを別にするということは、水分の低いごみは別にしますよということですよ。いうことによって、ごみのカロリーが上がって焼却炉の耐火煉瓦の延命措置にもつながってくる。もう一つは、この搬出量がこれだけ年に576トン少なくなるということは、一部事務組合に運転経費として払っている負担金も当然下がってくる。それから、生ごみの量が減ってくれば、ごみピットで水分を飛ばすためのミキシングの作業、混ぜる作業も時間が少なくなるだろうし、毎日火種でごみに火をつけるその燃料費とかそういうものについても削減できると。非常にいいことが重なっていく、連鎖していくような、そういうような内容で、非常にいいなと思いました。ましてや前回決算でいただきましたけれども、4年から始めたごみ袋の有料化によって、ごみの量が4年度減ったという数字もいただいています。

そんな中で、今だからこそ私からすると、まちづくり総合指針の中にもう少しごみについての東伊豆町はこうやって環境をきれいにしていくよということで、これ循環型ということが書いてありましたけれども、まさしくそれで、先ほども言いました自助・共助・公助が連携がうまくいっている町、ましてや観光地で生ごみを分別して堆肥化して循環させて地域の皆が、農業者が使うなんていう、非常にすばらしいお話をどんどんPRすることによって、

逆に言うと、先ほども言いました東伊豆町を選ぶインバウンドのお客様の中で、今非常に欧米の方々は環境の問題で非常にナーバスになっている中で、特にここでそういうことをやっているよということ、やり始めたよというのは、非常に今後の誘客にしてもとても有利になってくるのではないのかな。

加えて、これホテル・旅館といいますと、一般家庭じゃないので、事業者ということなんですけれども、この事業者の方々も環境を考えていただけるということになってくると、当然全国からもうまくすれば行政視察等が日々来るようになるかもしれないし、そういうことになると、観光客の中でもコンビニで飲んだペットボトルをここの町洗っているんだよねというの浸透するかもしれませんし、空き缶の分別にももう少し気を使っただけかもしれないし、そんな中で今回質問をさせていただきました。

そういうのを踏まえますと、先ほどのリサイクル率も私もいろいろ調べて、ちょっとなどがっかりした話なんですけれども、この分別始めてもう20年ぐらい経っているんですね。私は自分の家庭でもうずっとごみの担当ですので、分別して毎日ステーションに行って、行き会う人といろいろお話をすると。これ地域コミュニケーションのやっぱり原点なんだなと思うんですね。

私も環境衛生員をやりました。自分の持分の中をスクーターのシートの下にごみ袋を詰めて、ももの間にほうきを挟んで、ぐるぐる回りながらカラス等にやられるところは掃除をして、バツのついてるごみはカウントして、そういうのはいつ引取りに来るのかなと思いつながら、先ほど町長の御答弁でもありましたけれども、今どこの地区もちょっと瓶が非常に困っている。これ町の皆さんも知っていると思うんですが、あのバツを貼られた瓶、実は先週も私見たんですけれども、なくなることがありません。これ出した方が貼り紙を見て気づいたから次に気をつけようと、それはそういう方もいらっしゃるかもしれませんが、同じ集積所に同じようなごみが毎回のように出てくるということは、やっぱりルールを知らない方なのか、もしくは面倒くさいと言ってやっていただけない方なのか、町民の意識の問題もあると思うんですが、ただそういう中で、その後を環境衛生委員を中心として町内会の役員が、これは事務組合の決算のときにも町長もお話ししましたけれども、みんなで集まって、その瓶の取り残されたバツのついたものを集めて、公民館の外水道等でゴーグルはめて、ビニールの手袋して、みんなでまた仕分けして、洗って、ラベルをはがしてやっているのが実態で、この集積所の維持管理については、当然場所の決めだったり、掃除だったり町内会に、自治会にお任せしているという割合の分担の中で、いろいろそういう不衛生な問題だ

ったり、カラスの問題であったりして、では、ごみの籠が欲しいよねという話も伺っています。

以前は町で用意した籠をお配りするという時代もあったんですけども、今それがなくて、皆さんが出し合って買ったり、あるいはその中で職人さんが多くいる班なんかは自分たちで、コンパネとか材料、単管パイプとか買ってきて作ったり、いろいろ工夫をされているんですけども、1つ町長に提案なんですけれども、そういう方々への少しでもお手伝いといいますか、材料費の半分ぐらいは助成するよとか、こういう籠がいいのがあるよというのを紹介するとか、そういうふうな形の自治会への支援というのをひとつ考えていただきたいなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

以前もごみの不法投棄とまで言えないかもしれないですけども、不正な出し方によって、地区の方々が大変労力をかけているというお話をいただいて、今、私の答弁にもありましたけれども、それぞれの地区でやり方でやっていただいている、大変それは重要なことかなと思っております。

ごみの問題だけではなくて、枝葉の伐採の話も含め、行政がやり切れるところというのはなかなか限界が見ているという中で、やはり自助・共助・公助というお話も出ましたけれども、そこをしっかりと考えながら、町民と行政がしっかりと連携をして、お互いに助け合いながらやれるところはやっていくというところは大変重要かと思えます。

それを踏まえまして、具体的にごみの集積所を地区の方がいろいろ自腹を払って対応しているということについては、その制度設計も含めて、1回ちゃんと検討をして、それでどういようなやり方がいいかというのは考える必要はあると思いますので、今日御質問をいただいたので、少し検討を。

あとは分別自体も、籠の話もありましたけれども、瓶の問題については、実は今ビニールに入れて出していますよね。あれ、ビニールが満杯になるまでもったいなくて持っていけないではないですか。もしくは、どなたかが出したビニールの中に開けて入れるとかという、それはしようがないなと思っているんですが、そこも含めて、もしかしたら瓶については受け皿のようなものを色分けごとに置いておけば、入れ物は何でもいいから、瓶はそのまま入れるみたいなことをやれば、そういうところは少し回避できるのかなと。

ただ、置き場所の問題とか、経費の話とかというのはまだ全然考えていないので、そこも

幅広にちゃんと検討していけたらいいのかなというふうに思っています。

○議長（笠井政明君） 2番、鈴木議員。

（2番 鈴木伸和君登壇）

○2番（鈴木伸和君） 御答弁ありがとうございます。

このまちづくり指針の中に、ぜひとも今でないと、できる前に言いたかったんですけども、昨日の1番議員もありましたけれども、観光地としてお客様を国内外からお迎えする、その道路の草ぼうぼうの話もありましたけれども、やはりごみの集積所、ステーションがきれいに保たれているというのはやはり地元住んでいる方々も日々気持ちがいいでしょうし、訪れた方々も「すごいね、この町」というのが、またそこがSNS等で広がっていくと、またそれが誘客の宣伝効果にもなる可能性もあるしということで、皆さんが頑張っていてステーションを維持管理されている中で、そういった、中には籠がないほうが良いと置いていないところもあります。

それは、収集日ではないときに入れられて困るというような事情もあるそうなんですけど、それはそれでいいと思いますけれども、そういうところで、一番やはり問題は、今、町長もおっしゃるとおりリサイクル率が低いこの資源ごみの話なんですけれども、でもこの資源ごみ考えてみますと、非常に20年前から、それ以前よりも細かく分別をするようお願いして回って、いろいろなものをつくって「あいうえお事典」までホームページからたどって、これはどうやって捨てるというまで分かっているんですけども、これ、事務組合でも話したんですが、出した側というんですか、町民の出す側に対してのもう少しモチベーションを上げるような数字を出していただいてもいいのかなと、この間もお話しさせていただきましたけれども、それが事務組合の決算書にもなかったのが追加で説明いただきましたけれども、今時点で、皆さんが分別して出している紙が単価が幾らで売られていますよ。ペットボトル、今単価がこうやって売られていますと、そういうの知ることによって、言い方悪いですけども、これこうやってきれいに出すと、お金入ってくるんだよね。その辺の話というのは、一部事務組合の中の会計の話になってしまうので、なかなか両町のあれには出てこないんですけども、でも決算書の中には事細かく担当課のほうでものを分けて入れていただいている。

そういう中で、もう少し先ほどのルールの説明もそうなんですけど、我々も町内会の役員やっているときに、自前でチラシを作って、特に回覧板の回らない地区を重点的にポストインを年に2回やっていました。今もやっていると思います。

それから、アパートを所有する方へのお願いの文書を区長さんで出したり、あるいはホテ

ル、旅館の外国人も含めてですけれども、量があるようなところは、そこへお願いをして、ごみのルールを守ってくださいねとお願いしたりしていました。

そんな中で、ちょっと考えたんですけれども、やはりこのルールを守ってくださいねというのはもっと積極的にプッシュ型にして、皆さんにお願いをすると。昔と違って今、LINEがあったり、メールがあったりということで、それを担当する職員の方には申し訳ないんですが、その配信を、例えば、この政策目標をつくって初年度はそういう周知徹底をまずメインとして、ごみについての環境のいいまちづくりを目指しますよではないですけれども、そうすると、可燃ごみの日にはもう毎回のように入るとか、メールが入るとか、分別大丈夫かとか、水切り大丈夫だとか入っているととか、分かっている人には申し訳ないんですが、分かっていない人についてもそれを教えてあげられる方法の一つではないかなと。

もう一つには、町からいろいろな郵便物が来ます。これを上手に使わない手はないのかなというふうに思っています。例えば特に税金関係ですけれども、必ず見るようであるような固定資産税であったり、軽自動車税であったり、これらについては中身を必ず見るでしょうし、その中に期間的に年に何回とか、今回はリサイクルを特に特記したチラシを入れるとか、これもまたちょっと封入の作業が増えて大変かもしれないですけれども、そういうものを集中的に1回やってみるというのもひとつどうなのかなというふうに思っているんですけれども、そういう周知の方法というのは、町長、どうでしょうか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

プッシュ型という話、最近は災害対応もプッシュ型でいろいろと国のほうもそれをやっていると思います。

当然その媒体としては、LINEとかメールとかになるんでしょうか。いつも議論になるんですけれども、高齢者対応をどうするかということも含めて、そこはしっかりと検討すべきかなというふうに思います。

あと、町の郵便物の利用については、アイデアはとても面白いなと思います。不動産関係でたしか何かそれを封入して、南伊豆かどこかだと思いますけど、何か比率が増えたみたいなことを聞いているので、それはとてもいいアイデアだと思いますが、一方で、マンパワーの話とその封入作業の話と、あとはコストというのが必ずかかってくるということで、そこは費用対効果はあまり言うつもりはないんですけれども、その辺もしっかりと考えながら、アイデアとしては面白いなと思うので、できることがあるかどうかというのをちょっと考え

たいというふうに思っています。

以上です。

○議長（笠井政明君） 2番、鈴木議員。

（2番 鈴木伸和君登壇）

○2番（鈴木伸和君） ありがとうございます。

ぜひちょっと検討していただきたいですね。封筒に印刷をしておくというのも一つの方法ではないかなと思うんですけども、あと窓口でいろいろ住民票なり印鑑登録証明書等を取りに来た方々に1枚そこでお渡しするというのもまた一つの作戦かもしれないです。

とにかくこういうのは非常に町民の皆さんにとって、町へ行くときこういうチラシをもらうよね、封筒の裏に書いてあるよね、税金の中にも入っているよね、あるいはLINEがいつも来るよね、メールいつも来るよねというぐらいに気づいていただいて、町全体で分別に対して、ごみのルール守りについて非常に本腰を入れてきているなというふうに感じられるほどやっていただくと、このまちづくりの中にも生活環境の整備が進んでいくのではないかなと思いますので、この辺は担当課の方大変だと思いますけれども、ちょっと検討していただいて、進めていただければと思います。

もう1点、先ほど高齢化の話が出ましたけれども、実は先日こういう相談いただきまして、その地域はちょっと全体的に平らではなくて高低差がある地域で、ごみの集積所が高いところにある。そこへごみを歩いて持って行かれるんですが、その地域の方々がもう高齢化になってきて、膝が痛いとか、腰が何とかとなってきたよという相談を受けまして、下側に、順番から言うと、物を持って上に上がって、手ぶらで下りてくるので、その逆になるように、下側にちょっとした広場があるので、そこへ下りながら荷物を持って、痛い膝をかばいながら持って行って、帰りはよっこいしょと登ってくる、そういうふうにごみの集積所が移動できないかねという相談を受けて、早速担当課のほうに現地を見ていただいたんですけども、言っている内容は非常に理解していただいたんですが、片や収集、運搬の担当課からすると、そこは非常に交通上危険で、そこにパッカー車が止まって、積み込みができないので、そこは駄目ですよというお話を聞いて、私もそれをお話をさせていただきました。

町長がずっと言われている人口減少の話の中で、先ほど言いましたコミュニティーの原点となるこのごみなんですけれども、今私が住んでいるところもそうなんですけど、その自治体の存続自体が今非常に厳しい中で、もう地域によっては高齢者ばかりで、その班の班長やる人がいないとか、いても3年に1回ずつみんな回しているとか、そういった中で、町内

会の役員についても、そうやって我々がやったときのように環境衛生委員になって現地を回れるということは、8時までに集積所に出さなければいけませんので、その時間に、あるいは9時前にパトロールができるような時間を持っている方でないと当然やれないし、ですが、今言うように人口減少によって、地域の町内会の役員の成り手がいなくて、だんだん若年化していった、中には半分ぐらいが町外にお勤めになっていて、土日にはごみの収集はごさいませんので、平日の集積所のパトロールもできない、でも順番で役で回ってきたという形の方もいらっしゃいました。

こういった形もすぐ近い未来には訪れるであろうということで、ごみの集積所の移動したり、箇所修正というのも当然出てくる中で、そういった声を町の担当者の人たちと意見交換というのをやはりしたいねというのが、私が役員をやっているときにもありました。

コロナの関係もあったのかもしれませんが、私がやっている間中、町の担当者との意見交換会とか、そういうあれは一度もなかったです。前任者から腕章をもらって受けて、お前ことここを回る、お前の範囲だよというの頂いて、回ってきた報告書を保健センターに提出する、こういう中だったんですけれども、やはり同じ1つの地域の中でもあそこここで随分違うよねという中で、中には毎日のウォーキングのコース、時間を変えて自分の持ち分の集積所を回る役員の方もいらっしゃいました。

そんな中でやはり集積所の持つ問題点を、町内会の中でも当然定期的に話をして、改善策を考えるんですが、やはりその先の持っていってもらう側の町との少し距離も縮めていただきたいというのが1つなんですけれども、その辺は年に1回でも2回でも新しく当然なる、毎年のように入れ替わっていくので、そういう人たちも、なっている人たちも含めてごみの担当者と集積所についての意見交換会、ごみについての意見交換会みたいなのを、開催してはどうかと思うんですけれども、そういうはどうでしょうか、町長。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 集積所だけというお話なので、結局どれぐらいのニーズというか、町民の方からの御希望があるかということだと思います。それが多くの町民がそういうに御希望があるというようでしたら、担当課との意見交換というのは有効ではないかなというふうに思っております。

○議長（笠井政明君） 2番、鈴木議員。
(2番 鈴木伸和君登壇)

○2番（鈴木伸和君） すみません、先ほど言った今後の集積所の箇所修正、高齢化について

の話もちよっと言っていただければと思います。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 今のお話だと、当然人口減で様々なところに支障を来すので、これは非常に大きな話で、ごみの集積所だけの話ではなくて、豪雨災害のときに危ないところに住んでいる、住んでいないとかも含めて、かねてからお話をしている人口減の中で、その町の活力を維持するためにはある程度町をコンパクトにしていくという考え方も一つの方法としてあるということで、その辺もなかなか合意形成が難しいところなので、丁寧に御意見を聞きながらということなんです、そういう検討ぐらひはしっかとして、その選択肢というか、検討項目の一つとしてごみの集積所というのは大きな、先ほどもコミュニティーの原点というお話もありましたので、それをしっかりと1つの項目として考えるということは重要かと思いました。

○議長（笠井政明君） 2番、鈴木議員。

（2番 鈴木伸和君登壇）

○2番（鈴木伸和君） ありがとうございます。

最後に今後の分別の話について、町長、増やしたいということで御答弁いただきまして、私もやはりその時代、時代に商品があれよこれよと変わっていく中では、やはり分別をずっとそのまま何十年も続けていくというのはいかがなものかというふうに思っていて、いろいろな自治体の例を今、町長のほうからも答弁いただいたんですけども、身近な話からすると、近隣でやっていますけれども、小型家電のリサイクルというのをもう既に近隣でやっています、これは専門の業者さんとあれするんですけども、結局その中から、御承知でしょうけれども、レアメタルの搬出ということで、非常に小型家電の普及が今、スマホにしても、DVD小型プレイヤーにしても、何でもそうですけれども、半導体の入ったものが非常に安価で多数出回っている中で、こういうごみを、小型家電をまた別として、そういうふうに循環型に町の施策に乗けていくというのはまた一つ御検討いただいたらどうかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 今、小型家電のリサイクルというお話だけ聞いたときに、私がちょっと誤解したんですけども、要は今の話だとレアメタルということで、資源という観点でその資源をリサイクルするという観点だったと思いますが、それも一つの方向性だと思います。ただ、一方で、レアメタルを取り除いた後のごみどうするんだみたいな話があるので、も

しかしたら、そのやり方も含め、例えば壊れた家電を直して再利用するとか、そういうところをやっているところがあったような気がするので、そういうのがいいのかどうかというのもちよっとあるんですが、幅広に、昔のもったいない、もったいない精神ではないんですけども、使えるものはなるべく使っていくというような話とか、あとはフリーマーケットとかでそういう流通ができないかとか、いろいろな、そういう商品を回すような仕組みがありますけれども、そんな発想も参考にしながら、この町のやり方というのを考えてもいいのかなど、今の御意見を聞いて思いました。

以上です。

○2番（鈴木伸和君） ありがとうございます。

○議長（笠井政明君） 2番、鈴木議員。

（2番 鈴木伸和君登壇）

○2番（鈴木伸和君） 今の話、下田市とか伊東市でも既にやられていて、その回収自体はもう小さな決められた箱の中で専門の業者さんのところに行くということで、そんなに職員のほうも手を煩わさないのかなというふうには思っているんですけども、これも1つには、そういうことをやる、検討している、やっているというのが1つまた話題の、PRの岩井町政の一つかなというふうに思うんですけども、今回集中していろいろお話をさせていただいて、ぜひともこのまちづくりの指針の中にそのごみの問題ももう少し、この将来像、この中の細かいところのほうの中にももっとちょっと明記いただいて、目標を町民の皆さんに、議会に明記いただけるような形をお願いして私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（笠井政明君） 以上で、鈴木議員の一般質問を終結します。

この際、13時まで休憩とします。

休憩 午前11時28分

再開 午後 1時00分

○議長（笠井政明君） 休憩を閉じ、再開します。

◎発言の一部訂正について

○議長（笠井政明君） 午前中の一般質問で、2番、鈴木議員から一部発言の訂正について、会議規則第64条の規定により、お手元に配りました発言訂正資料に記載した部分の訂正をしたいとの申出がありました。

お諮りします。これを許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 異議なしと認めます。

したがって、鈴木議員から発言訂正の申出を許可することに決定しました。

◎報告

○議長（笠井政明君） 総務経済常任委員会から、12番、内山議員の委員長の辞任に伴い、新たな正副委員長の互選結果を受けましたので、報告します。

総務経済常任委員会委員長に13番、定居議員、副委員長に2番、鈴木議員、また、議会広報編集委員会より、12番、内山議員の委員の辞任に伴い、14番、山田議員を委員に選任したとの結果を受けましたので、報告します。

◎日程第2 議会運営委員会委員の辞任について

○議長（笠井政明君） 日程第2 議会運営委員会委員の辞任についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、12番、内山議員の退場を求めます。

（12番 内山慎一議員退場）

○議長（笠井政明君） 12番、内山議員から一身上の都合により、議会運営委員会委員を辞任したいとの申出があります。

お諮りします。本件は申出のとおり、辞任を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 異議なしと認めます。

したがって、内山議員の議会運営委員会委員の辞任を許可することに決定しました。

12番、内山議員の入場を認めます。

(12番 内山慎一議員入場)

○議長（笠井政明君） ただいま12番、内山議員の議会運営委員会委員の辞任を許可することに決定しましたので、お伝えします。

お諮りします。議会運営委員会委員が1名欠員となりました。ここで議会運営委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（笠井政明君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定しました。

資料配付のため、暫時休憩します。

休憩 午後 1時04分

再開 午後 1時05分

○議長（笠井政明君） 休憩を閉じ、再開します。

◎追加日程第1 議会運営委員会委員の選任について

○議長（笠井政明君） 追加日程第1 議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。東伊豆町議会委員会条例第7条第2項の規定により13番、定居議員を議会運営委員会委員に指名したいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（笠井政明君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました13番、定居議員を議会運営委員会委員に選任することに決定しました。

◎日程第3 発議第3号 東伊豆町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

○議長（笠井政明君） 日程第3 発議第3号 東伊豆町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてを議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

6番、稲葉議員。

（6番 稲葉義仁君登壇）

○6番（稲葉義仁君） それでは、発議第3号について御説明いたします。

発議第3号 東伊豆町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和5年12月7日提出。

東伊豆町議会議長 笠井政明様。

提出者 東伊豆町議会議員 稲葉義仁。

賛成者 東伊豆町議会議員 山田直志。

これまで議会個人と町との請負は、地方自治法の規定により認められておりませんでした。令和4年12月10日成立、令和5年3月1日施行の改正地方自治法では、議会の議員に係る請負に関する規制の明確化及び緩和についての規定が加えられ、政令で定める300万円までは議会個人による町との請負が規制の対象から除かれることとなりました。

また、条例等の定めるところにより、議員個人が請負の対価として支払いを受けた金銭の総額や請負の概要など、一定の事項を議長に報告し、内容を議長が公表するなど、議員個人による請負の状況の透明性を確保する取組を併せて行うことが適当であるとされたことから、今回東伊豆町議会議員の請負の状況の公表に関する条例を制定するものです。

第1条、目的では、ただいま御説明した内容を規定しております。

第2条、報告では、議員は毎年6月1日から同月30日までの間に前会計年度の町との請負について、請負の内容、契約締結日、契約金額、支払いを受けた総額等を議長に報告しなければならないことを規定します。

第3条、報告の一覧の作成及び公表では、議長は報告の一覧を作成し、公表しなければならないことを、第4条、報告等の保存及び閲覧等では、当該報告は5年を経過する日まで保存することを規定します。

第5条、委任では、この条例の施行に関し、必要な事項として、手続の方法や様式などは議長が定めることを規定します。

最後に、附則として、令和6年1月1日から施行し、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用をいたします。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより発議第3号 東伊豆町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 発議第4号 東伊豆町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する
条例の一部を改正する条例について

○議長（笠井政明君） 日程第4 発議第4号 東伊豆町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

6番、稲葉議員。

(6番 稲葉義仁君登壇)

○6番(稲葉義仁君) それでは、発議第4号について朗読をもって説明とさせていただきます。

発議第4号 東伊豆町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和5年12月7日提出。

東伊豆町議会議長 笠井政明様。

提出者 東伊豆町議会議員 稲葉義仁。

賛成者 東伊豆町議会議員 山田直志。

今回の改正は、人事院勧告に順じ、議員の期末手当の支給率の引上げを行うため、条例の一部を改正するものです。

新旧対照表の第1条関係を御覧ください。

改正文の第1条関係の改正内容となります。

第4条第2項の下線部分の「100分の170」を「6月に支給する場合には100分の170、12月に支給する場合には100分の180」に改め、12月の支給率を100の10引き上げるものです。

新旧対照表の第2条関係を御覧ください。

改正文の第2条関係の改正内容となります。

第4条第2項の下線部分の「6月に支給する場合には100分の170、12月に支給する場合には100分の180」を「100分の175」に改め、議員の期末手当の支給率について、平準化を図るものです。

附則として、この条例は公布の日から施行し、令和5年12月1日から適用します。ただし、第2条の規定は令和6年6月1日から施行します。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長(笠井政明君) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(笠井政明君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(笠井政明君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより発議第4号 東伊豆町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(笠井政明君) 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第55号 東伊豆町犯罪被害者等支援条例の制定について

○議長(笠井政明君) 日程第5 議案第55号 東伊豆町犯罪被害者等支援条例の制定についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長(岩井茂樹君) ただいま上程されました議案第55号 東伊豆町犯罪被害者等支援条例の制定について、提案理由を申し上げます。

犯罪被害者等基本法が成立し、地方公共団体は地域の現状に応じた適切な施策を実施することとなりました。

当町においても、犯罪被害者等を支援する施策を推進するため条例を制定し、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、住民福祉課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(笠井政明君) 住民福祉課長。

○住民福祉課長(鈴木尚和君) ただいま提案されました議案第55号 東伊豆町犯罪被害者等支援条例について、説明をさせていただきます。

近年様々な犯罪等の発生により、ある日突然犯罪等に巻き込まれ、それまでの安心で安全

な生活が一変することは誰にでも起こり得ることです。犯罪等の被害により、身体的、精神的に被害を受けても、誰からも支援を受けられずに苦しんでいる方も少なくありません。

このような中、国において犯罪被害者等基本法が成立し、犯罪被害者等に関する基本理念や国及び地方公共団体や国民の責務などが定められ、これを踏まえて地方公共団体は地域の実情の応じた適切な施策を実施することにより、犯罪被害者等に対して速やかな支援を行うよう明文化されました。

当町においても、犯罪被害者等を支援する施策を推進し、犯罪被害者等の権利、利益の保護を図るとともに、誰もが安心して暮らせる社会の実現を目指す目的として条例を制定するものです。

それでは、条例について御説明いたします。

第1条の2、目的、第2条に条例内で用いる用語についての定義、第3条に基本理念、第4条、第5条に町や町民等の責務、犯罪被害者等への支援について規定いたしました。

第6条では、犯罪被害者等基本法、第11条に定められた相談及び情報の提供等に基づき規定されたもので、町の支援サービス等の相談や情報提供、その他関係機関等との連絡調整等を行います。その相談窓口を住民福祉課福祉係が行います。

第7条では、犯罪被害者等である町民に対し、遺族見舞金及び重傷見舞金を規則により定めております。

第8条では、日常生活でできていたことが突然できなくなった犯罪被害者等に対して、関係機関等と連携、協力して、継続的な支援を行います。

第9条に、犯罪被害者等がさらなる犯罪等により被害を受けることを防ぐため、その後の安全確保を、第10条に居住の安定を規定しました。

第11条に、犯罪被害者等に対する偏見を持つことのないように、町民等の理解の増進として広報啓発活動、第12条に、暴力団等反社会的組織の構成員及びその関係者である場合など、支援を行わないことができる規定を行いました。

附則といたしまして、1、令和6年4月1日から施行いたします。

2、第7条の規定は、この条例の施行の日以後において行われた犯罪等について適用します。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(笠井政明君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(笠井政明君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第55号 東伊豆町犯罪被害者等支援条例の制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(笠井政明君) 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第56号 東伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(笠井政明君) 日程第6 議案第56号 東伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長(岩井茂樹君) ただいま上程されました議案第56号 東伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

主な改正内容につきましては、民間給与との格差を埋めるための、令和5年度における給与表水準の引上げ、また、民間特別給の支給割合との均衡を図り、職員の期末勤勉手当を100分の10月分引き上げる改正となっております。

詳細につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(笠井政明君) 総務課長。

○総務課長(村木善幸君) ただいま提案されました議案第56号 東伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、お手元の新旧対照表により概要を説明させてい

たきます。

令和5年8月7日に国家公務員給与に対する人事院勧告がなされ、令和5年11月17日に国家公務員の給与法改正が成立し、これに準じた措置を講ずるため、当町職員の給与条例を改正するものでございます。

恐れ入りますが、新旧対照表第1条関係を御覧ください。

初めに、第15条の5の期末手当についてですが、人事院勧告で示された民間の支給状況に見合うよう100分の5月引き上げ、現行100分の120月である12月支給分を100分の125月とする内容です。

次に、第15条の8の勤勉手当についてですが、期末手当と同様の理由により、100分の5月分引き上げ、現行100分の100月である12月支給分を100分の105月とする内容です。

これにより、期末勤勉手当の年間支給分を100分の450月とします。なお、12月8日に支給予定の12月分期末手当及び勤勉手当は従来 of 率で支払い、この条例が可決された後、差額の100分の10月分を追加支給するという形になります。

次に、新旧対照表、2ページ下段から15ページまでは、行政職給与表第1表及び第2表の改正となります。

民間給与との格差3,869円を是正するため、令和5年度における給与表の水準を引き上げる内容です。この改正により若年層に重点を置き、そこから改定率を低減する形で全体を引上げ改正する内容となっております。

例といたしまして、行政職給与表第1表におきましては、月額で大卒初任給1級の25号は1万1,000円、短大卒初任給1級17号及び高卒初任給1級9号は1万2,000円、それぞれ引上げとなっております。

また、行政職給与表第2表におきましては、月額で大卒初任給1級33号は1万2,300円、短大卒初任給1級25号は1万2,200円、高卒初任給1級13号は1万1,800円の引上げとなっております。

以上2つは公布の日から施行し、令和5年4月1日より遡及適用いたします。

続きまして、新旧対照表第2条を御覧ください。

第1条で年間100分の450月とした期末勤勉手当支給分を平準化し、6月、12月ともに100分の225月とする内容です。

初めに、第15条の5の期末手当についてですが、第1条で6月支給分を100分の120月、12月支給分を100分の125月とした期末手当支給分を6月、12月ともに100分の122.5月とする内

容です。

次に、第15条の8の勤勉手当についてですが、第1条で6月支給分を100分の100月、12月支給分を100分の105月とした勤勉手当支給分を6月、12月ともに100分の102.5月とする内容です。こちらは令和6年4月1日より施行します。

お手数ですが、改正分の最後のページの附則を御覧ください。

附則1につきましては、この条例は公布の日から施行し、第2条は、令和6年4月1日から施行する内容です。

附則2、第1条の規定は、令和5年4月1日に遡及適用する内容です。

附則3は、条例改正前に支給済みの給与及び手当は今回改正する条例の規定による支払いの内払いとし、差額のみ追加支給する内容でございます。

以上、簡単ではございますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第56号 東伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第57号 東伊豆町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（笠井政明君） 日程第7 議案第57号 東伊豆町特別職の職員で常勤の者の給料等に

関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長(岩井茂樹君) ただいま上程されました議案第57号 東伊豆町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

職員の人事院勧告による期末勤勉手当支給月数の引上げに準拠し、東伊豆町常勤特別職の期末手当支給月数を引き上げる内容でございます。

詳細は、総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(笠井政明君) 総務課長。

○総務課長(村木善幸君) ただいま提案されました議案第57号 東伊豆町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、お手元の新旧対照表により概要を説明させていただきます

令和5年度人事院勧告に伴う職員の期末勤勉手当分を引き上げる改正に準拠し、町長、副町長、教育長の12月期の期末手当の支給分を100分の35月分引き上げる内容でございます。

恐れ入りますが、新旧対照表第1条関係を御覧ください。

第4条第2項において、12月支給分である現行100分の225月を100分の260月に引き上げる内容です。これにより、年間の期末手当支給分が職員と同じ100分の450月となります。

以上の改正につきましては、公布の日から施行し、令和5年12月から適用します。

次に、新旧対照表第2条を御覧ください。

第1条で年間支給分100分の450月とした期末手当を平準化し、6月12月ともに100分の225月とする内容です。6月支給分を100分の190月、12月支給分を100分の260月であった期末手当支給分を6月、12月ともに100分の225月とする内容です。

この改正は、令和6年6月からの施行となります。

以上、簡単ではございますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長(笠井政明君) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(笠井政明君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第57号 東伊豆町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第58号 東伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（笠井政明君） 日程第8 議案第58号 東伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第58号 東伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

国民健康保険法施行令の一部改正が令和6年1月1日より施行されることから、東伊豆町国民健康保険に加入されている出産被保険者の国民健康保険税に関し、所得割保険税及び均等割保険税の軽減を図るため、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、健康づくり課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（山田義則君） ただいま提案されました議案第58号 東伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、説明させていただきます。

改正内容につきましては、資料により説明します。

議案資料を御覧ください。

東伊豆町国民健康保険税条例の一部改正する条例について御説明申し上げます。

背景といたしましては、出産被保険者の所得割保険税及び均等割保険税の軽減措置について、国民健康保険法施行令の一部改正が令和6年1月1日から施行されることに伴い、出産被保険者に関わる所得割保険税及び均等割保険税の軽減を図るため、町の条例を改正するものです。

次に、改正の内容についてですが、対象につきましては、国保加入の出産被保険者となります。ちなみに令和4年度で抽出しますと、これに該当する者は6名のみとなります。

軽減項目につきましては、該当被保険者に係る所得割保険税及び均等割保険税が該当となります。

次に、減免される国民健康保険税は出産を予定する被保険者の所得割と均等割の全額で、免除期間は出産予定日及び出産日が属する月の前から4か月間、多胎妊婦の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間となります。

軽減措置に伴う財源負担につきましては、他の軽減措置と同様に、国庫が2分の1、県費が4分の1、町の一般会計から4分の1の負担割合で繰入れされます。

附則として施行期日について、この条例は令和6年1月1日から施行します。

適用区分につきましては、この条例による改正後の東伊豆町国民健康保険税条例の規定は、令和5年分の国民健康保険税のうち、令和6年1月以降の期間に関わるもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に関わるもの及び令和4年度分までの国民健康保険税についてはなお従前の例によります。

なお、お手元に新旧対照表を添付いたしましたので、参考にしていただきたいと思います。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第58号 東伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決

します。

この採決は、起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(笠井政明君) 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第59号 東伊豆町印鑑条例の一部を改正する条例について

○議長(笠井政明君) 日程第9 議案第59号 東伊豆町印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長(岩井茂樹君) ただいま上程されました議案第59号 東伊豆町印鑑条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正により、個人番号カードの機能を移動端末設備(スマートフォン等)への搭載することが可能となったことから、条文の整備を図るため、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、住民福祉課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(笠井政明君) 住民福祉課長。

○住民福祉課長(鈴木尚和君) ただいま提案されました議案第59号 東伊豆町印鑑条例の一部を改正する条例について、説明させていただきます。

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正により、個人番号カードの機能を移動端末設備へ搭載することが可能となりました。

今後印鑑登録証明書のコンビニ交付において、個人番号カードを用いることなく、移動端末設備用利用者証明用電子証明書が搭載されたスマートフォン等を用いて申請が可能となるため、東伊豆町印鑑条例の一部を改正するものです。

新旧対照表により概要を説明させていただきますので、新旧対照表を御覧ください。

第10条の2第1項中「をいう。）」を「であって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備であって、公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）」に改めます。

附則としていたしまして、この条例は、公布の日から起算して1月を越えない範囲内において、規則で定める日から施行いたします。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第59号 東伊豆町印鑑条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第60号 東伊豆町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（笠井政明君） 日程第10 議案第60号 東伊豆町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長(岩井茂樹君) たたいま上程されました議案第60号 東伊豆町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本条例の改正につきましては、消防団員の処遇改善のため、本部班長と副分団長以下の消防団員の年額報酬を引き上げるものであります。

詳細につきましては、防災課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(笠井政明君) 防災課長。

○防災課長(国持健一君) ただいま提案されました議案第60号 東伊豆町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、御説明させていただきます。

改正内容といたしましては、本部班長と副分団長以下の消防団員について、それぞれ年額報酬を引き上げ、語句及び政令番号の訂正を行うものです。

それでは、新旧対照表を御覧ください。

別表第1、改正後を御覧ください。

本部班長の年額報酬を4万4,000円に、副分団長、分隊長が4万8,000円に、班長、副分隊長が4万円に、訓練指導員が4万2,000円に、団員が3万6,500円にそれぞれ引き上げ、このほか第13条「若しく」を「又」に、第14条第4項災害救助法施行令の政令番号を「225号」に訂正するものです。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行します。ただし、第14条の規定は令和5年4月1日から適用する。

以上、簡単ではありますが、御説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長(笠井政明君) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(笠井政明君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(笠井政明君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第60号 東伊豆町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部

を改正する条例についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第61号 静岡県市町総合事務組合理約の一部を変更する規約
について

○議長（笠井政明君） 日程第11 議案第61号 静岡県市町総合事務組合理約の一部を変更する規約についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第61号 静岡県市町総合事務組合理約の一部を変更する規約について、提案理由を申し上げます。

今回の変更は、本組合を構成する組合の名称変更に伴い、同組合理約を変更するものであります。

詳細につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） 総務課長。

○総務課長（村木善幸君） ただいま提案されました議案第61号 静岡県市町総合事務組合理約の一部を変更する規約について、御説明いたします。

今回の変更は、地方自治法第286条第1項の規定により、本組合を構成する「浜名湖競艇企業団」の名称を「浜名湖ボートレース企業団」に変更することに伴い、同組合理約を変更するものであります。

なお、施行は令和6年4月1日からとさせていただきます。

以上、簡単ではございますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第61号 静岡県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第62号 令和5年度東伊豆町一般会計補正予算（第5号）

○議長（笠井政明君） 日程第12 議案第62号 令和5年度東伊豆町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第62号 令和5年度東伊豆町一般会計補正予算（第5号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に2億7,712万8,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を63億6,399万7,000円とするものでございます。

まず、歳入の主な内容ですが、廃棄物処理手数料の減額とふるさと納税寄附金の増額などを計上しています。

また、一般寄附金におきまして、3件の御浄財をお寄せいただきました。寄附者の御意向に沿って、有効に活用させていただきます。

次に、歳出の主な内容ですが、人事院勧告に基づく常勤職員や会計年度任用職員の給料、

報酬及び期末勤勉手当の増額、ふるさと納税の増収に伴う寄附謝礼金やそれに伴う事務経費の増額、戸籍電算システムの改修委託料などを計上しました。

歳入歳出補正予算の財源不足額は、財政調整基金を取り崩し補填させていただきましたので、御理解をお願いいたします。

また、来年度以降に執行予定の旧稲取幼稚園改修業務、ごみ堆肥化業務など7項目を債務負担行為として追加いたしました。

詳細につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） 総務課長。

○総務課長（村木善幸君） ただいま提案されました議案第62号 令和5年度東伊豆町一般会計補正予算（第5号）について、概要を御説明いたします。

令和5年度東伊豆町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第1条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億7,712万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億6,399万7,000円といたします。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正によります。

債務負担行為の補正。

第2条債務負担行為の追加は第2表債務負担行為補正によります。

恐れ入りますが、7ページ、8ページをお開きください。

2、歳入について御説明いたします。

14款使用料及び手数料、2項手数料、3目衛生手数料、補正前の額から840万円を減額し、2,333万7,000円といたします。

1節清掃手数料、細節2廃棄物処理手数料840万円の減につきましては、町指定ごみ袋の売上枚数の減少に伴う減額であります。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、3目農林水産業費国庫補助金、補正前の額から300万円を減額し、155万3,000円といたします。

1節農業費補助金、細節2農地利用効率化等支援交付金300万円の減につきましては、補助金を活用する予定だった農業者が事業実施を辞退したため、減額するものでございます。

7目総務費国庫補助金、補正前の額に906万9,000円を追加し、1億3,390万5,000円といた

します。

1 節総務費補助金、細節 1 個人番号カード交付事務費補助金234万9,000円の減につきましては、個人番号カード担当職員の減少による経費の減額に合わせ、国から交付される補助金を減額するものでございます。

7 節社会保障税番号制度システム整備費補助金1,141万8,000円の増につきましては、戸籍の振り仮名表記等に関するシステム整備費に対し国から10分の10交付される補助金を計上するものであります。

9 ページ、10 ページを御覧願います。

18 款 1 項寄附金、1 目ふるさと納税寄附金、補正前の額に 2 億円を追加し、6 億円といたします。

1 節、細節 1 ふるさと納税寄附金 2 億円の増につきましては、今年度実績に基づく寄附金の着地額を 6 億円と見込み、増額するものであります。

2 目一般寄附金、補正前の額に100万4,000円を追加し、100万5,000円といたします。

1 節、細節 1 一般寄附金100万4,000円の増は、明治安田生命保険相互会社様から70万4,000円、匿名希望の方から10万円、同じく匿名希望の方から20万円、それぞれ町に対して御浄財を賜りましたので、増額措置させていただきます。

19 款繰入金、3 項基金繰入金、2 目ふるさと納税基金繰入金、補正前の額に961万5,000円を追加し、1 億5,719万円といたします。

1 節、細節 1 ふるさと納税基金繰入金、961万5,000円の増につきましては、ワーケーション環境整備推進業務委託料や域内交通実証事業の事業費に充当するため、ふるさと納税基金を取り崩し、一般会計に繰り入れるものでございます。

3 目財政調整基金繰入金、補正前の額に6,513万9,000円を追加し、1 億1,748万4,000円といたします。

1 節、細節 1 財政調整基金繰入金6,513万9,000円の増につきましては、今回の補正予算に関わる財源不足額を財政調整基金から繰入れ処理するものでございます。

11 ページ、12 ページを御覧願います。

次に、3、歳出について御説明いたします。

2 項総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、補正前の額に9,505万5,000円を追加し、7 億681万円といたします。

事業コード14総務費一般事務管理業務、4 節共済費、細節 8 社会保険料251万7,000円の増

につきましては、会計年度任用職員の人数、保険料率及び給与表改正による社会保険料の増額でございます。

事業コード15ふるさと納税寄附推進事業、7節報償費、細節1ふるさと納税寄附者で6,000万円の増につきましては、寄付金の増額に併せて寄附者に対する返礼品代を増額するものでございます。

11節役務費、細節3ポータルサイトシステム等利用料1,870万円の増につきましては、ふるさと納税ポータルサイト利用者の増に対応するため、各運営サイトに支払う手数料を増額するものでございます。

13ページ、14ページを御覧願います。

12節委託料、細節1ふるさと納税事務業務委託料616万円の増につきましては、寄附件数の増に対応するため、委託料を増額するものでございます。

9目企画費、補正前の額に336万1,000円を追加し、8,025万5,000円といたします。

事業コード2交流定住促進事業、12節委託料、細節5ワーケーション環境整備推進業務委託料220万円の増は、伊豆稲取駅で整備するワーケーション環境整備推進業務の追加の工事費に対応するため委託料を増額するものでございます。

15ページ、16ページを御覧願います。

15目ふるさと納税基金費、補正前の額に1億2,726万7,000円を追加し3億5,023万7,000円といたします。

事業コード1ふるさと納税基金管理事業、24節積立金、細節1基金積立金1億2,726万7,000円の増につきましては、寄附増額見込み額から経費を引いた分をふるさと納税基金に積み立てるための措置でございます。

3項1目戸籍住民基本台帳費、補正前の額に991万9,000円を追加し、6,379万1,000円といたします。

事業コード1戸籍住民基本台帳管理事業、12節委託料、細節3戸籍電算システム改修委託料1,141万8,000円の増は、戸籍法の改正に対応するための戸籍電算システム改修業務委託料を計上してございます。

19ページ、20ページを御覧願います。

3款民生費、1項社会福祉費、2目障害者福祉費、補正前の額に1,450万円を追加し、4億1,634万8,000円といたします。

事業コード1障害者（児）自立支援給付事業、22節償還金利子及び割引料、細節3障害者

自立支援給付費国庫負担金過年度返還金482万1,000円の増及び細節4 障害者自立支援給付費
県負担金過年度返還金241万1,000円の増につきましては、昨年度事業費の精算に伴う国・県
それぞれに対する補助金の過年度返還金でございます。

事業コード4 自立支援医療事業、22節償還金利子及び割引料、細節2 障害者自立支援医療
費国庫負担金過年度返還金339万円の増につきましても、昨年度事業費の精算に伴う国に対
する補助金の過年度返還金でございます。

23ページ、24ページを御覧願います。

4 款衛生費、2 項清掃費、2 目塵芥処理費、補正前の額から719万8,000円を減額し、3 億
7,309万2,000円といたします。

事業コード1 ごみ処理対策事業、12節委託料、細節3 町指定ごみ袋製造委託料582万3,000
円の減につきましては、ごみ袋の使用枚数の減少が見込まれるため、製造に関わる委託料を
併せて減額するものでございます。

25ページ、26ページを御覧願います。

5 款農林水産業費、1 項農業費、3 目農業振興費、補正前の額から300万円を減額し、
1,205万4,000円といたします。

事業コード1 農業振興事業、18節負担金補助及び交付金、細節8 農地利用効率化等支援交
付金300万円の減につきましては、事業実施者の辞退により、事業費が不要となったため、
減額するものでございます。

27ページ、28ページを御覧願います。

2 項林業費、1 目林業振興費、補正前の額に205万6,000円を追加し、849万6,000円といた
します。

事業コード1 林業振興事業、12節委託料、細節2 森林整備管理委託料205万6,000円の増に
つきましても、松くい虫対策として、松の伐倒駆除194平方メートル分を実施するための委
託料を増額するものでございます。

6 款1 項商工費、2 目商工振興費、補正前の額に300万円を追加し、7,639万9,000円とい
たします。

事業コード1 商工振興事業、18節負担金補助及び交付金、細節4 リフォーム振興事業補助
金300万円の増につきましても、年度末にかけて不足が見込まれる補助金予算を増額するも
のでございます。

29ページ、30ページを御覧願います。

7 款土木費、2 項道路橋梁費、2 目道路維持費、補正前の額に550万円を追加し、3,500万円といたします。

事業コード1 道路維持管理事業、10 節事業費、細節5 修繕料250万円の増につきましては、修繕料の予算の残高が少なくなってきたことと、今後の道路修繕に対応するため増額するものでございます。

33ページ、34ページを御覧願います。

9 款教育費、1 項教育総務費、2 目事務局費、補正前の額に189万5,000円を追加し、1 億2,364万4,000円といたします。

事業コード90 教育委員会事務局職員人件費事業、3 節職員手当、細節1 期末勤勉手当203万4,000円の増につきましては、人事院勧告に伴う教育委員会事務局職員の期末勤勉手当の増額でございます。

3 項中学校費、1 目学校管理費、補正前の額に298万7,000円を追加し、3,846万9,000円といたします。

事業コード2 中学校運営事業、1 節報酬、細節2 会計年度任用職員報酬284万7,000円の増につきましては、人事院勧告に伴う中学校用務員及び特別支援員の報酬等の増額でございます。

恐れ入りますが、4 ページへお戻りください。

第2 表債務負担行為補正であります。旧稲取幼稚園改修工事概略設計業務委託、旧稲取幼稚園改修工事概略設計アドバイザー業務委託、事務機器等リース料、資源ごみ・可燃ごみ等収集業務委託及びごみ堆肥化業務委託を追加しております。

5 ページ、6 ページを御覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書で、ただいま御説明いたしました内容を総括してあります。

まず、歳入ですが、補正前の額60億8,686万9,000円に、2 億7,712万8,000円を追加いたしまして、63億6,399万7,000円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額60億8,686万9,000円に2 億7,712万8,000円を追加いたしまして、63億6,399万7,000円といたします。

次に、補正額の財源内訳ですが、特定財源は国県支出金が834万4,000円の増、その他財源が2 億251万3,000円の増、一般財源を6,627万1,000円といたします。

以上、簡単ではありますが概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 幾つかお尋ねします。

まず、4ページですけれども、旧稲取幼稚園の改修の問題なんですけれども、全体として先ほど来のやり取りも含めて期待をしているところなんですけれども、たしか去年のこの定例会でも申し上げたと思うんですけれども、いわゆるこども家庭庁等ができて、子供に関わる施設については、子供の意見を聞いて建設や運営しなさいというところが事務通達出ているかと思うんです。そういう問題について対応をちゃんとしていけるのかなということについて、お考えをお伺いしておきたいと思います。

2つ目に、ごみの堆肥化の問題なんですけれども、その中で例えば1つは、資源ごみ、可燃ごみの収集業務委託の部分で、当然ごみの堆肥化の部分は今までのごみ収集の体制から別個の体制で集めるということだと思うので、そうするとこの中で4,431万5,000円の部分の中で、ごみ堆肥化で例えば当分は稲取の宿泊施設の生ごみを収集する部分というのは、具体的に幾らぐらいの部分が含まれているのかということをお聞きしたい。

それと、3点目に、ごみ堆肥化の業務委託の問題で、ここでは、令和6年度3,102万円という計上があるんですが、ここだけ単年度なんで、ということは今後この提案されている部分からすると、令和20年度までの部分で言えば、機械代の部分は令和6年から10年ということと分かるんですけれども、委託について見れば、毎年3,000万円ぐらいのものが今後出ていくという、そういう解釈をしてよろしいのかどうかということをお聞かせいただきたいと思います。

4点目に、24ページでごみ袋の減収の部分があるんですが、これはごみ袋の減収とごみの減量化とイコールなのか、具体的にごみの量というのはどういうふうになっているのか。今まで小分けして安いから出していたやつを一緒にして、袋は1枚にして出すから、ごみの袋は製造は減ったけれども、ごみの量自体はあまり変わっていないのか、この辺がもう少し分かるとうれしいなと思いますが、御説明いただきたいと思います。

次に、28ページなんですけど、森林整備管理委託のところ、松くい等の伐採だと思うんですけれども、もう既に手をかける場所というものについて具体的にになっているのか。なっているとすれば、どういうところの問題に対応するのか、この辺の御説明をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 稲取幼稚園に関してであります。先ほども答弁もしたので、私から少しだけお話を。追加があれば、担当課から補足をさせていただきます。

こども家庭庁の方向性というようなお話もありました。この稲取幼稚園の改修の内容、基本的には2階はそれほど触らないんですけれども、1階部分について、広く町民の御意見をいただきました。その中で、稲取小学校の児童からもかなり多くの意見を实はいただいでいて、かなり参考にさせていただいたと思っております。

また、今回1階のある程度の方向性は決めているんですけれども、実際に走り出してみても、途中でいろいろ進化というか、訂正というか、修正というか、そういうところは加えていこうと思いますので、そういう事あるごとに子供たちのみならず、町民の御意見もいただくことがあるのかもしれませんが。そんなイメージでございます。

○議長（笠井政明君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（鈴木尚和君） まず、収集業務委託に旅館のごみが含まれているかということなんですけれども、これについては今現在旅館については単独でごみの業者を委託しまして、エコセンターのほうに運び込んでいるものですから、この収集業務委託の中には含まれておりません。

それから、堆肥化の保守は単年度だがということなんですけれども、これは一応いろいろな人件費とか燃料費とかその辺のコストが何年もかけられないものですから、取りあえず1年だけ債務負担で上げさせていただきまして、その後は大体このぐらいの数字で予算要求をしていくような形になっていくのかなというふうに見込んでおります。

それからあと、ごみの量が減っているのかどうなのかということなんですけれども、袋については単純に袋の量が減っている。それで、予算計上してまだ1年半だったものですから、ちょっとだぶついてしまったところがあるものですから、その辺を実績で減額した関係になります。

実際にごみの量がどうなっているのかということなんですけれども、一応令和4年5月から10月までの生活系ごみの排出量が1,458.44トン、同じく5年の5月から10月までの生活のごみが1,392.06トンなものですから、比較しますと66.38減となっております。1人当たりで換算しますと、大体24グラムぐらいの減となっております。一応これ生活系ごみなものから、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（笠井政明君） 建設整備課長。

○建設整備課長（村上則将君） 松くい虫の伐倒駆除の関係の箇所ということですが、ふれあいの森周辺、また町営グラウンド周辺、それからトモロ岬、黒根岬、稲取岬につきましても伐倒の箇所の範囲となっております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 町長、幼稚園の問題は、こども家庭庁の考え方の中で言うと、やはり子供たちに、町長言われるようにまちづくりに参加していただく。単なる意見があったら聞くということではなくて、昨日の一般質問の中で楠山議員が言っておられましたけれども、ミニミニ図書館がやはり子供たちのある面憩いの場で、ある面止まり木的な役割果たしていたように、私たちから見ると、そういうことが想像つかないことが子供たちの中で起こるといふこともあるわけで、子供たちは子供たちの見方もあるんだと思うんで、そういう子供たちをやはり、まして自分たち関わることだから、それもまちづくりへの参加として、この視点は位置づけてあげることが私は大切だと思うので、ここはよろしくお願ひしたいと思ひます。

町長、このごみ堆肥化の問題ですけれども、非常にこれは大事な問題で、重い問題で、なおかつもう不転でこれをやらないといけない問題になっているのではないかなと思ひますよ。

というのは、やはり地球温暖化の問題というのは、いわゆるCO₂削減の問題でもそうですし、この15年というスパンの問題で考えてみると、最終処分場の限界性、また、今ある改修したエコセンターの耐用年数や何かを考えても、本当にこの15年の間に、先ほど来、町長言っておりましたように、今の稲取地区の旅館のごみの堆肥化をする。それが今度、熱川やほかの地域の旅館のごみに拡大をしていく。そして、それは旅館、宿泊施設のごみならず、町民、家庭のごみもそうしていくんだよという、ある面、壮大な計画で、意欲的な挑戦だと思ひますよ。これもうやらないといけないと。ここに予算化したということは、やらなきゃいけないと思ひますよ。

その上で、私はこれはいいことだと思ひますけれども、先ほどの鈴木議員の質問に対するちょっと答弁の中であつたように、廃棄物の処理の計画をちゃんとつくる、目標を設定して計画をつくるという部分と合わせて、いつまでにその稲取地区から町内全体の宿泊施設への拡大を行うのか。やっぱり個人の家庭の生ごみまで、いつまでにそれをやり切るのかという

計画と、それを具体的にどういう体制でやり切るのかという、やっぱりちゃんとした町の方針がなければ、ただこれをつくっても意味がないわけです。

鈴木議員言われたように、今のエコセンターをたしか平成14年新しくしました。減量化しようと思った。でも、特段、町としてのごみの減量や分別に対する対応というのも、その後、つくったことで安心しちゃって特段進みませんでした。特段の体制もありませんでした。もう避けられないこの問題に対して、町として、今すぐとは言いませんが、少なくとも来年度の予算を提出するまでには、そういう町のどういうふうにそれを何年までに達成するというような具体的なものがどういう体制でやるのかというものが、裏づけとして出てこない、今回ここで予算を認めればいいということでは済まない問題だというふうに、私は認識しているんですけれども、この点についてのお考えをお伺いしたいです。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

この生ごみの堆肥化の流れという話を考えると、まず実証実験を年明け当初やらせていただいたの、御記憶にもあろうかと思えます。それはなぜかという、発生する生ごみによって堆肥化される堆肥の成分というか、そういうところの裏づけを、ある程度確認をしないと、堆肥化したはいいけれども、できた堆肥が使えないということになってしまうということもあって、その確認をまずは計画的にやらせていただきました。その結果、堆肥は十分使えるものだということが分かりましたので、今回、実際に堆肥化事業ということで。

ただ、これボリューム感もあるので、まずは実証実験ではないんですけれども、稲取地区だけでスモールスタートと言ったほうがいいのかもかもしれませんけれども、スモールスタートをさせていただく中で、様々な課題がございます。例えば、堆肥化を行う場所について、今はアスド会館の体育館を、あそこはもう使われていないので何とか有効活用しようという方向で今やっているところなんですけれども。

その関係もありますので、その辺をしっかりと確認をしながら、時期を見て確認して、ある程度、情報、データが集まったところで具体的な話を考えていきたいと思っております。

ただし、そんな長期の話になると全く思ってなくて、例えば、今、議員の中から最終処分場の話が出ました。最終処分場ですね、大体、計画埋立て量というのが5万6,000立米あります。その中の大体6割弱、今、埋め立てられている状況、年数で置き換えると、あと21年ぐらいいはもつと言われているんですが、その21年が長いと考えるのか、短いと考えるのかというのは大変重要なところで、もう今から議員がお話しして御指摘いただいたように、ごみ

の縮減、SDGsを念頭に置きながら、それをしっかりやっていくということは、もう遅いぐらいだと思っけていまして、それを早急に手を打っていくという意味で、今回、予算計上をさせていただいて、まずは稲取地区において、ごみの減量化、堆肥化ということをやっていききたいと思っけています。

これは何て言うんですかね、参考までに。今回の堆肥化事業というのは、当然、行政だけでは何もできないというところの中で、民間企業さんも堆肥化する企業さんなんですけれども、しっかりとその農業に波及できるようなことも少し念頭に置きながら、ここで作った堆肥がなるべく地元の農家さんに使っけていただくようにしたいという思っけてと、あとはそれできた農作物が、またできれば地元のホテル・旅館さんで出されるという、この回る、そういうようなシステムにしていききたいという考えもあるんで、そこについては少し状況を見ながら、どれぐらいの堆肥が具体的で本当に出てくるのかとかですね、様々なことを見ながら、相対的に計画を練り上げていききたいと思っけております。

以上でございます。

○議長（笠井政明君） 14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 町長、これ15年間、毎年3,000万前後、また必要だとことできくと、総体で4億5,000万から5億近い事業に町が踏み切っけていくということ。それは、私は悪いことじゃないと。ただ、先ほどの鈴木議員の一般質問で、るる細かく説明されたように、なかなかこの町民、一般家庭のその生ごみをここに至るまではやっぱり大きい課題がある。今までリサイクルや何かの問題でも、どちらかと言えば、静岡県でも1周遅れの行政が、ある面できくと一挙に静岡県のトップになるわけですよ、変な話ですけども。

伊豆の国市みたいに、旧長岡町の旅館で堆肥化なんかやっけていますけれども、あくまでこのまま広がっけていません。本当に町全体でこの生ごみやるなんていう取組は、静岡県で見れば、そこまで意欲的なことをやろうとしているのは今ないわけですよ、うちがもしかしたら初めてかもしれない。でも、それは町長言われるように循環はいいんだけども、旅館、稲取以外の宿泊施設のごみであれ、家庭のごみであれ、ちゃんと協力して、同じ方向を向いて協力して一緒にまちづくりをしていくという人たちが大多数にならないと、そこは実現ならないわけ。その意欲的な取組をするについては、今日とは言いませんから、本当に具体的な道筋というものを、どういう体制で、いつまでもこれをやり切っけていこうかというようなものを、私はぜひお示ししたいということ、特に要望したいと思っけています。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） はい、ありがとうございます。

先ほどの鈴木議員からの質問にもありましたけれども、なかなかごみを、普通のごみを捨てることですら、なかなかルールを守っていただけないという側面もあるので、どれだけしっかりと町民にご理解をいただいて参画していただくかというのがまさに肝だと思しますので、そういうところの意識醸成、意識高揚というところも含めて、しっかりと考えながら進めていきたいと思えますし、計画もなるべく早い段階で、ある程度の方向性というのは出していかなければいけないのかなと思っております。

○議長（笠井政明君） ほかに質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第62号 令和5年度東伊豆町一般会計補正予算（第5号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、14時35分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時20分

再開 午後 2時35分

○議長（笠井政明君） 休憩を閉じ再開します。

(第3号)

○議長（笠井政明君） 日程第13 議案第63号 令和5年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第63号 令和5年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に193万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億2,853万9,000円とするものであります。

歳入につきましては、財源調整のため基金からの繰入金を増額させていただきます。

歳出につきましては、一般被保険者保険税の還付金の増額及び令和4年度特別調整交付金の過年度清算による返還金を計上させていただきます。

詳細につきましては、健康づくり課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（山田義則君） ただいま提案されました議案第63号 令和5年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について概要を説明させていただきます。

令和5年度東伊豆町の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ193万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億2,853万9,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」によります。

恐れ入りますが、5ページ、6ページをお開きください。

歳入の内容について御説明をいたします。

6款繰入金、2項基金繰入金、1目国民健康保険事業基金繰入金、補正前の額に193万9,000円を追加し、1,785万8,000円といたします。

1節、細節1国民健康保険事業基金繰入金193万9,000円の増は、財源調整のため基金繰入

金を増額するものです。

7 ページ、8 ページをお開きください。

次に、歳出の内容について説明いたします。

9 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目一般被保険者保険税還付金、補正前の額に89万8,000円を追加し289万8,000円といたします。

22節償還金利子及び割引料、細節1 一般被保険者保険税還付金89万8,000円の増は、社会保険加入の異動届が過年度に遡及してまとまった数の申請がなされたことから、保険税の還付に関わる必要額を計上するものです。

3 目償還金、補正前の額に104万1,000円を追加し、1,244万9,000円といたします。

22節償還金利子及び割引料、細節3 その他清算返還金104万1,000円の増は、令和4年度特別調整交付金、国庫負担金に関わる交付金の清算により、過年度返還金が生じたため、必要額を計上するものです。

3 ページ、4 ページへお戻りください。

ただいま説明いたしました内容を歳入歳出補正予算事項別明細書に総括してあります。

まず歳入ですが、合計で申し上げます。補正前の額18億2,660万円に193万9,000円を追加いたしまして、18億2,853万9,000円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額18億2,660万円に193万9,000円を追加いたしまして、18億2,853万9,000円といたします。

補正額の財源内訳ですが、特定財源のその他で193万9,000円といたします。

以上、簡単ではありますが概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第63号 令和5年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第64号 令和5年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（笠井政明君） 日程第14 議案第64号 令和5年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第64号 令和5年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に249万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億4,198万6,000円とするものであります。

主な内容を申し上げますと、歳入は特別徴収保険料の減額及び歳出補正予算計上に伴う繰入金をそれぞれ増額補正させていただきます。

歳出につきましては、居宅介護住宅改修費保険給付費の増額、人事院勧告による職員給与手当等の増額、及び令和5年度介護保険制度改正に伴うシステム改修業務委託料を計上させていただきます。

詳細につきましては、健康づくり課長より説明いたささせていただきますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（山田義則君） ただいま提案されました議案第64号 令和5年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第2号）について概要を説明させていただきます。

令和5年度東伊豆町の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ249万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億4,198万6,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」によります。

恐れ入りますが、5ページ、6ページをお開きください。

歳入の主な内容について御説明いたします。

1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料、補正前の額から87万3,000円を減額し、2億7,305万6,000円といたします。

1節現年度分保険料、細節1特別徴収保険料87万3,000円の減は、最終調定額が2億5,010万円と推定されますので、当初予算額との差額分を減額するものでございます。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、8目事業費補助金、補正額137万5,000円を追加いたします。

1節、細節1事業費補助金137万5,000円の増は、システム改修業務委託料に関わる国庫補助金として、かかる経費の2分の1を計上するものです。

7ページ、8ページをお開きください。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、4目その他一般会計繰入金、補正前の額に137万5,000円を追加し、1,486万5,000円といたします。

1節、細節1事業費繰入金137万5,000円の増は、システム改修業務委託料に関わる一般会計からの繰入金としてかかる経費の2分の1を計上するものです。

9ページ、10ページをお開きください。

次に、歳出の主な内容について御説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正前の額に275万円を追加し453万9,000円といたします。

12節委託料、細節3システム改修業務委託料275万円の増は、厚生労働省より制度改正に対応するため、介護保険関係システムの改修の指示がなされたことから、必要額を計上するものです。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、8目居宅介護住宅改修費、補正前の額に60万円を追加し、410万円といたします。

18節負担金補助及び交付金、細節1居宅介護住宅改修費保険者負担金60万円の増は、住宅改修費に不足が見込まれるため必要額を計上するものです。

4款基金積立金、1項基金積立金、1目介護保険給付費準備基金積立金、補正前の額から109万7,000円を減額し、1,946万7,000円といたします。

24節積立金、細節1介護保険給付費準備基金積立金109万7,000円の減は、財源調整を図るためであります。

3ページ、4ページへお戻りください。

ただいま説明いたしました内容を歳入歳出補正予算事項別明細書に総括してあります。

まず歳入ですが、合計で申し上げます。補正前の額14億3,948万8,000円に249万8,000円を追加いたしまして、14億4,198万6,000円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額14億3,948万8,000円に249万8,000円を追加いたしまして、14億4,198万6,000円といたします。

補正額の財源内訳ですが、特定財源の国県支出金で167万8,000円、その他で20万7,000円、一般財源で61万3,000円といたします。

以上、簡単ではありますが概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第64号 令和5年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第65号 令和5年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第3

号)

○議長（笠井政明君） 日程第15 議案第65号 令和5年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第65号 令和5年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第3号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、予算第3条に定めた収益的支出の既決予定額から380万2,000円を減額し、総額を4億3,235万4,000円といたします。

また、予算第4条に定めた資本的支出の既決予定額に250万円を追加し、総額を2億9,842万4,000円とするものであります。

主な補正内容といたしましては、修繕費及び工事請負費の不足額増額や、人事院勧告に基づく給与費の調整、動力費の不用額減額などを行っております。

詳細につきましては、水道課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） 水道課長。

○水道課長（鈴木貞雄君） ただいま提案されました議案第65号 令和5年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第3号）について概要を御説明いたします。

総則第1条、令和5年度東伊豆町水道事業会計の補正予算（第3号）は次に定めるところによります。

収益的支出の補正、第2条令和5年度東伊豆町水道事業会計予算、以下、予算という、第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正いたします。

支出第1款水道事業費用、既決予定額4億3,615万6,000円から380万2,000円を減額し、4億3,235万4,000円といたします。

第1項営業費用、既決予定額4億2,053万2,000円から380万2,000円を減額し、4億1,673万円といたします。

資本的支出の補正。

第3条 予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億9,234万4,000円を2億9,484万4,000円に。当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整

額1,711万6,000円を1,734万3,000円に。過年度分損益勘定留保資金2億7,522万8,000円を2億7,750万1,000円に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正いたします。

支出第1款資本的支出、既決予定額2億9,592万4,000円に250万円を追加し、2億9,842万4,000円といたします。

第1項建設改良費、既決予定額1億9,361万円に250万円を追加し、1億9,611万円といたします。

次のページを御覧ください。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正。

第4条 予算第6条に定めた経費の金額を次のように改めます。

第1号 職員給与費、既決予定額9,119万3,000円に24万円を追加し、9,143万3,000円といたします。

恐れ入りますが、6ページ、7ページをお開きください。

参考資料により主な補正内容を説明させていただきます。

初めに、収益的支出についてですが、1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費、26節動力費200万円の減は不用見込額の減額です。

2目配水及び給水費、2節手当81万1,000円の減は、人事院勧告及び人事異動に伴う調整を行っております。

22節修繕費500万円の増は、突発的な設備の不具合対応や漏水対応が多かったため、今後の不足見込額を増額しております。

26節動力費800万円の減は、先ほどの原水及び浄水費と同じく、不用見込額を減額しております。

5目総係費の1節給料から6節法定福利費引当金繰入額は、全て給与費関係で、人事院勧告等に伴う調整をさせていただいております。

8ページ、9ページを御覧ください。

次に、資本的支出についてですが、支出、1款資本的支出、1項建設改良費、1目原水及び浄水施設整備費、39節工事請負費250万円の増は、白田浄水場の2号ポンプ電動弁故障により、更新費用を計上させていただいております。

なお10ページに給与費明細書を添付してございますので御参照ください。

以上、簡単ではございますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第65号 令和5年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第3号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 報告第5号 専決処分の報告について

○議長（笠井政明君） 日程第16 報告第5号 専決処分の報告についてを議題とします。

町長より報告を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 報告第5号 専決処分の報告をさせていただきます。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定された事項について専決処分したので、同条第2項の規定により報告いたします。

この専決処分につきましては、令和5年9月18日、町道小橋線で発生したグレーチングによるタイヤ破損事故に対して、道路管理者である東伊豆町が損害補償に係る費用を賠償するものであります。

詳細につきましては、建設整備課長より説明いたさせます。

○議長（笠井政明君） 建設整備課長。

○建設整備課長（村上則将君） 報告第5号 専決処分の報告について説明させていただきます。

次のページ、別紙資料を御覧ください。

当事者は第1当事者が東伊豆町長、第2当事者は東伊豆町奈良本在住の男性であります。令和5年9月18日の午前9時30分頃、町道小橋線、場所につきましては位置図及び写真を添付してございますが、熱川精肉店さんの下側の場所となります。

事故の原因は、町道小橋線に設置されたグレーチングに前輪が乗った際に、グレーチングが傾き、後輪のタイヤの面にぶつかりタイヤがパンクをいたしました。グレーチングを支える基礎部分が破損したことによるものであり、現地を確認した後、業者に依頼し対応は済んでおります。

第2当事者であります男性には謝罪をするとともに、タイヤの交換をさせていただき、令和5年10月23日付で損害賠償金2万8,800円を保険会社から支払うことで示談を成立させていただきましたので、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分させていただきました。また、同条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。

○議長（笠井政明君） 以上で報告を終わります。

◎日程第17 報告第6号 令和5年度教育委員会自己点検・評価報告書（令和4年度分）の提出について

○議長（笠井政明君） 日程第17 報告第6号 令和5年度教育委員会自己点検・評価報告書（令和4年度分）の提出についてを議題とします。

報告書については事前に配付したとおりであります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

以上で報告を終わります。

◎日程第18 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（笠井政明君） 日程第18 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題と

します。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長(岩井茂樹君) 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について、下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので議会の意見を求めるものであります。

住所、賀茂郡東伊豆町奈良本。

氏名、梅原ひろみ。

提案理由を申し上げます。

現任者が令和6年3月31日をもって辞任しますので、梅原ひろみ氏には、新たに人権擁護委員の就任をお願いするものであります。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(笠井政明君) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(笠井政明君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(笠井政明君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり適任とすることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(笠井政明君) 起立多数です。よって、本案は原案のとおり適任とすることに決定しました。

◎日程第19 意見書案第1号 台湾のCPTPP(環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定)への加入に向けた支援を求める意見書について

○議長（笠井政明君） 日程第19 意見書案第1号 台湾のCPTPP（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）への加入に向けた支援を求める意見書についてを議題とします。

提出者より提出理由の説明を求めます。

7番、栗原議員。

（7番 栗原京子君登壇）

○7番（栗原京子君） それでは、朗読をもって説明に代えさせていただきます。

意見書案を御覧ください。

意見書案第1号 台湾のCPTPP（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）への加入に向けた支援を求める意見書について。

地方自治法第99条の規定により、国会及び関係行政庁に対し、台湾のCPTPP（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）への加入に向けた支援を求める意見書を別紙のとおり提出する。

令和5年12月7日提出。

東伊豆町議会議長、笠井政明様。

提出者、東伊豆町議会議員、栗原京子。

賛成者、東伊豆町議会議員、山田豪彦、鈴木伸和、楠山節雄、稲葉義仁、西塚孝男、須佐衛、定居利子、村木脩、内山慎一。

台湾のCPTPP（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）への加入に向けた支援を求める意見書。

日本と台湾は、経済や観光など様々な分野で深いつながりがあり、深い信頼と友情で結ばれた重要なパートナーである。

当町においても、さらなる相互理解と友好親善を深めることを目的として、町議会議員による「東伊豆町議会日台友好親善議員連盟」を設立し、互いの活動に積極的に協力するなど、台湾との結びつきは強いものがある。

このような関係にある台湾は、2021年にCPTPPへの加入を申請している。CPTPPは、日本政府のリーダーシップにより2018年に発効し、高いレベルの自由化と公正なルールの構築を目指す「21世紀型の経済連携協定」であり、台湾が加入することは、連携地域の経済貿易にさらなる活力を与え、域内経済に好循環を生み出すとともに、我が国及び当町にとって経済のみならず、様々な分野における協力関係の強化が期待される。

よって、国においては、台湾のCPTPPへの加入に向けて、積極的に支援するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和5年12月7日。

静岡県東伊豆町議会。

なお、送付先につきましては、国会及び関係行政庁に対し、一覧のとおりとなりますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 私は、今提案されました意見書については反対をいたします。

これは、なぜ反対するかということですが、台湾との問題ということだけではなくて、大事な問題はやっぱり中国との問題があります。日本と中国との問題でいえば、第二次世界大戦の戦争当事国として、この関係が1972年の日中共同宣言、1978年の日中平和友好条約と、こういうことが結ばれて軍事的なその終戦だけではなくて、政治的にも敵対関係がなくなり、平和友好条約の下に関係が築かれてきました。

この間、日本政府は共同宣言において、台湾は中国の一部であるということ。そして、これは国連において中華人民共和国が国際連合の安保の常任理事国になったということも含めて、世界政治の中でも1つの中国ということが認識をされています。

なお、今年5月9日の政府質問主意書に対する答弁では、政府より台湾に関する我が国政府の立場は、昭和47年日本国政府と中華人民共和国政府の共同声明第3項にあるとおり、台湾が中華人民共和国の領土の不可分の一部であるとの中華人民共和国政府の立場を十分理解し尊重するという立場に立っております。

ということを考えますと、この環太平洋パートナーシップ協定は、現在11か国で構成されていますが全て独立した国です。同じ2021年の9月に中国もこの環太平洋パートナーシップ協定への加入の申請も求めています。

ということを考えますと、今、我々が国に対して国際政治と日中共同宣言において認めてきた1つの中国という立場を放棄するというようなことを求めることはやっぱりよくないこ

とであると言わざるを得ないと思います。

ちなみに、私は別に親中国で中国を容認する立場には立っておりません。私どもの行動綱領では、中国が大国主義、覇権主義の動きを見せているということについて、党綱領でもはっきりと否定して、現在の中国の在り方については必ずしも認めているわけではなく、厳しく批判しております。

しかし、国際政治の中で二十世紀において確立をされてきた民族自決権、その国の民族及び人民は、その運命は自らが決めるという、この国際政治の大原則に立つならば、今、台湾との経済活動を優先して、これまでの日中関係における共同宣言の立場を放棄に等しいことはするべきではないというふうに判断いたします。

また、環太平洋パートナーシップというような新自由主義における経済協定というのが、今、地球の気候変動とロシアのウクライナへの侵略という中で、非常に経済安保ということが今、国においても叫ばれる中で、自由主義経済、新自由主義のこの経済政策の在り方が必ずしも容認されて、いつまでも続く制度でもないという点も大事でありまして、日本においてはこの30年間で食料自給率が10%低下して、先進国最低の38%にもなっている。こういう点も、これから我々は重大な関心を持って臨むべき問題であって、台湾との問題はこの環太平洋パートナーシップ協定に限らず行えるものは行えばいいということでもありますので、できることはできる範囲でやるということであって、この協定に台湾を入れるということを求めるというのは、私は正しくないことだというふうに判断しております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。

6番、稲葉議員。

○6番（稲葉義仁君） すみません。

それでは、私は賛成のほうの立場からお話をさせていただきたいと思います。

先ほど14番議員から、国と国との関係、過去の経緯等々含めて、鑑みるとこういう形で意見書を出すのはいかがかというようなお話をいただきました。

私ども、実際、つい最近、台湾とも議員連盟をつくったりという形で関係を深めている部分があります。これは、もちろん国がという部分はあるんですが、私ども東伊豆町、ここは観光立町であり、中国の方も台湾の方も多く来られている、そういった町であります。

東伊豆町の町民であり議員として何ができるかというところで言うと、できるだけたくさんの人たちと友好的に結びつきをつくり、できるだけコミュニケーションを密に取ることで

お互いの関係を深めていく。こういうことが大切であり、観光立町である我が町にとっても、これは決して大変重要なことではないかと個人的には考えております。

一方で、このCPTPP、これの加入への支援に向けた意見書の提出でございますが、台湾がこういう形で求めているという事実があるというところ。私どもとしては、それを応援する。ただし、あくまでも意見書でございますので、それを国の立場として見たときにこれがどうなるか。その部分は私どもが立ち入ってできるものではないので、あくまでも応援団として応援をさせていただくと、そういう意味合いでこの意見書は提出させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（笠井政明君） ほかに討論ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより意見書案第1号 台湾のCPTPP（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）への加入に向けた支援を求める意見書についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙

○議長（笠井政明君） 日程第20 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙を行います。

静岡県後期高齢者医療広域連合議会につきましては、広域連合議会規約第7条の規定により、20人をもって組織することとされています。その中で町議会議員の区分から4人を選出することとされています。

このたび町議会議員から選出すべき議員のうち2人が欠員となり、その補充のため候補者を募ったところ、町議会議員の区分において選挙すべき定数を超えましたので、投票による選挙を行うものです。

この選挙は、広域連合規約第8条の規定により、全ての町議会における得票総数により当

選人を決定することになりますので、会議規則第33条第2項の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行いません。

そこでお諮りします。

選挙結果については、会議規則第33条第2項の規定に関わらず、有効投票のうち候補者の得票数までを広域連合に報告することとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(発言する人なし)

○議長（笠井政明君） 異議なしと認めます。よって、選挙結果の報告については会議規則第33条第2項の規定に関わらず、有効投票のうち候補者の得票数までを広域連合に報告することに決定しました。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉鎖します。

(議場閉鎖)

○議長（笠井政明君） ただいまの出席議員は12名です。

次に、立会人の指名を行います。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に1番、山田議員及び2番、鈴木議員を指名します。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（笠井政明君） 異議なしと認めます。よって、両名が立会人に決定しました。

候補者名簿をお配りします。

(候補者名簿配付)

○議長（笠井政明君） 候補者名簿の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（笠井政明君） 配付漏れなしと認めます。

これより投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○議長（笠井政明君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（笠井政明君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長（笠井政明君） 異状なしと認めます。

議会事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順次投票をお願いします。

○議会事務局長（福岡俊裕君） それでは、名前を呼び上げます。

1 番山田議員、2 番鈴木議員、3 番楠山議員、5 番笠井議員、
6 番稲葉議員、7 番栗原議員、8 番西塚議員、10番須佐議員、
11番村木議員、12番内山議員、13番定居議員、14番山田議員。

（投票）

○議長（笠井政明君） 投票漏れはありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

1 番、山田議員及び2 番、鈴木議員は開票の立会いをお願いします。壇上へお越しく
ださい。

（開票）

○議長（笠井政明君） これより選挙の結果を報告します。

投票総数12票、これは先ほどの出席議員数に符号しています。有効投票12票、無効投票
ゼロ票です。

有効投票のうち、遠藤豪議員6票、遠藤嘉規議員5票、西田彰議員1票。

以上のおりです。

議場の出入口を開きます。

（議場開鎖）

◎日程第21 常任委員会所管事務調査の報告について

○議長（笠井政明君） 日程第21 常任委員会所管事務調査の報告についてを議題とします。

本件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

8 番、西塚議員。

（8 番 西塚孝男君登壇）

○8番（西塚孝男君） それでは、朗読をもちまして調査の結果を報告いたします。

報告書を御覧ください。

令和5年12月7日。

東伊豆町議会議長、笠井政明様。

文教厚生常任委員会委員長、西塚孝男。

文教厚生常任委員会調査報告書。

本委員会に付託された調査事件について、調査の結果を別紙のとおり、会議規則第77条の規定により報告いたします。

別紙、1、調査事件。

移動支援事業について。

2、調査の経過。

調査の経過につきましては資料にお示ししたとおりです。

3、調査に至る経緯。

ここ数年、高齢化の進展とともに「移動手段がない。」などとの声を聞くようになり、議員からも、交通・移動の問題についての一般質問が再三にわたって行われてきた。昨年度、静岡県の補助を受けられることがあり、町として移動支援事業に踏み出した。

委員会では、町民の期待が高かった移動支援事業の運営が、町民の期待に応えるように行われているかを調査すべきと考え、所管事務調査を行った。

4、調査の結果。

(1) 健康づくり課による移動支援事業の説明。

ア、事業実施の背景。

静岡県は、平成28年度から「ふじのくに壮年熟期活躍プロジェクト」を進めている。この「ふじのくに壮年熟期活躍プロジェクト」は、壮年熟期66歳から76歳の方を対象に、健康長寿の3要素（運動、食生活、社会参加）の一つである社会参加・ボランティアを促すとともに、生活において、ちょっとした支援が必要な方を支える担い手を育成することにより、住民同士が支え合う地域づくりを目指している。

町では、移動支援・生活支援を一体の事業とし、支え合う東伊豆として推進している。住民参加による事業とし、サロンの開催、見守り、安否確認、外出支援、買物、調理、清掃等の家事支援を行う生活支援と介護予防サービスを柱として進めている。

静岡県が、移動支援を導入することを目的に、令和2年度から支援を始めた。

「ふじのくに壮年熟期活躍プロジェクト」構想は資料 1 参照、道路運送法の法体系上の位置づけは資料 2 参照。

イ、事業の概要。

サービス提供エリアは町内とし、利用される町民（以下、利用会員）は65歳以上の高齢者（介護認定者等は除く）である。運転ボランティア（以下、協力会員）は、移動支援セミナーを受講し、かつ福祉有償旅客運送運転者講習等の受講者、生活支援の協力者は、生活支援ボランティア養成講座の受講者である。

事業は、道路運送法の許可・登録の必要がない福祉有償運送事業である。

利用について。

①「支え合う東伊豆」利用会員登録。

②「支え合う東伊豆」利用事業チケット購入 1 冊10枚つづり。利用料金10分につき 1 枚（100円）。

③移動支援の依頼。利用申込みは 1 週間以上前に行う。対応可能な協力会員が確定次第、連絡あり。

④利用目的。買物、健康診断・健康教室、サロン・カフェ。

⑤利用時間。 8 時30分から17時00。土・日・祝日、年末年始休み。

⑥事業経費。234万5,000円（令和 5 年12月 1 日現在）。

⑦事業委託先。東伊豆町社会福祉協議会。

ウ、事業の実績。

令和 4 年度（10月から令和 5 年 3 月）の実績。

利用状況。69人（延べ103人）、利用会員61人登録。

サービス提供。協力会員 9 人登録（実働 8 人）。

基礎データ。人口 1 万1,303人（令和 5 年 5 月31日現在）。65歳以上5,324人（47.1%）。介護認定者約900人。80歳以上1,728人。制度の概要は資料 3 参照。

（2）参考人からの意見聴取。

ア、協力会員に応募したきっかけ、動機は。

退職して自由な時間が増え、もともとボランティアに興味があったことから、応募して回覧の情報により講習を受け、本年10月で1年が経過した。

移住して24年になる。以前、ケアマネジャーをしていたとき移動手段がネックだと感じた。自分の住む地域が、年を取っても住みやすい場所であるようにとの思いで始めた。

自家用車を所有していないと不便だとの声をよく耳にする。自分も、この仕組みづくりに関わりたいと感じ、協力することにした。

イ、移動支援の取組を行って、どのような感想をお持ちか。

ボランティアに参加し、充実感が得られている。

利用会員からは、移動支援事業について、知人に教えてもらい知ったという声が聞かれる。

ドア・ツー・ドアの大変よい仕組みだと思うが、周知が足りていないと感じている。

ウ、利用会員は、どのような感想や意見を持っているとお感じか。

地方の乗り合いバスは便数が少なく不便。この事業に携わり、利用される利用会員が大変喜んでくれている。

免許を返納して不便さを感じていたが、この事業を知り非常に助かっているという感謝の声が寄せられている。

健康教室の参加者でよく利用される方がおり、前日の予約等ができるようになれば利便性が向上すると言っていた。

エ、この制度をさらに普及するためには、どのような取組が必要だと思うか。

協力会員が少ないと感じており、周知不足は否めない。商業施設等での宣伝を通じ、事業の認知度を上げることが求められる。また、就労者等は、携わることが困難であるため、高齢者団体等の会員に協力していただくことが必要と考える。

タクシーの待ち時間が長く、利用しづらいとの声をいただいた。買物であれば、希望者がまとまって利用できるような仕組みが構築できれば、みんなの負担軽減につながる。

チケットの受渡しや記入など、煩雑な作業があるため、システムを構築しオンライン化で対応できれば効率性は上げる。また、協力会員の意見交換の場は必要ではないかと感じている。

5、委員会の意見。

利用会員から「助かっている」「感謝している」といった意見が寄せられているほか、協力会員からは事業に参加して「充実している」といった感想が聞かれた。

「支え合う東伊豆」の柱をなす移動支援事業は、高齢化率が47%を超えている町の大切な施策であるが、残念ながらその利用は多くない。

こうした状況を改善するために必要と考えることについて委員会として意見をする。

(1) 町民への周知。

協力会員からは、店舗等で「何をしているのかという視線を感じる。」との意見が聞かれ

るが、専用のビブスを着用し、車にマグネットシートを付けて移動支援を実施しており、この事業の周知が足りていないことが原因と思われる。

町民からの要望の多い交通問題に対応するよい事業でも、周知が行き届かない状況では、町民の期待に応えることはできない。

また、利用していただきたい町民が高齢者であることを考えると、きめ細かな対話による説明が必要不可欠である。

(2) 協力会員の確保。

タクシー不足、高齢化による交通困難者の増加等、ドア・ツー・ドアのサービスは、潜在的に大きな需要があると見込まれる。しかし、現在の協力会員数を基準に考えた場合、本事業を拡大し潜在的な需要を受け入れる余地は小さい。

まずは、本事業をどの程度の規模で運営していくのが適当なのか、目標とする規模を設定し、それに見合う協力会員の増員を目指すことが重要と考える。

また、制度の要旨として合理的な運行の側面からは、各区や別荘地等、利用会員が住む地域に必要な協力会員がいることが望ましい。

これらを踏まえ、仮に80歳以上の1割が利用会員として登録し、同事業を利用した場合、最低23人と想定される協力会員の確保が必要となる。

あわせて、稲取地区、片瀬・白田地区、奈良本地区、北川・大川地区、個別に別荘地において、必要な協力会員数を確保することについても考慮されたい。

想定として、利用会員が180人が、週1回利用（週5日運行）した場合、1日の利用者は36人となる。協力会員1人が1日の稼働で利用会員4人に対応した場合、利用会員36人に対応するためには、1日9人の協力会員を確保する必要がある。

現状では、協力会員は週2日程度の頻度で活動しており、この例によると23人程度の協力会員を確保する必要があると考えられる。

(3) 協力会員間での意見交換の場を設置すること。

協力会員は、ボランティアとして事業を支えていると同時に、制度上の問題を感じることや利用会員からの声を耳にする位置にいる。

この制度を維持継続するためには、ボランティアである協力会員の意見交換の場を整えるなど、協力会員が相互に意志疎通を図り、自律的に運営を支えることができる環境の整備に努める必要がある。

(4) 専用車両の確保と環境の整備を。

事業が始まって1年の中で、協力会員は慣れない狭隘な道路での運転により「狭いところで擦った」「バンパーをぶつけた」という事例が挙げられ、自損事故を起こし、自らの自動車保険で対応していた。

現在の制度の枠組みでは、やむを得ないことであるが、このままでは自発的な意思で参加している協力会員の自己犠牲、負担はあまりにも大きい。

協力会員の1人は、事故から生じる負担を回避するために、社会福祉協議会の車両を使い事業に参加している。こうしたことから、協力会員の確保を進める上でも専用車両を確保して、事業に参加する協力会員の負担を軽減することが必要である。したがって、車両保険などの包括的な補償や自己負担軽減のための支援策を検討されたい。

また、専用車両は色やラッピングによって、事業の周知・宣伝に大きく寄与することが、委員会の行政視察で訪問した先進地の三重県紀北町での取組から判断される。

(5) 管理体制。

現在「利用会員からの依頼」と「協力会員からの受諾確認」をLINEで行っている。

この方法では、一度に数件の依頼が送信されて、瞬時に受諾できたものと未定のものの判別が難しく、依頼に対応できない事態が発生しており、今後、依頼が増加した場合には対応できない。システム化によるマッチング等、オペレーションの在り方・体制を見直し、整備を図ることが必要である。

(6) 利用事業チケット（料金）の改善。

利用料金は、利用会員と協力会員との間で100円券10枚つづりのチケットによって行われている。

要望に対して、支援サービスが適正かつ確実に提供されていることを把握する上で必要なことではあるが、会員に日付の記入、利用時間、対応枚数、受領確認を求めており、双方にとって少なからず負担がかかる仕組みとなっていることから、煩雑な手続の改善を検討されたい。

以上。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

以上で、常任委員会所管事務調査の報告についてを終了します。

◎日程第22 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（笠井政明君） 日程第22 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました「本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項」について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（笠井政明君） これで、本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和5年第4回東伊豆町議会定例会を閉会します。

長時間御苦労さまでした。

閉会 午後 3時37分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 _____

署 名 議 員 _____

署 名 議 員 _____